

風水害等対策計画編

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的・性質等	1
第2節 各機関の実施責任	4
第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第4節 市地域の地勢と災害の概要	9
第2章 災害予防	11
第1節 防災体制の確立	11
第2節 防災思想・防災知識の普及	16
第3節 防災訓練	19
第4節 自主防災組織等の育成と強化	22
第5節 ボランティア活動の環境整備	26
第6節 広域応援体制の整備	28
第7節 緊急輸送網の整備	30
第8節 防災通信設備等の整備	32
第9節 火災予防対策	34
第10節 水害予防対策	36
第11節 濁水等予防対策	38
第12節 観光施設等予防対策	40
第13節 孤立地域防止対策	41
第14節 避難対策	42
第15節 必需物資の確保対策	50
第16節 要配慮者対策	53
第17節 応急住宅対策	57
第18節 医療救護体制の整備	58
第19節 防疫対策	60
第20節 河川防災対策	61
第21節 砂防、治山対策	62
第22節 農地防災、防災営農対策	65
第23節 都市災害対策	66
第24節 建築物災害予防対策	69
第25節 ライフライン施設対策	70
第26節 文教対策	74
第1項 学校対策	74
第2項 文化財保護、その他の文教関係の対策	75
第27節 行政機関の業務継続体制の整備	77

第28節	企業防災の促進	78
第29節	防災対策に関する調査研究	80
第3章	災害応急対策	81
第1節	活動体制	81
第1項	活動体制	81
第2項	災害対策本部の組織	87
第2節	災害対策要員の確保	97
第3節	ボランティア活動	100
第4節	自衛隊災害派遣要請	102
第5節	災害応援要請	107
第6節	交通応急対策	111
第1項	道路交通対策	111
第2項	輸送の確保	116
第7節	通信の確保	119
第8節	警報・注意報・情報等の受理伝達	124
第9節	災害情報等の収集・伝達	135
第10節	災害広報	152
第11節	消防・救急・救助活動	155
第12節	事前措置	158
第13節	水防活動	160
第14節	孤立地域対策	161
第15節	災害救助法の適用	162
第16節	避難対策	167
第17節	食料供給活動	177
第18節	給水活動	182
第19節	生活必需品供給活動	184
第20節	要配慮者対策	186
第21節	帰宅困難者対策	189
第22節	応急住宅対策	190
第23節	医療・救護活動	197
第24節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬	203
第25節	防疫・食品衛生活動	205
第1項	防疫活動	205
第2項	食料品衛生活動	208
第26節	保健活動・精神保健	209
第27節	環境衛生・廃棄物処理	212
第28節	家庭動物の救援	216
第29節	産業応急対策	217
第30節	公共施設の応急対策	220
第31節	ライフライン施設の応急対策	222

第32節 文教災害対策	228
第1項 学校対策	228
第2項 文化財、その他の文教関係の対策	232
第33節 災害警備活動	233
第34節 大規模停電対策	234
第4章 災害復旧	235
第1節 復旧・復興体制の整備	235
第2節 公共施設災害復旧事業	236
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	237
第4節 被災者の生活確保	238
第5節 災害義援金品の募集配分	242
第6節 被災中小企業の振興	245
第7節 農林漁業関係者への融資	246
第5章 事故災害対策	247
第1節 航空災害対策	247
第1項 災害予防	247
第2項 災害応急対策	248
第2節 鉄道災害対策	251
第1項 災害予防	251
第2項 災害応急対策	253
第3節 道路災害対策	257
第1項 災害予防計画	257
第2項 災害応急対策	259
第4節 危険物等災害対策	264
第1項 災害予防計画	264
第2項 災害応急対策	268
第5節 林野火災対策	273
第1項 災害予防計画	273
第2項 災害応急対策	276
第6節 大規模な火事災害対策	280
第1項 災害予防計画	280
第2項 災害応急対策	283

第1章 総則

第1節 計画の目的・性質等

1 計画の目的

土岐市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という）第42条の規定に基づき、土岐市防災会議が市の地域にかかる関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

2 計画の性質

- (1) 「風水害等対策計画」は、風水害等災害に対し、県、市及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途定めることを予定している。
- (2) 「風水害等対策計画」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練を行う等してこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。
- (3) 「風水害等対策計画」は、災対法第42条の規定に基づき、毎年度の当初に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。従って、各関係機関は、毎年関係のある事項について土岐市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を土岐市防災会議に提出する。

3 計画の構成

「風水害等対策計画」は、災対法第42条の規定に基づき、市の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧

4 想定する災害

「風水害等対策計画」の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

「風水害等対策計画」の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、同時又

は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識すること。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 航空機事故による災害
- (4) 鉄道事故による災害
- (5) 道路事故による災害
- (6) 危険物の爆発等による災害
- (7) 可燃性ガスの拡散
- (8) 有毒性ガスの拡散
- (9) 林野火災による災害
- (10) 大規模な火災による災害
- (11) その他の特殊災害

5 計画の修正

土岐市防災会議は、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。また、計画を作成又は修正する場合は、岐阜県地域防災計画を参考として行う。

6 持続可能な開発目標（SDGs）

この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を旨とした取組みを推進する。



7 計画の用語

「風水害等対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市本部とは、土岐市災害対策本部をいう。
- (2) 市計画とは、土岐市地域防災計画をいう。
- (3) 市本部長とは、土岐市災害対策本部長をいう。
- (4) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (5) 県支部とは、岐阜県災害対策本部東濃支部をいう。
- (6) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (7) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部東濃支部長をいう。
- (9) 災対法とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (10) 災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (11) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、高潮、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。
- (12) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
- (13) 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
市 本 部	土岐市（市長公室危機管理室）
市 本 部 長	土岐市長
市本部〇〇部〇〇班	土岐市〇〇部〇〇課
現地災害対策本部	土岐市（市長公室危機管理室）
本 部 連 絡 員	本部連絡員の担当職にある者
本 部 連 絡 ユ ニ ッ ト	本部連絡員で構成する組織
地区連絡所（支所連絡班）	市役所支所
県 本 部	岐阜県（防災課）
県 本 部 長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県現地災害対策本部	岐阜県（防災課）
県 支 部	東濃県事務所
県支部保健班	東濃保健所
県支部土木班	多治見土木事務所
県支部〇〇班	東濃県事務所〇〇課

第2節 各機関の実施責任

1 土岐市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう指導、助言等の措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

5 住民

災害時において、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、住民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力する等、住民は、防災への寄与に努めなければならない。

6 事業者

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努める。

第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 市

- (1) 市防災会議に関する事項
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査・報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等災者救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災市営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員、雇上
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災公共施設の復旧
- (13) 市内の関係団体が実施する災害対策等の調整
- (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用
- (15) その他災害対策

2 NTT西日本株式会社岐阜支店、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- (1) 電気通信施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における緊急通話の取扱い
- (3) 被災施設の調査と復旧

3 日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区

- (1) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
- (2) 義援金の募集及び配分

4 中部電力パワーグリッド株式会社多治見支社

- (1) 災害時における電力の供給
- (2) 被災施設の調査と災害復旧

5 東海旅客鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設の整備
- (2) 列車の運転規制に係る措置
- (3) う回輸送等輸送に係る措置

- (4) 列車の運行状況等の把握
- (5) 鉄道施設等の応急復旧
- (6) 鉄道施設等の災害復旧

6 自動車運送機関

- (1) 災害時における輸送の確保
※参考資料編「災害応急対策に必要な輸送車両の確保等に関する協定」参照
- (2) 災害応急対策用物資及び人員の緊急輸送
- (3) 被災地における交通の確保

7 中日本高速道路株式会社

- (1) 中日本高速道路株式会社施設の防災対策
- (2) 被災施設の調査と復旧

8 農業協同組合、森林組合等

- (1) 市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策についての協力
- (2) 農作物、林産物の災害応急対策についての指導
- (3) 被災農林家に対する融資又はそのあっせん
- (4) 農業協同施設の災害応急対策及び復旧
- (5) 飼料、肥料、樹苗等の確保又はあっせん

9 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練
- (2) 災害時における負傷者等の医療及び収容保護

10 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練
- (2) 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
※参考資料編「要配慮者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定」参照

11 土岐市社会福祉協議会

- (1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
- (2) 市本部が行う義援金品の受付及び配分等についての協力
- (3) 市本部が行うボランティアの登録、派遣及び調整等についての協力

12 学校等設置者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練
- (2) 被災時における教育の対策
- (3) 被災施設の災害復旧

13 商工会議所等

- (1) 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等についての協力
- (2) 災害時における物価安定についての協力と徹底
- (3) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん

14 高圧ガス等取扱機関

- (1) 岐阜県エルピーガス協会土岐支部と土岐市における「災害時におけるLPガスの供給に関する協定」事項に関する事。

※参考資料編「災害時におけるLPガスの供給に関する協定」参照

15 ガソリン等危険物取扱機関

- (1) 岐阜県石油商業組合と土岐市における「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」事項に関する事。

16 火薬取扱機関

- (1) 火薬の防災管理

17 専用水道設置者

- (1) 災害による水道施設の被害調査と報告
- (2) 災害の防除と被害の拡大防止
- (3) 被災施設の応急対策と復旧

18 土岐医師会、土岐歯科医師会、岐阜県薬剤師会

- (1) 土岐医師会と土岐市における「災害時における医療救護活動に関する協定」事項に関する事。

※参考資料編「災害時における医療救護活動に関する協定」参照

- (2) 土岐歯科医師会と土岐市における「災害時の歯科医療救護協定に関する覚書」事項に関する事。

※参考資料編「災害時の歯科医療救護協定に関する覚書」参照

- (3) 岐阜県薬剤師会と岐阜県における「災害時の医療救護活動等に関する協定書」事項に関する事。

※参考資料編「災害時の医療救護活動等に関する協定書」参照

19 土岐郵便局

- (1) 災害時における郵政事業の運営の確保
- (2) 災害の様態及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び救護対策の実施
- (3) 土岐郵便局と土岐市における「災害支援協力に関する覚書」事項に関する事。

※参考資料編「災害支援協力に関する覚書」参照

20 土岐市建設業組合

- (1) 土岐市建設業組合と土岐市における「土岐市の災害応援協力に関する協定」事項に関する事。

※参考資料編「土岐市の災害応援協力に関する協定」参照

21 自治会、自主防災組織、防災士等

- (1) 市本部が行う住家等一般被害状況等の調査についての協力
- (2) 災害義援金品の募集についての協力
- (3) 炊出しその他り災者の救助保護等についての協力

第4節 市地域の地勢と災害の概要

1 市地域の地勢

(1) 地形条件

本市は、岐阜県の南南東に位置し、東は瑞浪市、北は可児市、御嵩町、西は多治見市、南は愛知県と接し、市の南部は笠原断層が東西に走り、高原状の山地をなし、市の中・北部は、低い丘陵となっている。

市の北部を土岐川が西流し、東方に肥田川、西方に妻木川が共に北流して、土岐川に流入し、これらの河川によって、北部・東南部・西南部に3つの盆地が形成され、主な市街地になっている。

地質は、おおむね第三紀層、いわゆる土岐砂礫層と呼ばれる砂礫層と陶土原料として利用されている土岐口粘土層に覆われており、特に土岐砂礫層は崩れやすく、樹木の生育に適さない。

(2) 気象条件

本市は、おおむね太平洋式気候に属し、比較的温暖多湿である。降水量は梅雨期に多く、特に梅雨期後半には本州上に前線が停滞し、集中豪雨となりやすく、また梅雨期から真夏にかけては雷が発生しやすい。秋には、台風の接近や、本州沿岸に停滞した前線の影響でまとまった雨が降りやすく、特に停滞した前線に台風の接近が重なった時に集中豪雨となる恐れがある。冬期は、晴天が続く、乾燥する。積雪は少ないが、冬の終わりから春先にかけての時期に、本州南岸を通過する低気圧の影響で、比較的まとまった雪が降ることがある。周囲を山で囲まれているため、一年を通じて風は比較的弱く、冬の季節風も穏やかである。

2 災害の概要

本市の主な市街地になっている3つの盆地は、土岐砂礫層の堆積から成る丘陵に囲まれているが、土岐砂礫層は表面が流失しやすく、崩れやすいため、集中豪雨等による土砂崩れ等の災害が起こりやすい。また、地すべり地帯も多く点在している。市街地の住宅密集地域のほとんどは木造建築で、また陶磁器製造工場が市街地に点在しているため、強風時あるいは大規模地震発生時には大火災の発生が予想される。

なお、原因別の災害概要と予想される災害状況は次のとおりである。市制後の災害発生状況を参考資料編の「土岐市地域災害発生状況」に、災害救助法適用災害の状況を参考資料編の「災害救助法適用災害の状況」に示す。

(1) 水害

水害は本市の地形的条件から山間部水害と平野部水害に大別される。

山間部水害は、土砂の崩壊、土地の流失等による被害が大きく、人命の被害、家屋・耕地の流埋没あるいは道路・橋梁・山地の損害等が甚だしいが、今後もこの程度の被害を主体とした水害が予想される。

平野部水害は、河川の堤防の決壊、いっ水等による浸水が多いが、昭和32年、47年、平成元年水害時のように土岐川のいっ水により、広範囲にわたる床上浸水も予想される。

(2) 土砂災害

土砂災害とは、土石流、地すべり、がけ崩れといった自然現象により起こる災害であるが、本市は急傾斜地や地すべり地域が多く点在し、長雨や大雨が原因となって発生しやすい状況である。

(3) 火災

本市の市街地はほとんどが木造建築で、また、陶磁器製造工場も市街地に多く点在し、それに付随するガス等の危険物貯蔵所が市内各所に設置されているため、台風、烈強風、震災時等の特殊条件下にあっては、市街地一帯の大規模火災の発生が予想される。

(4) 風害

台風その他の風による被害は、本市が内陸に位置する盆地地形のため比較的軽微であるが、大型台風が本県西部を北上する場合は、昭和34年の伊勢湾台風のように相当規模の風による被害が全市域にわたると予想される。また、大型台風が琵琶湖を北上する場合にも強風が吹きやすいので、注意が必要である。

3 複合災害対策

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響を複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。さらに、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、周知・啓発を図る。

市は、災害対応に当たる要因、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくよう努める。また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2章 災害予防

第1節 防災体制の確立

各 課 共 通

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせる防災対策を実施していくことが必要である。

また、自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、市、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

1 推進体制

(1) 減災に向けた運動の推進

市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても県民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点到配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命等の防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点到配慮した防災体制の確立に努める。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努める。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

市は、平常時から防災関係機関、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を

進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努め協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(5) り災証明書の発行体制の整備

市(福祉課)は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成

市(消防本部)は、地域防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図る。

また、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいをもって活動できる環境づくりを進めるように努める。

(7) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市(危機管理室・福祉課・健康推進課)は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(8) デジタル技術等を活用した防災対策の推進

市(危機管理室)は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進するよう努める。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や高付加

価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広く検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細やかな支援や取り組みを一体で推進するよう努める。

(9) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

2 防災業務施設・設備等の整備

(1) 気象等観測施設・設備等

市（危機管理室）は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備等の整備、観測体制の充実、強化を図る。

(2) 消防施設・設備等

市（消防部）は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設等）に対処するため、化学車、高所作業車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(3) 防災施設・設備等

市（危機管理室）は、防災関係機関の協力を得て、緊急離着陸場の実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、その機能の確保を図る。

(4) 通信施設・設備等

市（危機管理室）は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

(5) 水防施設・設備等

市（建設総務課）は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

(6) 救助施設・設備等

市は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検に努める。

(7) 災害対策本部施設・設備

市（危機管理室）は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代

替施設の整備を図る。

また、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

(8) 迅速な参集体制の整備

市(危機管理室)は、災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルートの事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話等、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

(9) 広域防災拠点施設の整備

市(危機管理室)は、大規模災害時の市内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する広域防災拠点施設の指定を行う。

ア 救助活動拠点

市外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ 物資配分活動拠点

市外から届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保(バックアップ体制等)及び応急復旧体制(広域応援体制等)の確保のための拠点

(10) その他施設・設備等

市(危機管理室、建設総務課、土木課)は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的を実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定するものとし、緊急輸送道路の確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上を図る。

また、道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

3 災害に強いまちづくり

市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の

危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第2節 防災思想・防災知識の普及

各課共通

災害を最小限に食い止めるには、災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図ることが重要である。また、市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するように努めるものとする。

1 地域住民に対する普及

市（危機管理室）は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

また、防災知識の普及に当たっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常化バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

普及すべき教育内容を以下に示す。

- (1) 災害に関する一般的知識
- (2) 建物等の点検と補強方法
- (3) 災害時の心得
- (4) 火災の発生防止、初期消火及び応急救護の方法
- (5) 避難所及び避難路に関する知識並びに避難方法
- (6) 情報入手の方法

- (7) 防災関係機関が講ずる災害対策の内容
- (8) 生活必需物資の備蓄等の方法
- (9) 要配慮者を守るための知識
- (10) 危険地域に関する知識
- (11) 地域で過去に発生した災害による教訓
- (12) その他必要に応じて教育すべき事項

2 児童生徒等に対する普及

市（学校教育課）は、学校等における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実及び消防団員や消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

普及すべき教育内容を以下に示す。

- (1) 災害に関する基礎知識
- (2) 災害時の心得
- (3) 学校の立地条件、環境及び地域の危険箇所等に関する知識
- (4) 避難所、避難ひろば及び避難路に関する知識並びに避難方法
- (5) 児童、生徒が果たすべき役割
- (6) 災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 連帯意識、隣人愛の高揚・啓発
- (8) 自衛意識に関する知識
- (9) 今後災害対策として取りくむ必要のある課題
- (10) 地域で過去に発生した災害による教訓

3 職員に対する防災教育

市（危機管理室）は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

普及すべき教育内容を以下に示す。

- (1) 災害に関する一般的及び専門的知識
- (2) 災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (3) 今後災害対策として取りくむ必要のある課題
- (4) 職員等の果たすべき役割
- (5) 防災用資機材の使用方法に関する知識
- (6) 緊急輸送道路の周知

- (7) 災害の発生が予測される場合に取りべき対策の周知
- (8) 地域で過去に発生した災害による教訓

4 災害伝承

市（危機管理室）は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

5 企業防災の推進

市（危機管理室、産業振興課、地域資源活用推進課）は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

6 防災訓練への積極的参加

市は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

第3節 防災訓練

各 課 共 通

災害時において、市計画に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努める。

1 基本方針

市、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等は、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づいて、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、実地又は図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別あるいは合同して訓練を行う。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。あわせて、デジタル等の新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進めるよう努める。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(4) 広域災害の想定

市域、県域をまたぐ広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の設置や広域避難等、県や周辺市町村等との合同による訓練の実施を考慮する。

(5) 感染症対策への配慮

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。

2 総合防災訓練

市は、次の表に示す各種の基礎訓練を効果的に組合せ、防災関係機関と合同で、同一想定に基づく総合的な訓練を実施する。

(1) 実施の時期

市は、災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

市は、災害の恐れのある地域、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

(3) 方法

市は、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、地元住民、事業所等と一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努める。さらに、NPO・ボランティア等に対しても、総合防災訓練への参加を求める。

訓練科目	実施機関	訓練科目	実施機関
気象警報等 伝達訓練	市、関係機関、住民	教養訓練	市、民間医療機関
通信訓練	市、関係機関	炊出し その他救助訓練	市、自主防災組織等
避難訓練	警察、消防、学校等	消防、水防訓練	市、消防
救助訓練	警察、消防	その他	関係機関
広域応援訓練	市、協定締結機関	協定書に基づく訓練	市、協定締結機関

3 部門別訓練

各部門別の避難その他の訓練は、次による。

(1) 幼稚園、学校等における訓練

幼稚園、学校等における訓練は、教育職員に対して職員自身の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、園児、児童生徒の避難、誘導等防災上必要な計画を樹立するとともに、実施する。

なお、幼稚園、学校等における計画の樹立及び訓練の実施に当っては、次の点に留意する。

- ア 計画及び訓練は、種別、規模、施設設備の状況、園児、児童生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なこと。
- イ 訓練は、行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、園児、児童生徒の自主的活動と相まって十分の効果をおさめるように努めること。
- ウ 火災、風水害等それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならぬよう注意すること。
- エ 訓練は、年2回以上実施すること。
- オ 訓練の実施に当っては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるように充足するとともに訓練による事故防止に努めること。
- カ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員並びに園児、児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。

キ 計画の樹立及び訓練の実施に当っては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言指導を受けること。

ク 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

(2) その他の文教施設における訓練

その他の文教施設、体育施設等における訓練は「(1) 幼稚園、学校等における訓練」に準じて行う。

(3) 社会福祉施設、医療施設における訓練

社会福祉施設、医療施設における訓練は、災害時の避難所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、社会福祉施設のうち入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。

4 その他の防災訓練

市及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施する。

- (1) 災害応急対策活動従事者の動員
- (2) 道路交通対策及び緊急輸送対策
- (3) 土砂災害対策
- (4) 災害警備
- (5) 気象警報等の伝達
- (6) 災害情報等収集及び伝達
- (7) 情報連絡員や応援職員等の派遣
- (8) その他

5 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

市は、防災関係機関あるいは自主防災組織、防災士と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図る。

6 訓練の検証

市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第4節 自主防災組織等の育成と強化

危機管理室 消防部

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織等の重要性についての認識を広め、自主防災組織等の設置促進と育成強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

1 自主防災組織等の設置推進

市（危機管理室）は、災害時における自主防災組織等の重要性についての認識を広め、地域住民による自主防災組織等の設置を推進する。

2 自主防災組織等の重要性の啓発と参加を促す環境整備

市（危機管理室）は、連携して自主防災組織等の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

3 自主防災組織等の地区防災計画の作成

市（危機管理室）は、自主防災組織等の組織（各構成員の役割）、活動内容等を明確にし、「自助」・「共助」の精神に基づき、自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各自主防災組織等が地区防災計画を作成するよう、その具体的なモデル案提示等により指導する。なお、地区防災計画は、組織の編成、通常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定める。

自主防災組織等は、市が示したモデル案を参考にして地区防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図れるよう努める。

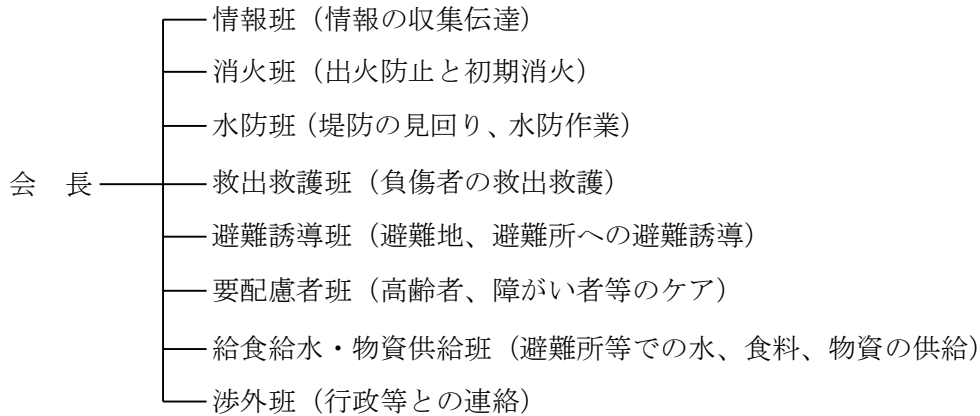
（1）規模

自主防災組織等の規模は、その活動が円滑に行われるような規模とし、町内会、事業所等小集団を単位とすることが望ましい。

（2）地区防災計画

地区防災計画は、組織の編成、平常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定めておく必要がある。

ア 組織の編成



イ 平常時の活動

- a 防災知識の習得・普及
- b 防災カルテ、防災地図の作成
 - …地域の防災設備や災害危険性について、地図にまとめて住民に周知徹底
- c 防災訓練の実施
 - …情報収集訓練、消火、避難、救出救護、給食給水、物資供給
- d 生活必需品、防災資機材の備蓄
 - …災害直後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄
- e 要配慮者の把握
 - …ひとり暮らしの高齢者、障がい者等の自力避難が困難な人の把握
- f 防災点検の実施
 - …毎月 28 日の岐阜県防災点検の日における「防災点検 10 ヶ条」の策定とそれに基づく点検
- g 地域内の他組織との連携
 - …地域内の事業所、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動推進

ウ 災害時の活動

- a 情報収集伝達
 - …地域内の被害状況、被災者のニーズを市へ報告、防災関係機関提供情報を住民に伝達
- b 被害の初期的応急対策
 - …初期消火等被害の拡大を防ぐための対策を講ずる
- c 救出救護
 - …救出資機材による生理め者の救出、負傷者の応急手当て、救護所等へ搬送
- d 避難誘導
 - …避難指示の伝達、避難所、経路の安全確保
- e 炊出しや救助物資の配分の協力
- f 要配慮者の支援
 - …ひとり暮らしの高齢者・障がい者等の自力避難が困難な人の支援

(3) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な

防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

4 自主防災組織等の活動拠点、防災資機材の整備

市（危機管理室）は、自治会等に1カ所の割合で自主防災組織等の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努める。また、自主防災活動に必要な資機材の整備に努める。

（1）拠点施設整備に係る財政支援

ア 防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業（総務省消防庁）

イ 地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金（内閣府）

ウ 市町村振興補助金（コミュニティ活動支援事業、災害対策事業のうち消防防災施設事業）、市町村振興貸付金（消防防災施設整備事業）（県）

（2）自主防災資機材の整備に係る財政支援

ア 消防防災施設等補助（自主防災組織活性化事業）（総務省消防庁）

イ コミュニティ助成（自主防災組織育成事業）（（一財）自治総合センター）

ウ 市町村振興補助金（コミュニティ活動支援事業、災害対策事業のうち消防防災施設整備事業）、市町村振興貸付金（消防防災施設整備事業）（県）

エ 防災資機材等整備事業補助金（市）

5 研修の実施

市（危機管理室）は、自主防災組織等のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織等の活動の充実に努める。

また、市（危機管理室）は、連携して地域に根ざした各種の団体（老人クラブ等）に対して、その構成員が自主防災組織等のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

6 消防団、交番等との連携強化

市（危機管理室、消防部）は、警察と連携して自主防災組織等と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、市（危機管理室、消防部）は、自主防災組織、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

7 その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、事業所等の自衛消防組織等

市（危機管理室、消防部）は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図る。施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努める。

(2) 建設防災支援隊

市内の建設事業者は、市が災害応急対策を実施する場合において、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する建設防災支援隊の構築を進める。

被災者救出支援に緊急を要するとき、又は災害により通信連絡が不能となり、市が要請できないときは、建設防災支援隊の判断により被災者救出支援を行う。（平成 16 年 2 月 26 日 土岐市建設業組合と土岐市の災害応援に関する協定を締結）

※参考資料編「土岐市の災害応援協力に関する協定」参照

(3) 農業用ダム、ため池の自主防災組織

市、土地改良区、受益者及び地域住民は、農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の誘導等を行う。

第5節 ボランティア活動の環境整備

危機管理室 福祉課

大規模災害時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録及び養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市（福祉課）は、土岐市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区、NPO・ボランティア等との連携協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（土岐市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

市（福祉課）は、土岐市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 ボランティアの組織化推進

市（福祉課）は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

3 災害ボランティアの登録

市（福祉課）は、市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導・支援する。また、ボランティアの登録状況について、把握しておく。

なお、市社会福祉協議会は、次の要領で災害ボランティアの登録受付を行う。

(1) 対象者

- ア 18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者
- イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者
 - a グループの活動であること
 - b グループに20歳以上の指導者がいること
 - c 原則として市内の活動に限ること
- ウ 災害活動を希望するグループ又は団体

(2) 登録後の活動要請

次の場合に市社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

- ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
- イ 災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

なお、市（福祉課）は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行う。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

なお、市は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行う。

(3) ボランティアセンターへの参画

市は、ボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援するものとする。

5 ボランティア活動拠点の整備

市（危機管理室、福祉課）は、災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。

6 総合ボランティア部会等の設置

市（危機管理室、福祉課）は、災害応急対策に当たって、ボランティアが効果的に活動できるよう、災害対策本部にボランティア活動を総合的に調整する機構の整備に努める。

7 廃棄物等に係る連絡体制の構築

市（危機管理室、福祉課）は、市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

第6節 広域応援体制の整備

危機管理室 警 防 課

大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

1 県外の市町村との相互応援協定の締結

市（危機管理室）は、必要に応じ、県外の市町村又は、友好市町村、同時に被災する可能性の少ない遠隔の市町村との間の相互応援協定を締結する。

（平成9年4月7日 静岡県焼津市と相互応援協定を締結（平成24年12月10日改正）

※参考資料編「災害時の応援に関する協定書」参照

2 広域相互応援

（1）大規模災害時における他地方公共団体との相互応援の締結に努める。

※参考資料編「岐阜県水道災害相互応援協定」参照

※参考資料編「東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定書」参照

※参考資料編「大規模土砂災害時における相互連携対応に関する協定」参照

（2）岐阜県と中部9県1市との相互応援協定が締結されているので協定県内の市の応援を県に要請する。

（3）災害時には、初期段階の人命救助等の応急対策活動着手が最も肝要であることから、5～10時間に到着ができる市との協定締結の推進に努める。

（4）応援をする場合は、自己完結型（寝食自給型）により行う。

（5）県域を越えた広域相互応援

ア 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

3 県内相互応援

（1）広域消防相互応援体制

市は、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。

※参考資料編「岐阜県広域消防相互応援協定書」参照

ア ブロック要請

…ブロック内市町村等に対する応援要請

イ 県域要請

…ブロック要請でも被害防除が困難な場合に他のブロックの市町村等に対する応援要請

(2) 県広域相互応援体制

市は、災対法第 67 条の規定に基づき、災害時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県内の全市町村による「災害時相互応援協定」を締結している。

※参考資料編「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」参照

4 その他の応援体制

(1) 緊急消防援助隊の活用

県は、県内で発生した災害の初期消火・救助活動を迅速に行うため、国の緊急援助隊制度を県内の災害にも活用できるようにする。この緊急消防援助隊は、県消防隊の一員として活動する。

(2) 警察災害派遣隊の設置

大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、高度の救出能力と自活能力を有する「警察災害派遣隊」が管区警察局単位等に設置される。全国警察の機動隊員、管区機動隊員、交通機動隊員、高速道路交通機動隊員の一部を指定し編成される。

(3) 広域航空消防応援

市（消防部）が消防組織法第 44 条の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請するときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

5 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・敵卓に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効果的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結に努めるものとする。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第7節 緊急輸送網の整備

危機管理室	管財課
産業振興課	建設総務課
都市計画課	土木課

大規模災害時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

1 緊急輸送道路

緊急輸送道路の選定及び整備については、次による。

(1) 緊急輸送道路は、災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地域内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

ア 第1次緊急輸送道路

本市及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点とを相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

区 分	路 線 名	指 定 区 分
第1次緊急輸送道路	国道19号	多治見市～中津川市
	国道21号	岐阜市～土岐市
	国道22号	国道21号～笠松町
	中央自動車道	多治見市～中津川市
	名神自動車道	羽島市～関ヶ原町
	東海環状自動車道	美濃市～多治見市
	市道82525号線	市道81920号線 ～東海環状自動車道五斗蒔PA外回り出入口
	市道82526号線	市道81920号線 ～東海環状自動車道五斗蒔PA内回り入口
第2次緊急輸送道路	主要地方道豊田多治見線	国道363号～多治見市
	主要地方道土岐足助線	国道19号～国道363号
	主要地方道多治見恵那線	主要地方道土岐足助線 ～恵那市
	主要地方道土岐市停車場細野線	JR土岐市駅～駄知町
	主要地方道土岐可児線	国道19号～国道248号
	一般県道土岐南インター線	一般県道肥田下石線～国道19号
	一般県道武並土岐多治見線	主要地方道土岐市停車場細野線 ～土岐市役所
	一般県道河合多治見線	主要地方道土岐市停車場細野線 ～主要地方道土岐足助線
	市道82087号線他	国道21号線 ～ヘリポート(活動センター芝生広場)
	市道82394号線他	国道19号・21号～消防署
	市道70017号線	主要地方道土岐市停車場細野線～消防署
	市道11164号線	消防署～ヘリポート(浅野緑地)
	市道81920号線	主要地方道土岐可児線 ～東海環状自動車道五斗蒔PA内回り出口

	市道 62382 号線	主要地方道土岐市停車場細野線 ～主要地方道多治見恵那線
	市道 70144、72340、10001 号線	浅野朝日町交差点～旭ヶ丘南交差点
	市道 42336 号線	国道 363 号 ～ヘリポート(旧市営濃南グラウンド)

(2) 緊急輸送道路に選定されている道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進める。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図る。

2 ヘリコプター緊急離着陸場の指定

市（危機管理室）は、道路の浸水等により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸の確保を図るため、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定確保し、緊急離着陸場を設ける。

3 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置

県及び市（危機管理室）は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。

県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。

県及び市は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

4 緊急通行車両の周知・普及

市（危機管理室）は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための申出があったときは、災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前の申出を積極的にする等、その普及を図る。

第8節 防災通信設備等の整備

秘 書 広 報 課 危 機 管 理 室
管 財 課 消 防 署

超広域・大規模災害時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるものである。災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る。

1 市防災行政無線等の整備

市（危機管理室）は、市本部、市内各町、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線（同報無線、地域防災無線、移動無線）及び避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努める。なお、移動無線についてはデジタル化を推進する。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努める。

2 県警察、消防その他の防災関係機関の防災用無線の整備

警察、消防その他の防災関係機関は、通信の確保を図るため、無線通信施設の整備拡充に努める。

3 NTT西日本株式会社の災害対策用無線の整備

NTT西日本株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、小型ポータブル衛星通信システム、可搬型無線システム等の配備及び維持管理に努める。

4 防災相互通信用無線の整備

市（危機管理室）及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

市（消防総務課）は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の統制波を備えた無線局を整備するよう努める。

5 非常時の通信体制の整備

市（危機管理室）及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。

市及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

6 その他通信網

市（危機管理室）は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。

(1) 移動体通信（衛星携帯電話等）

市（危機管理室）は、移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

(2) アマチュア無線

市（危機管理室）は、（一社）日本アマチュア無線連盟岐阜県支部との災害時応援協定により、アマチュア無線を活用した情報の収集、伝達体制の整備に努める。

(3) インターネット等

市（危機管理室）は、被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制の整備に努める。

(4) タクシー無線

市（危機管理室）は、東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線を活用した情報の収集体制の整備に努める。

7 その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

市（危機管理室）及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等の整備に努める。

8 情報の収集、伝達方法の多様化

(1) ヘリコプターによる情報収集

市（危機管理室）は、災害が発生した場合、必要に応じ県防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターによる上空から情報収集活動を要請し、情報収集活動に努める。

(2) 災害現場からの情報収集

市（危機管理室）は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人飛行機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努める。

9 情報システムの高度化等

(1) 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。

また、道路管理者は、道路情報提供システム等により、通行規制情報の円滑な提供に努める。

(2) 情報収集・連絡システム

市（危機管理室）は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。

また、市（危機管理室）は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第9節 火災予防対策

危機管理室 消防部

大規模災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

1 火災予防の指導強化

(1) 地域住民に対する指導

市（危機管理室、消防部）は、自主防災組織、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、災害時における火災防止思想の普及を図るため次の指導を行う。

- ア 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓
- イ 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用法
- ウ 火災予防条例の周知、徹底

(2) 防火対象物の管理者等に対する指導

市（危機管理室、消防部）は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

- ア 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、地震対策を含めた消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）
- イ 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓
- ウ 消防用設備の設置、整備点検とその使用法
- エ 防火対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導
- オ 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

(3) 初期消火体制の確立

市（危機管理室、消防部）は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導する。

- ア 消火栓の設置、その使用法及び消防ホース、消火栓の使用法
- イ 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用法及び組織的消火活動

2 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

市（危機管理室、消防部）は、消防力の整備指針に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

- ア 消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保
- イ 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進
- ウ 必要な資機材等の整備

エ 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保

※参考資料編「災害時における障害物除去等の協力に関する協定書」参照

オ 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成

カ 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

(2) 消防水利等の確保

市（危機管理室、消防部）は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

※参考資料編「災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定相互連携対応に関する協定」参照

ア 防火水槽の整備

イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

ウ 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

第10節 水害予防対策

危機管理室	産業振興課
建設総務課	土木課

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「土岐市水防計画」によるが、水害と関連のある予防対策については次に定めるところによる。

1 道路、橋梁の維持補修

市は、洪水時における道路及び橋梁保全を図るため、次により維持補修に努める。

(1) 市（建設総務課、土木課、産業振興課）は、毎出水期に計画をたてて次の事業を実施する。

ア 法面の崩壊及び崩落防止のための整備

イ 側溝の掘削

ウ 橋台の洗掘した箇所への補強（根固工を施す。）

エ 河川と関連する路肩の基礎の洗掘防止（根固又は水制工を施す。）

(2) 市（建設総務課、土木課、産業振興課）は、出水期に流失又は埋没の恐れがある橋梁、暗渠に対し、地元住民に警戒を依頼するとともに標識を設置する。

(3) 市（建設総務課、土木課、産業振興課）は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路での事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。アンダーパスのうち冠水の危険性の高い箇所には、カメラ等の観測機器の整備による監視体制の強化を図る。

2 水害リスクの開示

市（危機管理室、建設総務課）は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。また、国及び県の情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定する。なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮する。

3 防災知識の普及

市（危機管理室、建設総務課）は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難をもとめるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

市（危機管理室）は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民

向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

市（高齢介護課、福祉課、危機管理室）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

市（危機管理室、建設総務課）は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

4 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム関係者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

5 要配慮者利用施設における防災体制の整備

「第2章 第16節 要配慮者対策」による。

第11節 渇水等予防対策

上下水道課

飲料水の枯渇又は災害により断水等の恐れのある水道施設（市が運営する飲料水供給施設を含む。以下この節において「施設」という）について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備、協力体制の整備等を行う。

1 現状の把握と施設対策

市（上下水道課）は、飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

2 水道等の普及

市（上下水道課）は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努める。

3 渇水期の広報と給水

市（上下水道課）は、水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水については、次によるものとし、その体制の整備に努める。

（1）広報

- ア テレビ、ラジオ、新聞等の利用
- イ 市防災行政無線（固定系）の活用
- ウ ホームページ、SNSの活用
- エ 広報車、掲示板等の活用
- オ 自治会、大口利用者等への節水協力の要請

（2）給水の方法

- ア 給水車
- イ 各戸給水容器
- ウ 共同給水栓の設置（暫定）
- エ 他の水源からの導水等

4 給水資機材の確保等

市（上下水道課）は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、給水計画に基づく給水に必要な給水車、給水タンク（とう載用）、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保又は備蓄に努める。

※参考資料編「資材メーカーとの災害時における水道業務の応援に関する協定」参照

5 飲料水の緊急給水等

市（上下水道課）は、緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあつては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。なお、他市町村の応援をもってしても飲料水が確保できないときは、自衛隊の災害派遣を知事に要請する。

※参考資料編「岐阜県水道災害相互応援協定」参照

第12節 観光施設等予防対策

危機管理室 地域資源活用推進課

観光施設の利用者の安全を図るため、災害時に備えた体制の整備に努める。

1 責任体制の整備

観光施設の経営者、管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備える。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

2 気象予警報等の把握と避難

観光施設の経営者、管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、市及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努める。

3 市との連絡体制

観光施設の経営者、管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、市との連絡体制を整えるとともに、市長が適切な避難の指示が行えるようにしておく。

また、市（危機管理室）が、気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努める。

4 周知徹底

市（危機管理室、地域資源活用推進課）は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者、管理者に対して、1から3までの対策を講じるよう指導する。

第13節 孤立地域防止対策

危機管理室	福祉課
高齢介護課	産業振興課
建設総務課	都市計画課
土木課	

本市は、市域の約7割が山林であり、中央丘陵を取り囲むように市街地が形成され、さらに北部・南部にも丘陵が存在する。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

1 通信手段の確保

通信手段については、「第2章 第8節 防災通信設備等の整備」に定めるところによる。

市（危機管理室）は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

2 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

市（建設総務課、都市計画課、土木課、産業振興課）は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

3 孤立予想地域の実態把握

市（危機管理室、福祉課、高齢介護課）は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。

4 避難所の確保

市（危機管理室）は、孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。

5 備蓄

備蓄については、「第2章 第15節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。

市は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第14節 避難対策

各課共通

災害が発生し、又は発生する恐れのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われる等、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

1 避難計画の策定

市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行う。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成にあたっては子どもを含む住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、市は、子どもを含む住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努める。

市計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市に報告する。また、報告を受けた市は必要に応じて当該施設の所有者又は管理者に対して円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を実施する。

2 行政区域を越えた広域避難の調整

市域や県域を越えた避難所開設や運営等については、県と調整して実施する。

市は、市域外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

- (1) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。

(2) 市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村と共有できる仕組みの構築に努める。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

3 避難所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、感染症対策を踏まえ、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される一時避難所及び避難者が避難生活を送るための広域避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から広域避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保するよう努める。

また、広域避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討しておく。

一時避難所と広域避難所は相互に兼ねることができるが、一時避難場所と広域避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

(1) 避難所の指定

ア 避難所の種類

市(危機管理室)は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設としてあらかじめ避難所を確保・指定し、住民に周知する。避難所の選定に当たっては、災害種別に応じて、災害及び二次災害等の恐れがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること等、環境衛生上問題のないこと等を検討し、目的に応じて次の種類を指定する。

a 広域避難所【災害対策基本法で定める指定避難所】(参考資料編「避難所一覧」中◇印の避難所)

災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ多数の避難者がある場合の避難所。

b 一時避難所【災害対策基本法で定める指定緊急避難場所】(参考資料編「避難所一覧」中◇印以外の避難所)

災害が発生するおそれがある場合、家屋の倒壊や焼失等の被害を受け一時的に避難する場合、避難者が少数の場合で広域避難所が適当でない場合又は、広域避難所に避難することが不可能等の場合の避難所。

c 広域避難ひろば

地域全体が危険になったときに避難する場所で、おおむね次の基準を満たす場所。

- ① 火災による輻射熱を考慮し、周囲の木造密集度に応じて、木造地域から適当な間隔があること。また、防火帯となる樹木等が整備されていること。
- ② 周囲に多量の危険物等が貯蔵されていないこと。
- ③ 大規模ながけ崩れや浸水等の危険がないこと。
- ④ 避難者の安全を図るために、消防用水、飲料水等の確保及び応急救護所となり得る建築物の確保が図れること。

d 一時避難ひろば

自主防災組織、町内会ごとに一時的に集合して待機する場所、おおむね次の基準を満たす場所。

- ① 周囲に多量の危険物等が貯蔵されていないこと。
- ② 居住者等が集合しやすく、また移動しやすい場所であること。
- ③ 大規模ながけ崩れや浸水等の危険がないこと。
- ④ 避難者の安全を図るために、消防用水、飲料水等の確保及び応急救護所となり得る建築物の確保が図れること。

イ 避難所の指定

市（危機管理室）は、広域避難所を指定した場合は、広域避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置するとともに、他の避難所についても、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

また、社会福祉施設等を避難所として指定する等、要配慮者に配慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保について検討しておく。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

また、感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

市（危機管理室、高齢介護課）は、福祉避難所として一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを必要に応じて指定するよう努め、特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

市（危機管理室）は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として広域避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市（高齢介護課）は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

※参考資料編「要配慮者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定」参照

(2) 避難所の整備

市は、避難所を指定した場合、避難所施設の整備に努める。

- ア 避難所の不燃化、耐震化、バリアフリー化
- イ 非常用燃料、非常用電源の確保
- ウ 衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器の確保
- エ 貯水槽の整備
- オ 仮設トイレ、排水経路を含めた災害に強いトイレ、洋式トイレ等の整備
- カ 換気、照明、空調等の設備
- キ 男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した環境整備

(3) 避難所における生活物資の確保

市は、指定した避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(4) 避難所運営マニュアルの策定

市（危機管理室）は、避難所の運営を確立するため、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえ、自治会、自主防災組織、防災士、施設管理者の協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を含む避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災士をはじめ、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。また、避難所における感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努める。

指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

(5) 避難所開設状況の伝達

市は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておく。

4 在宅避難者等の支援

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難所等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

5 車中泊避難者の支援

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難所の支援に必要な物資の備蓄に努める。

6 避難路の周知

市（危機管理室）は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、次に示すような避難路を住民に周知する。

- (1) おおむね8メートル以上の幅員を有する道路であること。
- (2) 避難用道路付近に大量の危険物が貯蔵されていないこと。
- (3) 相互に交差していない避難用道路であること。

7 要配慮者の避難誘導體制の整備

市（高齢介護課）は、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導體制の整備に努める。

8 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

市（危機管理室）は、高齢者等避難、避難指示等について、国及び県等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する。

また、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努める。

市（危機管理室）は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。

また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達するものとする。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努める。

県は、実効性のある避難のあり方を検討し、市に対し、避難情報の基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

9 避難情報の助言にかかる連絡体制

市（危機管理室）は、避難情報及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の

共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

10 浸水想定区域における避難確保のための措置

国及び県は、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川等及びそれら以外の河川のうち洪水による被害の発生を警戒すべき河川に加え、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができる河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。）、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

気象庁と国土交通省があらかじめ指定した洪水予報河川（土岐川）と県があらかじめ指定した水位周知河川（土岐川）の浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置については、別に定める土岐市水防計画による。

市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞行者、その他の者へ周知するものとする。

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等に加え、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができる排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市計画に定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

市は、市計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、

洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

11 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

市（危機管理室）は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、気象警報、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに、情報伝達マニュアルに基づき避難情報を発令する。

12 避難に関する広報

市（危機管理室）は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所、避難ひろば、災害危険地域等を明示したハザードマップ（洪水・浸水、土砂災害）、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める。

また、一時避難所は災害種別に応じて指定がなされていること、一時避難所と広域避難所の役割が違ふこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した一時避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。市（危機管理室）は、一時避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、一時避難所への移動を原則とするものの、待避時の周囲の状況等により、一時避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行なうべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

13 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等をしったりするなど、帰宅困難者対策を行う。

14 避難所等におけるホームレスの受け入れ

市（福祉課）は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

15 避難情報の把握

県及び市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民

の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

16 感染症の自宅療養者等の避難

ア 市の役割

市は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から防災担当部局との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努める。また、県の防災担当局との連携の下、自宅療養者等の避難先の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難先の確保に向けた情報を提供するよう努める。

イ 県の役割

県は、市から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行う。また、市からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言する。県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請する。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示する。

ウ 国の役割

国は都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言する。

17 デジタル技術を活用した被災者支援

市は、被災者の生活再建に必要な災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取り組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努める。

第15節 必需物資の確保対策

危機管理室	市民課
こども家庭課	福祉課
高齢介護課	警防課
生活環境課	上下水道課
地域資源活用推進課	

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

1 備蓄の基本方針

(1) 個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の7日分の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄する。また、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。

市（危機管理室）は、それらの啓発に努める。

(2) 公共備蓄

大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は市があたるものとし、市（危機管理室）は、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

そのため、市（危機管理室）は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

2 食料及び生活必需品

市は、災害が発生した場合、緊急に必要な食料及び生活必需品を確保供給するため、あらかじめ次の措置に努める。

- (1) 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に要配慮者等のニーズを十分配慮する。）
- (2) 市内における緊急物資流通在庫調査
- (3) 緊急物資調達に関する機関及び業者との調達協定の推進
 ※参考資料編「緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」、「震災時における食料の緊急連絡体制」参照
- (4) 緊急物資調達及び輸送に関する相互応援協定の推進
- (5) 公共備蓄すべき物資の備蓄
- (6) 緊急物資の集積場所の選定及び避難所への輸送体制の確保
- (7) 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導
- (8) 炊出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者、外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）及び必要に応じ炊出しに関する協定締結
- (9) 住民は、次のとおり災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。
 - ア 3日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族に配慮）
 - イ アのうち、非常持出品の準備（7日間程度の食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）等）
 - ウ 自主防災組織等を通じて助け合い運動の推進（協同備蓄の推進等）
- (10) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入居者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛ける。

3 飲料水の確保

市（上下水道課、危機管理室）は、災害が発生した場合の飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置に努める。

- (1) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画の作成
- (2) 応急給水用資機材等の整備
 - ア 飲料水兼用型貯水槽
 - イ 給水タンク、給水車
- (3) 水道工事事業者等との協力体制確立
- (4) 復旧資材の備蓄
- (5) 住民、事業所等に対する貯水等による応援給水についての指導
- (6) 住民は、次のとおり災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努める。
 - ア 家庭における貯水
 - a 1人1日3Lを基準とし、世帯人数の7日間程度を目標に貯水する。
 - b 貯水する水は、市販のミネラルウォーター等衛生的な水を用いる。また、生活雑用水の利用を目的として、風呂水の溜め置き等も有効である。
 - c 貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水漏れ及び破損しない。
 - イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - a 給水班の編成
 - b 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質調査等による飲料水の確保
 - ウ 応急給水用資機材の確保

ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

4 防災資機材の確保

大規模災害時には、現在の消防、警察、自衛隊の装備では効率的な応急対策活動ができないことが予想され、市（危機管理室）は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧時に必要な資機材の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める等、防災資機材の確保を図る必要がある。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

また、自主防災組織等地域住民による活動も重要であることから、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の充実強化を促進するとともに、地域における資機材の整備を進め地域防災力を高める。

(1) 防災資機材の整備

市（危機管理室、警防課）は、防災資機材の確保に努める。

ア 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄

情報通信機器……………携帯無線、ハンドマイク、車載型拡声装置、携帯ラジオ等

防災活動資機材……………テント、防水シート、防災シート、発電機、投光機等

救助活動資機材……………鋸、チェーンソー、エンジンカッター、油圧ジャッキ、ハンマー、バール、
可搬式ウィンチ、救命ロープ、救急医療セット、担架等

その他の資機材……………その他実情に応じて、必要とする災害応急対策用資機材

イ 重機類借上げ等

市内の建設業組合と重機類及び要員の借上げ等に関する協定を締結する。

※参考資料編「土岐市の災害応援協力に関する協定」参照

ウ 防災用特殊車両等の整備

エ 化学消火薬剤等（化学消火剤、空中消火剤等）の備蓄

(2) 地域における防災資機材の整備

市、防災センターの資機材倉庫に備蓄するほか、防災資機材の適正配分及び管理を図るため、各避難所等（小中学校等）に分散配置する。

5 緊急輸送拠点の整備

市（危機管理室）は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

6 物資支援の事前準備

県及び市（危機管理室）は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第16節 要配慮者対策

危機管理室	市民課
健康推進課	福祉課
高齢介護課	こども家庭課
保険年金課	

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 市

ア 体制づくり

市（高齢介護課、福祉課、危機管理室）は、災害時に、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織、民生委員、地域住民等との連携のもと、平常時から見守りネットワーク活動と要支援者名簿の整備・充実等による要配慮者の実態把握に努め、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。

また、災害時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、他の地方公共団体等の応援協力体制の確立に努める。

※参考資料編「要配慮者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定」参照

イ 避難行動要支援者名簿

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用する。

市（高齢介護課、福祉課）は、避難支援等に携わる避難支援等関係者（自治会及び町内会組織・自主防災組織・消防団・民生児童委員）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

市は、避難行動要支援者の円滑な避難のため、分かりやすい言葉や表現に配慮し、避難準備・高齢者等避難開始等を多様な手段により情報伝達を行う。

なお、避難支援等関係者による避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

① 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

- ・ 65歳以上の独居の者
 - ・ 65歳以上の者のみで構成された世帯の高齢者
 - ・ 要介護認定（要介護3以上）を受けている者
 - ・ 身体障害者手帳（1，2級）の交付を受けている者
 - ・ 療育手帳（A，A1，A2）の交付を受けている者
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳（1，2級）の交付を受けている者
 - ・ その他災害時に地域の支援が必要な者
- ② 避難行動要支援者名簿に必要な個人情報
- ・ 氏名（ふりがな）
 - ・ 生年月日
 - ・ 性別
 - ・ 住所又は居所
 - ・ 電話番号その他の連絡先
 - ・ 避難支援等を必要とする事由
 - ・ その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項
- ③ 個人情報の入手方法
- ・ 市関係部局で把握しているひとり暮らし・要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。なお、情報の集約に際しては、要介護状態区分別や障がい種別、等級・程度別に把握する。
 - ・ 難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が名簿の作成のために必要がある場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。
- ④ 避難行動要支援者名簿の更新
- 市は、避難行動要支援者の異動などの情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿の情報を最新の状態に保つ。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するための措置
- ・ 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - ・ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - ・ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないように努める。

ウ 個別避難計画

市（高齢介護課、福祉課、危機管理室）は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成する。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。この場合、地域特有の課題に留意する。

市（高齢介護課、福祉課、危機管理室）は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努め

る。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用する。

市（高齢介護課、福祉課、危機管理室）は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、市条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 避難行動要支援者の移送

市（高齢介護課、福祉課）は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から広域避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

2 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

(1) 市

市（危機管理室）は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行

う。また、長期停電に備え、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努める。

3 施設、設備等の整備

(1) 市

市（危機管理室、高齢介護課）は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供システムの導入及び普及を図るとともに、要配慮者に配慮した避難所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

また、市は、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導する等、災害に対する安全性の向上を図り、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図るとともに、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

4 人材の確保とボランティア活用

(1) 市

市（福祉課、高齢介護課）は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

5 外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (6) インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第17節 応急住宅対策

危 機 管 理 室	管 財 課
税 務 課	都 市 計 画 課
生 活 環 境 課	

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

1 供給体制の整備

市（管財課）は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、必要戸数分の建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておく。

なお、本市における応急住宅の建設可能用地は参考資料編の「応急住宅建設可能用地」に示す。

2 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

市（生活環境課）は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第18節 医療救護体制の整備

危機管理室 健康推進課

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ）体制を確立する。

1 水害等医療救護計画の策定

市（健康推進課）は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護チーム等の活動支援等について、自主救護体制を確立するための計画を岐阜県地震災害等医療救護計画を参考に定める。

2 救護所、救護病院の整備

市（健康推進課）は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所を必要に応じて避難所に設置する。又、傷病者の救護のため受け入れを必要とする場合は、あらかじめ救急病院を指定し、関係機関と連携し対応する。

3 効率的な医療を確保するための研修

効率的な医療を確保するため、市（危機管理室、健康推進課）は、医療機関と連携して、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を実施に努める。

《トリアージの基準例》

優先度	処置	識別	疾病状況	診断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉鎖又は呼吸困難重症熱傷、心傷害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度のもの	小骨折外傷、範囲小熱傷(対表面積の10%以内)で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死亡	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性のないもの

4 災害医療の普及・啓発

市（健康推進課）は、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関し、住民への普及・啓発に

努める。

5 医療品等の確保体制の確立

市（健康推進課）は、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努める。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄(東海北陸ブロック血液センターと協議のうえ、愛知県赤十字血液センター又は岐阜県赤十字血液センター)、輸送体制の確保、献血促進

6 広域搬送拠点の整備

広域搬送拠点の整備は県が実施するが、市においても県と連携して、地域の実状に応じて、広域搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておく等、災害時における救急医療体制の整備に努める。

第19節 防疫対策

危機管理室	健康推進課
生活環境課	衛生、環境センター
上下水道課	浄化センター

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

1 防疫体制の確立

市は、災害時における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

市（健康推進課）は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市（健康推進課）は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第20節 河川防災対策

産 業 振 興 課	建 設 総 務 課
土 木 課	

治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するための、流域のあらゆる関係者が協議して流域治水を促進する。

1 河川事業

市内の主要河川は、土岐川の三共橋から下流が昭和 51 年 4 月に国管理河川に指定され、また、伊野川、妻木川、肥田川、下石川、不動川、裏山川、前の川、久尻川が一級河川に指定され、国、県によって「土岐川河川災害復旧等関連緊急事業」や「小里川ダム建設」等の整備が進められ治水安全度が大きく向上した。しかし、本市の市街地は、これらの河川沿いに発展し、河川堤防より低地が多く、整備を必要とする箇所があるため、市は、引き続き局所的な改良を図るべく関係機関に働きかける。また、その他の中小河川についても、市街化の動向に対応した改修整備を行う。

第21節 砂防、治山対策

産業振興課	建設総務課
都市計画課	土木課

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害の危険性が高い土地における要配慮者利用施設や避難所等を保全する対策を重点的に実施する。

また、林地の崩壊に伴う災害の復旧又は予防のため、治山事業実施方針に基づいて、その積極的な事業実施を推進するとともに、森林は、水源のかん養、土砂の流出、崩壊の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度発揮のため、必要な施設の設置と森林整備を総合的に推進する。

台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

1 砂防対策

(1) 砂防事業の推進

市（建設総務課、土木課）は、国や県と連携して、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床や溪岸の安定を図るため、河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る溪流、土砂災害警戒区域等（土石流）、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る溪流等を重点に、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を推進する。

(2) 地すべり対策事業の推進

市（建設総務課、土木課）は、国や県と連携して、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関して、都市周辺地区、人家密集区域及び下流地域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策を推進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業の推進

市（建設総務課、土木課）は、国や県と連携して、急傾斜地（傾斜角30度以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域において、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策を推進する。

2 土砂流出防止対策

市（産業振興課、都市計画課）は、土、岩石等の採取及び宅地造成（土地開発事業）等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生の恐れがあるときは、事業者等に対して、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、合わせて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に参加する。

県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

3 土砂災害防止対策

市（危機管理室、建設総務課、土木課、都市計画課）は、県と連携して、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は次による。

(1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む）

ア 危険区域の周知

市（危機管理室、建設総務課）は、土砂災害警戒区域等の関係図書を本庁において一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行う。

イ 警戒避難体制の整備

市（危機管理室）は、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定めた参考資料編、情報伝達マニュアルに基づき、減災を図る。

ウ 市は、毎年土砂災害防止月間である6月に実施される「全国統一防災訓練」の情報伝達訓練に参加するとともに、住民参加型避難訓練の実施に努める。なお、住民参加型避難訓練の実施時は、避難所や避難経路が周知される内容となるよう配慮する。

(2) 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策

ア 情報の提供

市（危機管理室、建設総務課）は、施設の名称、場所等を市計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

イ 防災知識の普及

市（危機管理室、建設総務課）は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により

土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

ウ 要配慮者関連施設における防災体制の整備

a 施設等における対策

「第2章 第16節 要配慮者対策」による。

b 市と施設との連絡体制の確立

市（危機管理室）は、気象警報、土砂災害警戒情報等が発表された場合に施設の管理者に対して、要配慮者が的確な避難行動をとることができるようにするため、情報伝達マニュアルに基づき情報伝達を行なう。

4 治山対策

（1）市（産業振興課）は、山地災害危険地区について県と連携して治山事業の施行促進に努める。

（2）市（産業振興課）は、県の治山計画及び土岐市総合計画に基づき治山事業の施行を進め、水源かん養林、災害防止林としての森林機能の増進を図り、洪水緩和による災害の未然防止に努める。

第22節 農地防災、防災営農対策

産 業 振 興 課	建 設 総 務 課
土 木 課	

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。
また、災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導その他の対策を行う。

1 ため池等整備事業

県、市（産業振興課、建設総務課、土木課）は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、地震・豪雨耐性評価を実施し、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。

県及び市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

2 防災営農対策

市（産業振興課）は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施に当たって必要な知識と技術を徹底するものとし、特に防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行う。

指導等は、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行う。

3 その他防災事業

市（産業振興課、土木課）は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受ける恐れのあるところには農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を推進する。

第23節 都市災害対策

危機管理室	管財課
建設総務課	都市計画課
土木課	上下水道課
生活環境課	

都市地域において地域地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

また、市街地の浸水被害を軽減することを重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進するほか、ビル地下室等の地下施設（以下「地下空間」という）の豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防止するため、防災対策等必要な措置をとる。

1 都市計画

(1) 土地区画整理

市（都市計画課）は、用途地域内において、土地区画整理事業の実施を支援する等、良好的な市街地の形成に努める。

(2) 街路の整備

市（都市計画課）は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送道路及び避難路としての機能を確保する。

(3) 公園緑地の整備

市（都市計画課）は、主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、公園緑地の整備を図る。また、施設の維持管理を適正に行い、火災の拡大防止及び災害時の一時避難ひろばとして、災害の防止並びに復旧に対処する。

(4) 防火地域、準防火地域の指定

防火地域、準防火地域については、市街地の急激な発展に対処するため、市は、昭和44年に区域を大幅に拡大し、市街地の不燃化を進めてきた。年々進む建築物の高層化に対応するため、平成8年4月1日には準防火地域の変更を行い、従来からの準防火地域に加え、用途地域で300%の容積率を定めている地域について新たに準防火地域に指定した。

この結果、平成8年4月1日現在の防火地域は6.0ha、準防火地域は70.1haとなった。今後も用途地域で容積率を300%以上に定める場合には、防火地域または準防火地域を指定し、建築物の火災予防に努めていく。

(5) 不燃化の市指導と市街地再開発

市（都市計画課）は、都市の不燃化の推進と都市の枢要地帯の系統的な防災建築街区の配置、不燃化事業の推進を図るために関係機関が密接な連絡をとって指導を徹底すると共に、都市再開発法に基づき既成市街地のうち道路が狭く家屋の密集する地域の市街地再開発事業を積極的に進めることにより、道路、広場を確保し、都市災害の防止、都市環境の改善を図る。

(6) 公営住宅、公営建築物の不燃化

本市の公営住宅で昭和 39 年度以降に建設された公営住宅は、準耐火構造若しくは耐火構造となっており、今後も公営住宅の建設は、耐火構造で計画し積極的に住宅団地の不燃化に努める等、火災予防に留意した。

学校、認定こども園等の建築に当たっては、できる限り不燃構造に努める。

(7) 空き家対策の推進

市（生活環境課）は、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する。

2 都市排水対策

(1) 排水施設整備事業

市（建設総務課、都市計画課、上下水道課）は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、雨水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修に当たっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

3 地下空間浸水対策

市（危機管理室）及び地下空間の管理者はビル地下室や地下街等の地下施設（以下「地下空間」という）の豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防止するため、防災対策等必要な措置をとる。

(1) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

ア 危険性の実態の周知、啓発

市（危機管理室）は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

イ 浸水実績の公表

市（危機管理室）は、地下空間の浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況、地形等の情報について公表・周知を図る。

ウ 浸水予測区域の公表

市（危機管理室）は、地下空間の管理者及び利用者が当該地下空間の危険性を認識できるように、浸水予測地域、氾濫シミュレーション等の実施・公表・周知に努める。

エ 浸水想定区域内の施設等の公表

市（危機管理室）は、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定

める。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(2) 避難体制の確立

地下空間の管理者は、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努め、市（危機管理室）と共同して、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。

(3) 地下施設への流入防止等浸水被害軽減

ア 浸水防止施設設置の促進

市（危機管理室）は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供する。

イ 浸水対策事業の集中的実施

市（危機管理室）は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生する恐れのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携して重点的な対策に努める。

第24節 建築物災害予防対策

危	機	管	理	室	管	財	課
都	市	計	画	課	予	防	課

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

1 建築物防災知識の普及

(1) 実施の方法

市（危機管理室、都市計画課、予防課）は、建築物防災知識の教養普及を関係機関の協力を得て、あらゆる機会をとらえ、写真、ポスターの掲示、ラジオ、テレビ、新聞等の報道、県機関誌、インターネットの活用、講演会、説明会等によって行う。

(2) 教養普及事項

- ア 既存建物の保全対策
- イ 建築基準法等の普及
- ウ 政府施策住宅制度の導入
- エ 中高層融資制度の活用

2 特殊建築物の災害予防

劇場、映画館、公会堂、学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、「第2章 第9節 火災予防対策」に定めるほか、次による。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努める。

(2) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者・防災管理者を置かなければならない施設にあつては、適法な防火管理者・防災管理者を選任し、その任務を明確にしておく。

(3) 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあつては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておく。

(4) 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期する。

3 公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、社会的諸情勢の変化に伴い、一部施設において、すでに無人化が進められている。設置者及び管理者は、これらの施設の重要性にかんがみ、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努める。

4 空家等の状況の確認

市（生活環境課）は、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第25節 ライフライン施設対策

危機管理室	管財課
生活環境課	上下水道課
浄化センター	

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

1 水道施設

市（上下水道課）は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備に努める。

（1）災害時の水道水の安定確保

配水施設等の安全性の強化に努めるとともに、貯留水の流出防止のため配水池に緊急遮断弁等を設置するよう努める。

（2）管路施設の整備

送・配水管の布設にあつては耐震性の高い管の採用に努める。また、2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、相互連絡管の整備に努める。

（3）電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む）の整備に努める。

（4）緊急時給水拠点の設定

災害時の給水拠点をあらかじめ設定し、給水に当たって必要な備蓄に努める。

（5）資機材の備蓄等

復旧工事用資機材の備蓄・調達について、製造業者等の調達先との協定に努める。

（6）広域的相互応援体制の整備

「岐阜県水道災害相互応援協定」等に基づき、応援体制、受入れ体制の整備に努める。

※参考資料編「岐阜県水道災害相互応援協定」等参照

2 下水道施設

市（上下水道課）は、災害時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策に努める。

（1）ポンプ場及び処理場内の重要施設等について安全性の強化に努める。

（2）排水機能に支障をきたす場合があるので、緊急用としての管渠及び処理場にバイパス等の整備について検討をする。

（3）停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備に努める。

（4）ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、漏えい、その他の二次災害が発生しないよう努める。

(5) 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の発見と改善を行い施設の機能保持に努める。

3 電気施設

電気事業者は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策に努める。

- (1) 電力供給施設の安全性確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
 - ア 復旧用資材
 - イ 各種工具
 - ウ 無線
 - エ 車両・船艇
- (3) 要員の確保
 - ア 緊急連絡体制の確立
 - イ 交通途絶時の出動体制の確立
- (4) 被害状況収集体制の整備
- (5) 広域的相互応援体制の整備

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

4 鉄道施設

鉄道事業者は、災害時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策に努める。

- (1) 鉄道施設の安全性の確保
 - ア 橋りょうの維持、補修
 - イ のり面、土留めの維持及び改良強化
 - ウ 建物設備の維持、補修
 - エ トンネルの維持、補修及び改良強化
 - オ 通信設備の維持
- (2) 防災資機材の整備点検
 - ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
 - イ 重機械類、その他必要な資機材の整備を図る。
- (3) 要員の確保

5 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策に努める。

- (1) 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
- (2) 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- (3) 災害対策機器の配備
 - ア 小型ポータブル衛星通信システム
 - イ 可搬型無線システム
 - ウ 移動電源車

- エ 可搬型整流器
- オ 可搬型発動発電機
- カ 応急ケーブル、特殊車両、防災用機材等

(4) 通信輻輳対策の推進

(5) 重要通信の確保

- ア 災害時優先電話の確保
- イ 通信の疎通が困難となった時、状況に応じ一般加入者等の使用を適宜制限する措置をとる。
- ウ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

☆NTT西日本株式会社の災害用伝言ダイヤル171のしくみ

災害用伝言ダイヤル 171 いざと言うときには家族の安否・避難先を録音してください。	災害用伝言ダイヤルセンター → (全国2箇所東京、大阪に分散) ←	災害用伝言ダイヤル 171 大災害等で電話が混んでいる時でも安否伝言を聞くことができます。
<p>【伝言を録音する方法】</p> ①171にダイヤルする。 ▽ (ガイダンスが流れる) ②録音の場合 1をプッシュ ▽ (ガイダンスが流れる) ③自宅や被災者の電話番号を市外局番からダイヤル		<p>【伝言を再生する方法】</p> ①171にダイヤルする。 ▽ (ガイダンスが流れる) ②再生の場合 2をプッシュ ▽ (ガイダンスが流れる) ③自宅や被災者の電話番号を市外局番からダイヤル

- ・ 伝言蓄積数には限りがある。(1つの電話番号に1~20伝言) 提供時にお知らせがある。
- ・ 録音時間は1伝言30秒以内
- ・ 伝言は提供終了まで預けることができる。
- ・ 海外からは使用できない。
- ・ 伝言蓄積等のセンター利用料は無料。
- ・ NTT東日本又はNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料。

エ 災害用伝言板 (Web171) の開設

☆災害用伝言板のしくみ

被災地域の居住者が「災害用伝言板サイト (<https://www.web171.jp>)」にアクセスして電話番号をキーとして伝言 (テキスト) 情報を登録する。

登録された伝言は電話番号をキーとして全国 (海外含む) から閲覧、追加伝言の登録を可能とする。

6 電線類

道路管理者は、電線類の無電柱化を推進する。

7 ライフラインの代替機能の確保

市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- (1) 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- (2) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (3) 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (4) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- (5) 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- (6) 新エネルギーシステムの導入

第26節 文教対策

第1項 学校対策

危機管理室	幼稚園・こども園課
認定こども園	各幼稚園
教育総務課	各小中学校
生涯学習課	学校教育課

幼稚園、学校等（以下「学校等」という）の土地、建物、その他の工作物及び設備を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

1 学校等の不燃化構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

2 学校等施設の予防対策

学校等の設置者又は管理者は、施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たる。

(1) 組織の整備

学校等施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

(2) 補修、補強等

平常時から学校等施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。

(3) 資材等の整備

災害時の学校等施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

3 防災教養

市（学校教育課）又は学校等の管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校（幼稚園を含む。以下同じ）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識の養育及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する

る知識のかん養及び技術の向上に努める。

4 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

なお、市（学校教育課）は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

5 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっての留意点は、「第2章 第3節 防災訓練」に定めるところによる。

第2項 文化財保護、その他の文教関係の対策

危機管理室	教育総務課
生涯学習課	文化振興課
図書館	給食センター

文化財の保護のため住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

また、文教施設を災害から防護し、施設の利用者及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保安全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

1 文化財保護対策

(1) 防災思想の普及

指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 文化財施設の予防対策

ア 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

イ 市（文化振興課）

- a 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。
- b 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、

その管理・保護対策について指導助言をする。

- c 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- d 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

2 文教施設対策

(1) 文教施設の不燃化構造の促進

公民館その他社会教育施設等の文教施設の経営者又は管理者は、施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努める。

(2) 文教施設の予防対策

公民館その他社会教育施設等の文教施設の経営者又は管理者は、施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たる。

a 組織の整備

施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

b 補修、補強等

平常時から施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。

c 資材等の整備

災害時の施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

3 防災教養

指定文化財及び公民館その他社会教育施設等の文教施設の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

4 避難その他の訓練

指定文化財及び公民館その他社会教育施設等の文教施設の所有者及び管理者は、防火訓練、避難訓練等を実施するよう努める。

5 応急協力体制

指定文化財及び公民館その他社会教育施設等の文教施設の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、関係機関等と連絡を密にし、専門的な立場から助言・指導を受ける。

第27節 行政機関の業務継続体制の整備

各 課 共 通

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失等、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

1 行政における業務継続計画の策定

市は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うとともに、市の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員等を速やかに受け入れることができる体制の確立を図る。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 行政機関における個人情報等の分散保存

市は、業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

第28節 企業防災の促進

危機管理室 産業振興課
地域資源活用推進課

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害時災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という））の策定・運用に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

1 企業の取り組み

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努める。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 二次災害の防止

製造業等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、BCPを策定し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段等を取り決めて、継続的に事業継続の取り組みを実施する。

(4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供等が一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動等、企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 企業防災の促進のための取り組み

市（危機管理室、産業振興課、地域資源活用推進課）、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備等の支援等により企業の防災力向上の推進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(1) BCPの策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第29節 防災対策に関する調査研究

危機管理室 建設総務課
都市計画課 土木課

災害による被害を最少限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

1 災害危険地域調査

市は、単独又は県や関係機関と共同して大規模災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期するため、災害危険地域の調査を行い、既往災害の経験を参考にして災害の種類ごとに各地域別の被害を想定し、平常時における予防対策及び災害時の応急対策を各想定被害別に樹立しておく。

(1) 調査及び計画の区域

区 分	調 査 区 域
火 災	泉町駅前区東本町ほか防火及び準防災地域のほか家屋密集地域一帯
水 害	土岐川溢水を想定して泉町、土岐津町の一部の地帯
地 震	市 内 全 域

(2) 事前指定に関する対策

災害が発生した場合において、その災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件があるときは、危険地域調査の結果、その占有者、所有者又は管理者に対して事前に口頭又は文書によって、災対法第 59 条に基づく事前措置の対象になること及び災害時の措置の方法等をあらかじめ通知し、指導しておく。

(3) 危険箇所等の状況

区 分	危 険 箇 所 等
火 災	土岐津町、下石町、妻木町、駄知町、泉町の家屋密集地帯
水 害	土岐川、妻木川、肥田川決壊を想定して市街地及び周辺一帯、土岐川下流地区
土砂災害等	下石町山神、土岐津町陶元、駄知町有古、肥田町雲五の各地区

※危険箇所は、ハザードマップを参照

2 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市は、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施するよう努める。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

3 リスクの評価

市は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 活動体制

各 課 共 通

市は、市域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市長が必要と認めたときは、災対法の規定により災害対策本部を設置し、災害が発生する恐れが解消し、又は災害応急対策をおおむね完了したと認めたときはこれを廃止する。

市町村は、市町村の地域内で大雨特別警報の基準値となる格子が出現した場合は、市町村本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに市町村本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難情報の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。

また、市長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

1 災害対策本部

(1) 市災害対策本部の設置基準

市長は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、災害応急対策を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、市長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したとき、災害対策本部を廃止する。

土 岐 市 災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
1	大雨・洪水・暴風の警報がすべて発表されたとき
2	大雨警報（土砂災害）に加え土砂災害警戒情報が発表されたとき
3	大雨警報（浸水害）・洪水警報及び河川が避難判断水位（4.5m）を超過する恐れがあるとき
4	特別警報が発表されたとき
5	市内に相当規模の災害が発生したとき、又は発生する恐れのあるときで市長が必要と認めたとき

(2) 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市本部長（不在のときは副本部長又は代理者）が、その必要を認めたときは本部員会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

- ア 職員の動員（応援を含む）及び配置に関すること。
- イ 現地災害対策本部の設置及び現地指揮者の指名に関すること。
- ウ 災害防除（拡大防止）対策に関すること。
- エ リ災者の救助対策に関すること。
- オ 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
- カ その他災害対策に関連した必要な事項

(3) 防災関係機関への通報

市（危機管理室）は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

- ア 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体の長又は代表者
- イ 陸上自衛隊第35普通科連隊長（電話 052-791-2191）
- ウ 防災上重要な施設の管理者
- エ 災害時に応援を要請した市町村の長

(4) 開設の場所

災害対策本部は、特別の場合（市庁舎被災時等）を除き本庁3階大会議室に設置する。

なお、本庁舎が被災し、その使用に耐えないときは、土岐市消防本部庁舎大会議室に設置する。

(5) 現地災害対策本部の設置

現地災害対策本部は、必要に応じ、被災地またはその付近に設置する。

2 動員体制

(1) 動員体制

注意報、警報等が発表されたとき、又は災害が発生したときの動員基準及びその人員は、国が示した「避難情報に関するガイドライン」に基づき次のとおりとする。

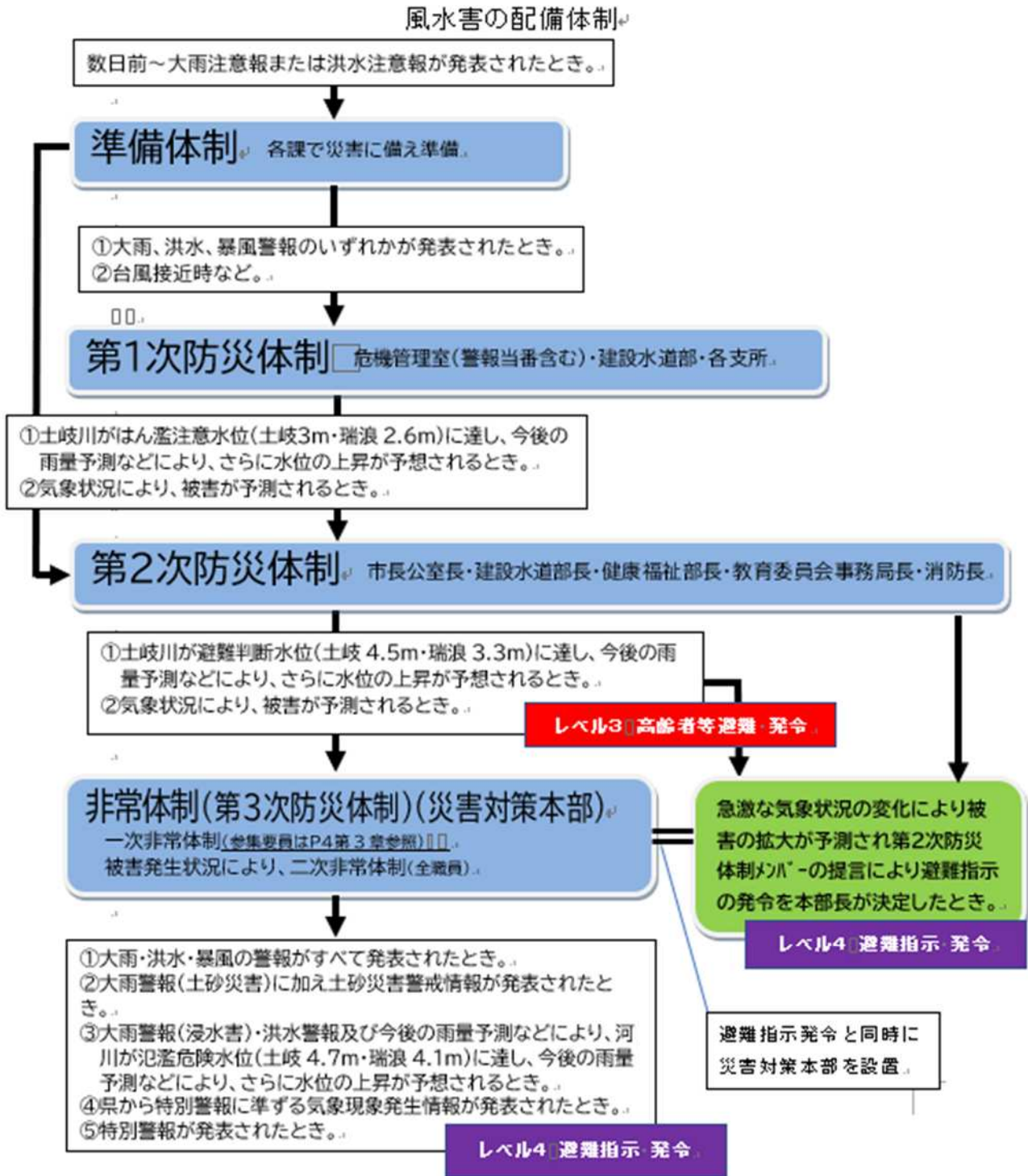
種別	基準	体制をとる部	摘 用
準備体制	①次の注意報のうちいずれかが発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ②その他市長がこの体制を命じたとき	各 課	①勤務時間内外を問わず、状況により必要な体制をとる。 ②各種情報の収集及び連絡活動を行う。
第1次防災体制	①次の警報のうちいずれかが発表されたとき ・暴風警報 ・大雨警報 ・洪水警報 ②台風接近時など	危機管理室（警報当番含む） 建設水道部 地域振興部（各支所）	
第2次防災体制	①土岐川がはん濫注意水位（土岐 3m・瑞浪 2.6m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ②気象状況により、被害が予測されるとき。 ③その他市長がこの体制を命じたとき	危機管理室（警報当番含む） 建設水道部 地域振興部（各支所） 健康福祉部、教育委員会 消防本部	

<p>第3次 防災体制</p>	<p>①土岐川が避難判断水位（土岐 4.5m 瑞浪 3.3m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ②気象状況により、被害が予測されるとき。</p>	<p>関係部、班 災害対策本部は設置されないが、災害発生の恐れがあるときは、必要に応じて本部員会議を開催し、体制について協議する。</p>	<p>警戒レベル3 高齢者等避難 発令</p>
<p>第4次 防災体制</p>	<p>①大雨・洪水・暴風の警報がすべて発表されたとき ②大雨警報（土砂災害）に加え土砂災害警戒情報が発表されたとき ③大雨警報（浸水害）・洪水警報及び土岐川が氾濫危険水位（土岐 4.7m 瑞浪 4.1m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ④県から特別警報に準ずる気象現象発生情報が発表されたとき⑤特別警報※が発表されたとき ⑥災害が発生し大規模な被害が予想されるとき</p>	<p>すべての部、班 又は関係部、班</p>	<p>災害対策本部が設置される。 警戒レベル4 避難指示 発令</p>
<p>第5次 防災体制</p>	<p>①災害救助法が適用される災害が発生したとき</p>	<p>全職員</p>	
<p>解散基準</p>		<p>災害が発生する恐れが解消したときかつ災害発生後における応急対策がおおむね終了したとき</p>	

- (注) 1 市長（本部長）は、重大テロが発生する恐れがある場合及び発生した場合は、重大テロ警戒本部又は重大テロ対策本部による体制を指示する。
2 体制の基準によらず、災害の状況により市長（本部長）が必要と認めた場合は、より上位の体制をとる。
3 災害対策本部の設置に至るまでの消防部の体制は、別途消防計画で定める。

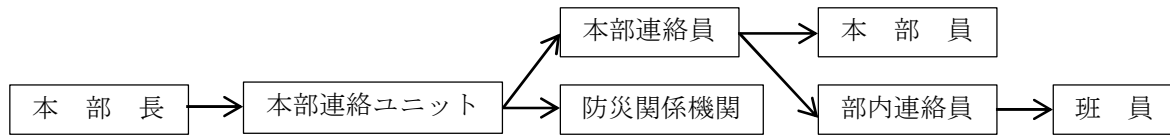
※ 特別警報について

気象庁は、3時間降水量で50年に一度の値を超過した5kmメッシュが10か所以上出現したときを特別警報の発表目安としている。しかし、県の運用では「50年に一度」の値を超過した5kmメッシュが1か所でも出現する場合、岐阜地方气象台より情報を受け、災害対策本部を設置するとともに、市町村に対して「特別警報に準ずる気象現象発生情報」として県防災行政無線により伝達することとしている。そのため、県より「特別警報に準ずる気象現象発生情報」が発せられた場合は、必要に応じて危機管理室を中心に体制について協議し、市長が必要と認めた場合は非常体制をとり、災害対策本部を設置すると同時に、必要に応じて、避難指示等の発令も含め住民への周知・伝達を図る。



(2) 体制等の伝達

災害対策本部の設置、閉鎖あるいは体制等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達する。ただし、準備体制については省略することができる。



- (注) 1 庁内放送可能時における庁内各課への伝達は放送によって行う。
 2 本庁（市役所）外にある班については、庁外の班を主管する班において伝達する。

(3) 職員の配備

- ア 準備体制及び警戒体制の要員は、それぞれの基準に該当する注意報・警報が発表された場合、直ちに準備あるいは警戒体制につく。
- イ 気象警報のうち、洪水、強風に関係ある警報が発せられた場合は、状況により関係各課等の長が宿日直者を置く等の必要な措置をとる。
- ウ 準備体制及び警戒体制にかかわる指揮監督は、市長公室長が行う。
- エ 警戒体制において、市長が災害対策本部の設置を必要と認め災害対策本部を設置したときは、市長公室長は、直ちに各部長に通知する。
- オ 各部長は、災害対策本部が設置されたときは、動員体制に基づく体制をとる。

(4) 動員体制時の事務分掌

動員時の事務分掌は、土岐市災害対策本部条例施行規則第2条によるが、職員の被災により要員の確保が困難なときは、本部長（不在時は、副本部長）は、各部、各班（班長等）に対して、特別な体制の班編成、又は種類の異なる体制を指示する。

又、本部長、副本部長の双方が不在の場合は、参集している本部員が協議し、特別な体制の班編成、又は種類の異なる体制を定め、各部、各班（班長等）に指示する。

3 職員の動員

(1) 職員の心構え

職員は、常に気象状況、及び災害状況に留意し、対策を要する災害の発生（災害の発生が予想される場合を含む）を承知したときは、速やかにそれぞれの配備場所につき、又は待機すること。

(2) 職員の動員計画

各班長は、分担する災害対策その他のため職員を動員する必要がある時は、それぞれ各班において動員し、各班は、あらかじめ動員の系統、順序、連絡の方法について具体的に計画しておく。

なお、各班長はあらかじめ動員の系統、動員の順序等職員の動員計画を危機管理室長に報告しておかなければならない。また、消防部における動員は、消防長が別に定める動員の方法及び消防並びに水防信号サイレン等による。

開庁時における職員の動員は、消防署から危機管理室長を通じて市長公室長及び担当部課長に災害の状況等を急報し、指示を受けて職員動員計画に基づき動員をする。連絡の方法は、参集メール又は電話によるが、電話不通時等にあつては他の方法により連絡をする。

(3) 職員の応援

各班における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、所属の本部連絡員を通じて市（危機管理班）に応援を要請する。

市（危機管理班）は、本部会議で決定された応援方針に基づき余裕ある班のうちから適当な班を決定し通知する。なお、市本部内における応援で不足するときは県支部総務班（市（教育班））にあ

っては県支部教育班)に職員の応援又は派遣を要請する。

職員の応援要請に当たっては次の事項を明示して行う。

- ア 作業(事務の内容)
- イ 就労(勤務)の場所
- ウ 職種及び男女の別
- エ 予定期間
- オ 携帯品その他必要事項

4 市職員の証票等

(1) 身分証明書

市職員の身分証明書は、「(土岐市)職員証」をもって兼ね、災対法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立入り検査時の身分証票)による身分を示す証票も本証をもって兼ねる。

(2) 腕章

災害応急対策の実施又はその事務に当たるものは、腕章を着用する。

※参考資料編「市職員の腕章・標旗」参照

(3) 標旗

災害応急対策に使用する自動車には、標旗を付する。

※参考資料編「市職員の腕章・標旗」参照

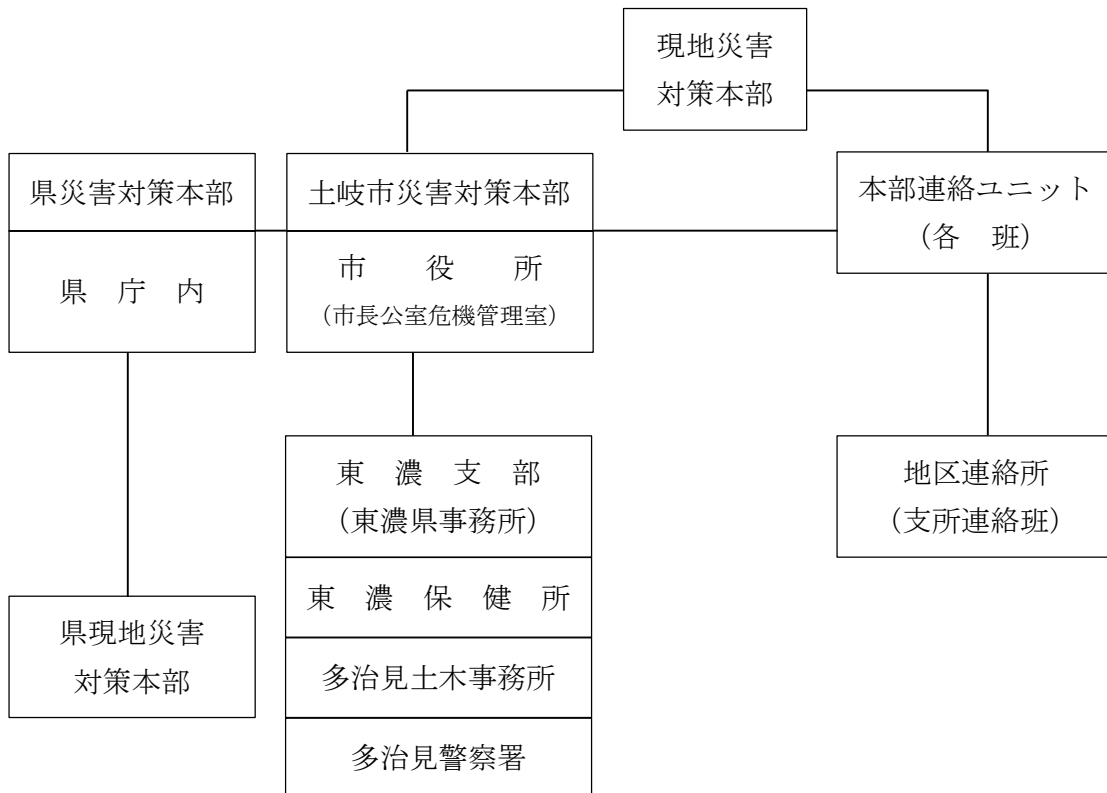
第2項 災害対策本部の組織

各課共通

市本部は、土岐市災害対策本部条例及び土岐市災害対策本部条例施行規則の規定に基づき次の組織による。

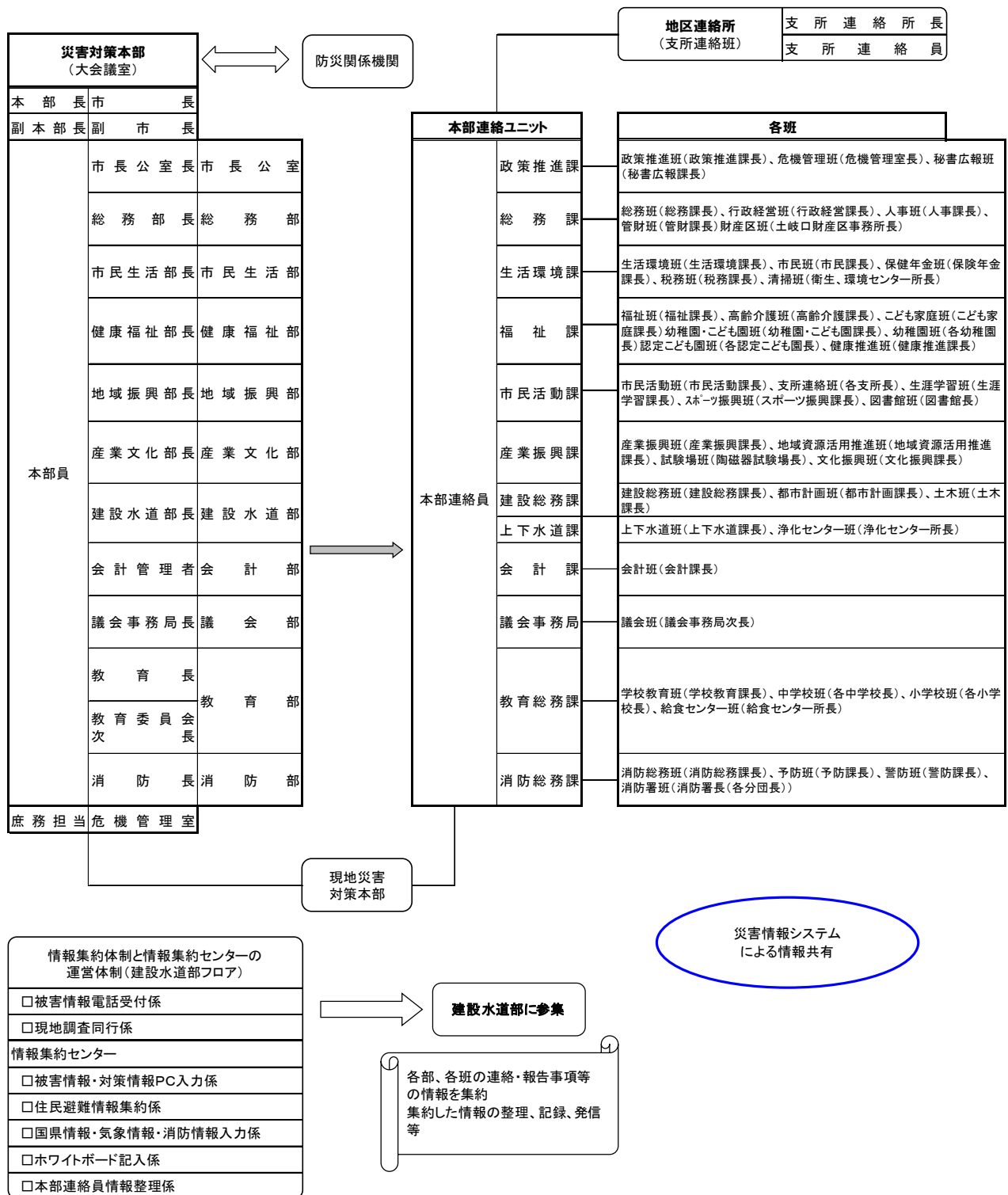
なお、市本部の開設及び配置並びに職員の動員等その運用は、「第3章 第1節 活動体制」による。

1 市本部の系統



- (注)
- 1 県現地災害対策本部は、災害の規模、程度等状況により県本部長が設置する。
 - 2 市本部設置時において、地震災害により市庁舎が被害を受け、本庁に本部設置をすることが不可能な時は、消防本部庁舎に市本部を設置する。
 - 3 現地災害対策本部は、市本部長が災害の規模、程度により必要があると認めたとときに設置される。
 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する。

2 編成



3 分担任務等

(1) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び各部の部長をもって組織し、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たる。

(2) 各部、各班の分担任務

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
市長公室	市長公室長	政策推進班	政策推進課長	1 市長公室内の連絡調整に関する事。 2 本部の応援に関する事。
		危機管理班	危機管理室長	1 災害対策全般に関する事。 2 総合被害状況調書の作成及び報告に関する事。 3 災害気象の予報、警報等災害情報の伝達に関する事。 4 県防災行政無線の発受信及び管理に関する事。 5 市防災行政無線の管理運用に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 人的被害、住家等一般被害状況の報告に関する事。
		秘書広報班	秘書広報課長	1 本部長の秘書に関する事。 2 災害の見舞及び視察者に関する事。 3 災害関係の広報に関する事。 4 報道機関との連絡に関する事。 5 本部の応援に関する事。
総務部	総務部長	総務班	総務課長	1 総務部内の連絡調整に関する事。 2 本部の応援に関する事。
		行政経営班	行政経営課長	1 災害予算及び市財政に関する事。 2 本部の応援に関する事。
		人事班	人事課長	1 災害関係職員の勤務及び派遣に関する事。 2 本部の応援に関する事。
		管財班	管財課長	1 市有財産の被害調査及び報告に関する事。 2 市有財産の災害対策に関する事。 3 災害救助用仮設住宅等災害対策用地の確保に関する事。 4 非常電話の設置及び管理に関する事。 5 自動車、船艇等輸送機器の確保及び配車に関する事。
		財産区班	土岐口財産区事務所長	1 財産区が有する財産の被害調査及び報告に関する事。 2 財産区が有する財産の災害対策に関する事。

市民生活部	市民生活部長	生活環境班	生活環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の苦情、要望等の受付及び他の所管に属さない被災対策事項の相談に応じ、その処理に関する事。 2 災害時における交通情報の収集に関する事。 3 災害緊急輸送等に係る交通輸送機関との調整に関する事。 4 所管施設の被害調査及び報告に関する事。 5 所管施設の災害対策に関する事。 6 災害時における公害防止対策の連絡調整に関する事。 7 災害時における火埋葬に関する事。 8 市営住宅の被害調査に関する事。 9 市営住宅の災害対策に関する事。 10 災害救助用応急仮設住宅の建築、被災住宅の応急処置その他り災者の住宅対策に関する事。 11 市民生活部内の連絡調整に関する事。
		市民班	市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者に対する救助物資配分の応援に関する事。 2 り災者等の食糧供給に必要な原材料等の確保の協力に関する事。
		保険年金班	保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者に対する救助物資配分の応援に関する事。 2 り災者等の食糧供給に必要な原材料等の確保の協力に関する事。 3 国民健康保険料の被災被保険者に対する減免、徴収猶予等に関する事。 4 国民年金保険料の被災被保険者に対する免除に関する事。
		税務班	税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家等一般被害の調査に関する事。 2 被災者に対する市税の減免、徴収猶予等に関する事。
		清掃班	衛生、環境センター所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における廃棄物（し尿及びごみをいう。）の処理に関する事。 2 廃棄物処理施設の被害調査及び報告に関する事。 3 廃棄物処理施設の災害対策に関する事。
健康福祉部	健康福祉部長	福祉班	福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助の全般的な計画及び実施に関する事。 2 避難所の開設及びり災者の収容に関する事。 3 り災者等に対する食糧の供給及び救助物資並びに義援金品の配分に関する事。 4 り災者台帳の作成及びり災証明書の発行に関する事。

			と。 5 り災者に対する融資事務に関すること。 6 り災者の生活保護に関すること。 7 所管施設の被害調査及び報告に関すること。 8 所管施設の災害対策に関すること。 9 災害に係る死体の保護に関すること。 10 土岐市社会福祉協議会が行うボランティアの登録、派遣及び調整の指導及び支援に関すること。 11 健康福祉部内の連絡調整に関すること。
	高齢介護班	高齢介護課長	1 所管施設の被害調査及び報告に関すること。 2 所管施設の災害対策に関すること。 3 介護保険料の被災被保険者に対する減免及び徴収猶予等に関すること。 4 高齢者及び障がい者の避難対策に関すること。 5 福祉班の応援に関すること。
	子ども家庭班	子ども家庭課長	1 所管施設の被害調査及び報告に関すること。 2 所管施設の災害対策に関すること。 3 福祉班の応援に関すること。
	幼稚園・こども園班	幼稚園・こども園課長	1 園児の避難対策に関すること。 2 所管施設の被害調査及び報告に関すること。 3 所管施設の災害対策に関すること。 4 福祉班の応援に関すること。
	幼稚園班	各幼稚園長	1 園児の避難対策に関すること。 2 幼稚園施設の被害調査に関すること。 3 幼稚園施設の災害対策に関すること。
	認定こども園班	各認定こども園長	1 園児の避難対策に関すること。 2 認定こども園施設の被害調査に関すること。 3 認定こども園施設の災害対策に関すること。
	健康推進班	健康推進課長	1 医療機関の被害調査及び報告に関すること。 2 災害時における防疫及び医療機関との連絡調整に関すること。 3 災害対策用医薬品の確保に関すること。 4 保健センター施設の被害調査及び報告に関すること。 5 保健センター施設の災害対策に関すること。 6 医療救護チームの編成及び支援対策に関すること。 7 避難所等の健康支援に関すること。 8 病院事業を行う施設の被害調査及び報告に関すること。 9 病院事業を行う施設の機能維持に関すること。

				10 病院事業を行う施設との連絡調整に関すること。
地域振興部	地域振興部長	市民活動班	市民活動課長	1 支所との連絡に関すること。 2 地域振興部内の連絡調整に関すること。
		生涯学習班	生涯学習課長	1 災害応急対策を応援する青年団体等の連絡調整に関すること。 2 公民館施設の被害調査に関すること。 3 公民館施設の災害対策に関すること。
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	1 災害応急対策を応援する体育協会等の連絡調整に関すること。 2 社会体育施設の被害調査に関すること。 3 社会体育施設の災害対策に関すること。
		図書館班	図書館長	1 図書館施設の被害調査に関すること。 2 図書館施設の災害対策に関すること。
		支所連絡班	各支所長	1 区域内の災害情報の報告に関すること。 2 被害調査の協力に関すること。 3 災害救助に関すること。 4 区域内の他の機関との連絡調整に関すること。
産業文化部	産業文化部	産業振興班	産業振興課長	1 商工業の被害調査及び報告に関すること。 2 被災商工業者に対する金融措置に関すること。 3 商工及び観光関係の災害対策に関すること。 4 商工観光施設の被害調査及び報告に関すること。 5 商工観光施設の災害対策に関すること。 6 農業、水産業、畜産業及び林業の被害調査及び報告に関すること。 7 農業、水産業、畜産業及び林業の災害対策に関すること。 8 被災農林業者等に対する金融措置に関すること。 9 農林施設の被害調査及び報告に関すること。 10 農林施設の災害対策に関すること。

		地域資源活用推進班	地域資源活用推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業の被害調査及び報告に関すること。 2 災害対策用物資（食料を除く。）の確保に関すること。 3 被災商工業者に対する金融措置に関すること。 4 商工及び観光関係の災害対策に関すること。 5 商工観光施設の被害調査及び報告に関すること。 6 商工観光施設の災害対策に関すること。 7 り災者等食糧供給に必要な原材料等の確保の協力に関すること。
		文化振興班	文化振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の被害調査に関すること。 2 文化財の災害対策に関すること。 3 文化プラザ及び織部の里公園の被害調査に関すること。 4 文化プラザ及び織部の里公園の災害対策に関すること。
		試験場班	陶磁器試験場長	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の被害調査に関すること。 2 施設の災害対策に関すること。
建設水道部	建設水道部長	建設総務班	建設総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設水道部施設（上水道施設・下水道施設を除く）の被害の調査のまとめ及び報告に関すること。 2 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。 3 地すべり等による災害対策の連絡調整に関すること。 4 水防対策に関すること。 5 水防資材の調達及び保管に関すること。 6 建設水道部内の連絡調整に関すること。
		都市計画班	都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間造成地の災害対策に関すること。 2 都市公園及び市営駐車場の被害調査に関すること。 3 都市公園及び市営駐車場の災害対策に関すること。 4 避難所の開設に係る工事に関すること。 5 り災者に対する住宅金融支援機構の融資に関すること。 6 建築物応急危険度判定に関すること。
		土木班	土木課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木施設の被害調査に関すること。 2 土木施設の災害対策に関すること。 3 建設業者との災害対策のための連絡調整に関すること。
		上下水道班	上下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及び報告に関すること。 2 下水道施設の災害対策に関すること。 3 上水道施設の被害調査及び報告に関すること。

				<ul style="list-style-type: none"> 4 上水道施設の災害対策に関すること。 5 災害時における飲料水の供給に関すること。
		浄化センター班	浄化センター所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 浄化センター施設の被害調査に関すること。 2 浄化センター施設の災害対策に関すること。
会計部	会計管理者	会計班	会計課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費及び物品の出納に関すること。 2 義援金の受付に関すること。
議会部	議会事務局 長	議会班	議会事務局次 長	<ul style="list-style-type: none"> 1 市議会議員との連絡に関すること。 2 災害の見舞及び視察に関すること。
教育部	教育長	教育総務班	教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育委員会関係施設の被害調査のまとめ及び報告に関すること。 2 教育関係の義援金品の受付に関すること。 3 教育施設の災害対策に関すること。 4 教育部内の連絡調整に関すること。
		学校教育班	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 り災児童、生徒等に対する災害救助用教科書、学用品等の支給に関すること。 2 災害時における授業の確保に関すること。 3 小学校及び中学校の災害対策の連絡調整に関すること。
		中学校班	各中学校長	<ul style="list-style-type: none"> 1 生徒の避難対策に関すること。 2 災害時の授業その他の対策に関すること。 3 中学校施設の被害調査に関すること。 4 中学校施設の災害対策に関すること。 5 災害復旧に協力する生徒の連絡調整に関すること。
		小学校班	各小学校長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童の避難対策に関すること。 2 災害時の授業その他の対策に関すること。 3 小学校施設の被害調査に関すること。 4 小学校施設の災害対策に関すること。
		給食センター班	給食センター所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 センター施設の被害調査に関すること。 2 センター施設の災害対策に関すること。 3 り災者等の食料供給の応援に関すること。
消防部	消防長(消防 団長)	消防総務班	消防総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防施設の被害調査及び報告に関すること。 2 消防施設の災害対策に関すること。 3 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。

			4 消防部内の連絡調整に関すること。
	予防班	予防課長	1 火災の予防対策に関すること。 2 危険物施設の災害対策に関すること。
	警防班	警防課長	1 災害情報に関すること。 2 災害対策活動に関すること。 3 他市消防に対する応援の要請に関すること。
	消防署班	消防署長	1 消防活動に関すること。 2 避難の指示に関すること。 3 被災者の救急活動に関すること。 4 消防分団長との連絡調整に関すること。

- (注) 1 本表分担任務のほか、班員等は、必要に応じて他班の事務を応援する。
 2 本表に掲げていない事務については、その都度本部長が定める。
 3 災害対策本部を開設しない場合又は災害対策本部を開設するに至らない程度の災害が発生し、若しくは発生する恐れのある場合の災害対策は、各班長の属する課等がそれぞれ分担する。

(3) 本部連絡ユニットの組織及び任務

本部連絡ユニットは、本部員会議の庶務その他各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たる。各部内の連絡を図るため各班に部内連絡員をおく。

組織	本部連絡ユニット長	政策推進課
	本部連絡員	下記の所属職員のうち、主幹・課長補佐・係長級の職員から各所属1名 (政策推進課、総務課、生活環境課、福祉課、市民活動課、土木課、上下水道課、会計課、議会事務局、教育総務課、消防総務課)
任務	本部連絡ユニットは、次の事項を処理する。 a 本部員会議の庶務 b 本部長の命令指示事項等の伝達 c 気象警報等の関係機関への伝達 d 被害状況等災害情報の本部への報告及び本部情報の伝達 e 2部以上にわたって実施を要する対策の連絡調整 f 分担の明確でない軽易な事項の担当部班の決定	

- (注) 部内連絡員は、各班において定め、関係する本部連絡員に通知しておく。
 なお、各部、各班内の連絡計画は、あらかじめ各部、各班ごとに定めておく。

(4) 地区連絡所の任務

地区連絡所は、支所におき、支所連絡班として所管地域住民その他関係機関と市本部との連絡に当たる。

地区連絡所長は、支所長をもって充て、支所に勤務する職員は、地区連絡員となる。

(5) 特別警戒体制（警戒本部）

設置	a 土岐川がはん濫注意水位（3 m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合
基準	b 気象状況により被害が予測されるときは、特別警戒体制に移行し、警戒本部を設置する。

組織	警戒本部長	市長公室長
	警戒副本部長	消防長、建設水道部長
	構成員	市長公室、建設水道部、消防本部の代表者 ただし、警戒本部長が必要と判断した場合は、追加することができる。
任務	a 災害情報の収集・伝達に関すること。 b 職員の配備状況の把握に関すること。 c 災害対策本部の設置に関すること。	

(6) 現地災害対策本部

市本部長は、災害の規模、程度により必要があると認めたとき、現地災害対策本部を開設する。現地災害対策本部は、現地の適当な施設を利用して開設し、現地で直接的な対策にあたる。現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員は、災害対策本部長が指名するものを充てる。

(7) 県現地災害対策本部への連絡員の派遣

県本部が関係被災地に県現地災害対策本部を開設したときは、市職員のうちから若干の連絡員を派遣する。なお、派遣する連絡員は、市長公室長（不在時は、市長）が指名する。

4 協力組織

市本部で実施する応急対策に協力奉仕を受けるため、市本部の協力組織として自主防災組織等を置く。自主防災組織等の構成等は、「第2章 第4節 自主防災組織等の育成と強化」に定めるところによる。

第2節 災害対策要員の確保

人	事	課	危	機	管	理	室
健	康	推	進	課	建	設	総
都	市	計	画	課	土	木	課
上	下	水	道	課			

大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する。

1 市職員の動員

市職員の動員については、「第3章 第1節 活動体制」による。

2 国又は県等に対する要請

国又は県等に対する職員の派遣要請については、「第3章 第5節 災害応援要請」による。

3 労働者の雇い上げ

(1) 実施者

災害応急対策の実施に当たって、特殊な作業のため技術者あるいは特別な職種労力を必要とするときは、おおむね次の各班において雇い上げ又はあっせんをする。

職 種	担 当 班
医療関係者	保健班
土木工事関係者	建設水道部各班
水道工事関係者	〃
下水道工事関係者	〃

(2) 給与の支払い

賃金等の給与額は、その時における雇い上げの慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別の基準があるものはこの限りでない。

(3) 労務者従事記録

労務者を雇い上げたときは、次の記録を作成し、整備保管しておく。

ア 出役表（様式1号）

イ 賃金台帳（様式2号）

4 災対法第71条に基づく従事命令等

災害応急対策実施のための要員が一般の動員、災害対策作業員の雇い上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

(1) 従事命令等の種類と執行者

従事命令等は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	県知事
	協力命令	災害救助法第25条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災対法第71条	県知事 市長(委任を受けた場合のみ)
	協力命令	災対法第71条	県知事 市長(委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災対法第65条第1項	市長
		災対法第65条第2項、第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

(2) 従事命令等の対象者

従事命令等の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災対法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災対法による市長、警察官、自衛官の従事命令)	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

(3) 従事命令の執行

警察官、自衛官が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等をする。

- ア 災対法第65条第2項に基づいて執行したときは、市長に通知するとともに所轄警察署長に報告する。
- イ 災対法第65条第3項に基づいて執行したときは、市長に通知するとともに部隊の指揮官に報告する。
- ウ 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条に基づいて執行したときは、警察署長に報告

し、順序を経て公安委員会に報告する。

エ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条第1項に基づいて執行したときは、部隊の指揮官に報告し、順序を経て当該自衛官の属する災害派遣命令者に報告する。

（注）警察官、自衛官が執行する従事命令は、災対法を適用する程度の災害時にあっては、災対法による執行が警察官職務執行法及び自衛隊法に優先する。

（4）公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、「公用令書」を交付する。なお、県知事（県知事が市長に委任をした場合は市長を含む）が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要ない。

上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取る。

- ア 災害救助法による従事命令（様式3号）
- イ 災害救助法による従事命令の取消命令（様式4号）
- ウ 災対法による従事、協力命令（様式5号）
- エ 災対法による従事、協力命令の変更命令（様式6号）
- オ 災対法による従事、協力命令の取消命令（様式7号）

（5）実費弁償

従事命令等により災害応急対策に従事した者で、公用令書にかかり実費を要したときは、実費弁償請求書（様式8号）により実費分を弁償する。

（6）損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、土岐市消防団員等公務災害補償条例による。

（7）従事台帳の作成等

ア 従事命令又は協力命令を発したときは、「強制従事者台帳」（様式9号）を作成整備する。

イ 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、必要な書類を添付して県知事に届け出る。

5 惨事ストレス対策

（1）救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

（2）消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3節 ボランティア活動

危機管理室 福祉課

大規模災害が発生した場合、ボランティア・NPO等の活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア・NPO等の活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティア・NPO等に対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア・NPO等の活動が円滑に行われるように努める。

1 市本部の活動

(1) 災害直後の情報提供

市（福祉班）は、ボランティア活動が円滑に行われるよう県本部、報道機関の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市（福祉班）は、市社会福祉協議会、その他関係機関と連携し、ボランティア支援体制を確立する。

(3) ボランティアを行っている者への配慮

市（福祉班）は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。

(4) ボランティアからの情報・ニーズの収集

市（福祉班）は、ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティア活動状況等に関する最新の情報・ニーズ等を関係者と積極的に共有し、ボランティア活動に対する適切な支援に努める。

(5) ボランティア活動拠点の確保

市（福祉班）は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行う。

(6) 災害ボランティアセンターの設置

市（福祉班）は、市社会福祉協議会と協力して災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区、NPO、ボランティア関係団体等の各種ボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。

(7) 経費の負担

県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区の活動

日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区は、被害の状況に応じて、災害対策本部を設置するとともに、赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。

また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を

呼び掛ける。

3 市社会福祉協議会の活動

- (1) 市と協力して災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。
 - ア 災害救援計画の策定及び実施
 - イ 活動に必要な情報の発信
 - ウ 災害ボランティアの受入及びコーディネート
 - エ 災害ボランティアの受付・登録
 - オ ボランティア登録者への活動要請
 - カ 災害ボランティアの救援活動への支援
- (2) 市社会福祉協議会は、被害が甚大で災害救援活動の必要があるときは、県社会福祉協議会に対し災害救援のための組織体制について支援を要請する。

4 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては当該ボランティア活動に関する団体等が、災害ボランティアセンター等関係機関と連携を密にし、受入・派遣に係る調整等を行う。

- (1) 被災者の人命救助や負傷者の手当て

これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。
- (2) 被災建物の危険度調査

被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を取得した人が中心となる。
- (3) 被災者の生活支援

これが一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。

 - ア 避難所援助

食料・飲料水の提供、炊出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、子どもの世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供、（パソコン通信、ミニコミ紙の作成・配付）
 - イ 在宅援助

高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（パソコン通信、ミニコミ紙の作成・配付）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービス等
 - ウ その他

被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕ホームステイ・里親、営業マップの作成・配付、引っ越しの手伝い等

第4節 自衛隊災害派遣要請

危機管理室

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、県知事は、自衛隊に対し、自衛隊法の規定により部隊の災害派遣を要請する。

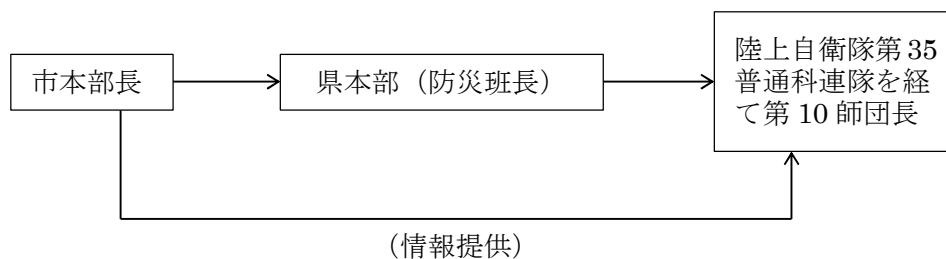
1 自衛隊に対する派遣要請

(1) 市本部長は、大規模な災害が発生し、人命及び財産の保護について、その必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定により部隊等の災害派遣の要請を依頼する。

なお、この場合次の系統により要請の依頼を「災害派遣要請依頼書」(様式1号)をもって行う。

ただし、急を要するときは、口頭(電話及び防災行政無線を含む)で行い、事後速やかに文書を提出する。要請を行った場合、市本部長は、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

(2) 市本部長は、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知する。



(3) 要請の窓口

参考資料編の「自衛隊に対する派遣要請の窓口」に示す。

(4) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

2 災害派遣部隊の活動範囲

(1) 被害状況の把握

(2) 避難の援助

(3) 遭難者等の捜索救助

(4) 水防活動

(5) 消防活動

(6) 道路又は水路の啓開

(7) 応急医療、救護及び防疫

(8) 人員及び物資の緊急輸送

- (9) 給食及び給水
- (10) 入浴支援
- (11) 物資の無償貸付又は譲与
- (12) 危険物の保安及び除去
- (13) その他

3 派遣部隊の受入体制

市（危機管理班）は、自衛隊の作業が防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入体制に万全を期する。

(1) 派遣部隊との連絡窓口及び責任者の決定

派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定め常に自衛隊と連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努める。また、必要に応じ地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資料の調達等が円滑に行えるよう努める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関連ある管理者等にも連絡しておく。

(3) 宿泊施設（野営施設）の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（小中学校等公共建物が適当）又は野営施設を準備し、合わせて駐車場等を確保すること。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設すること。

(4) 住民の協力

(5) 派遣部隊の誘導

(6) 活動状況の報告

自衛隊の活動状況等について随時知事に報告する。

4 経費の負担区分

(1) 原則として派遣を受けた市が負担するものとし、次の基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ 県、市町村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

5 派遣部隊撤収時の手続

市（危機管理班）は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼書」（様式2号）を提出する。

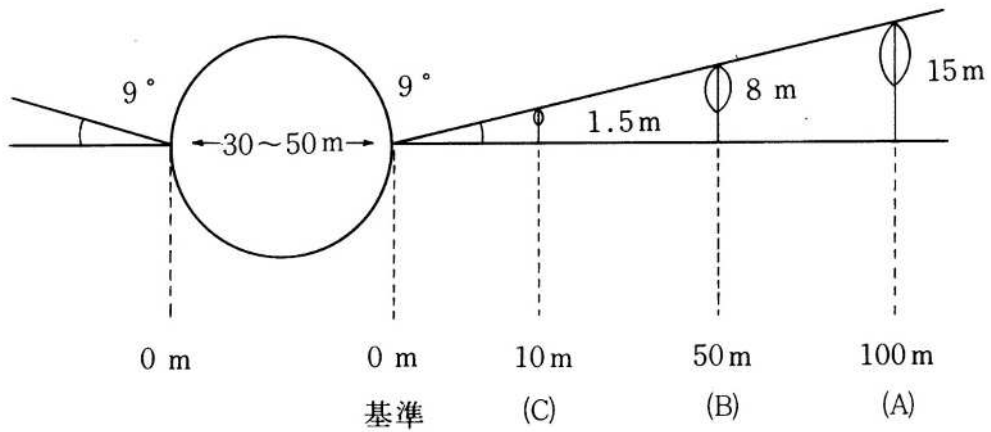
6 自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

(1) 発着場選定基準

ア 地面は、堅固で傾斜6度以内であること。

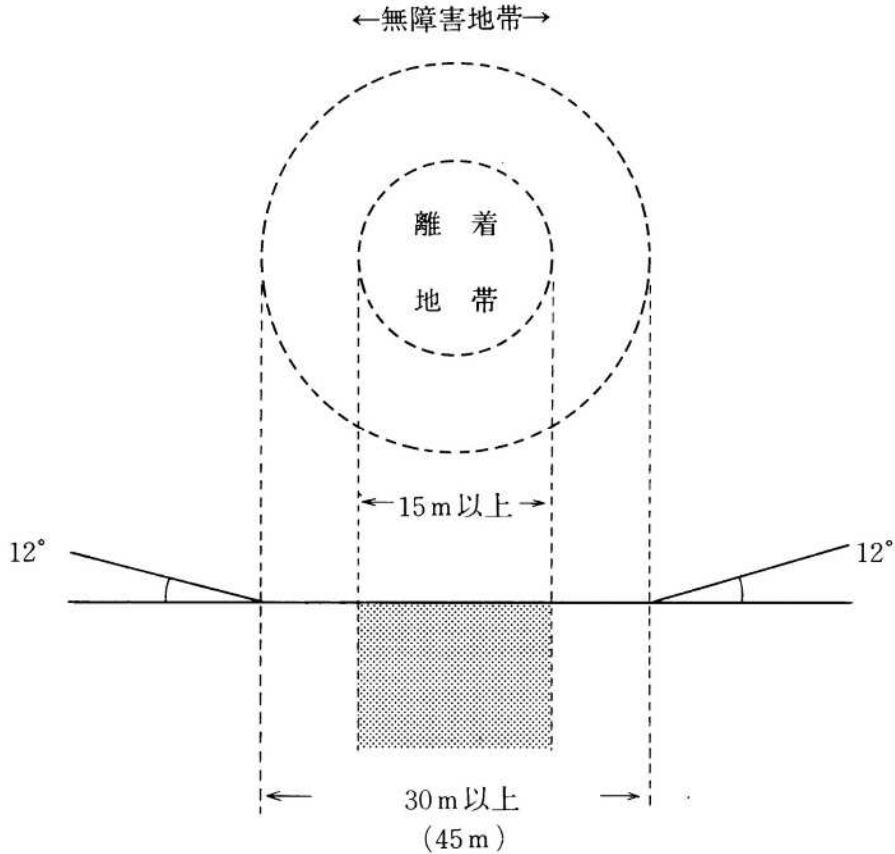
イ 四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば下図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。

発着場

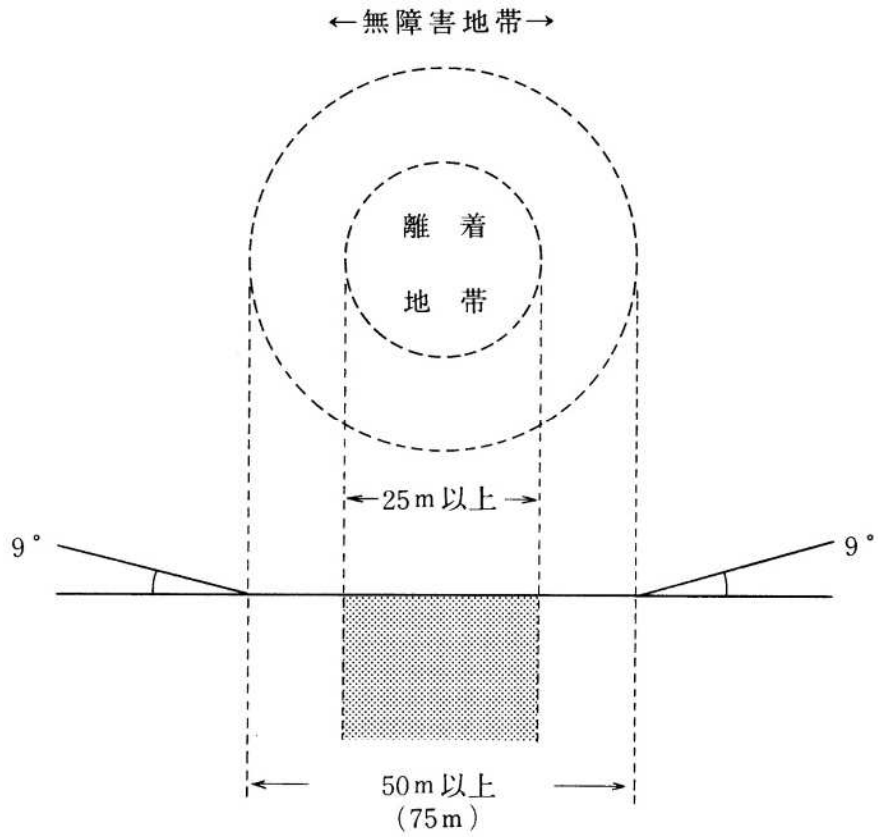


ウ 発着場の基準

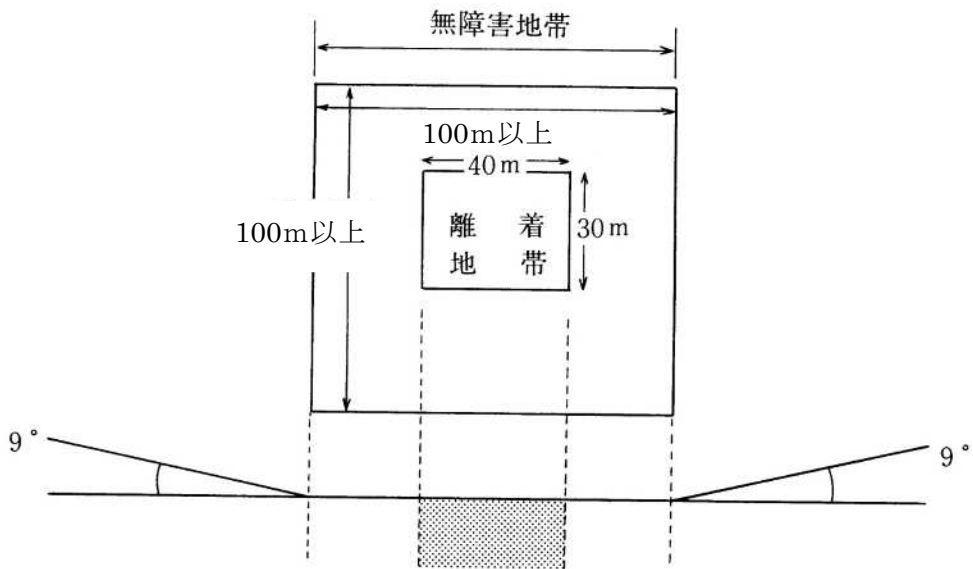
a 小型機（OH-6）の場合（括弧内は夜間）



b 中型機 (HU-1) の場合 (括弧内は夜間)

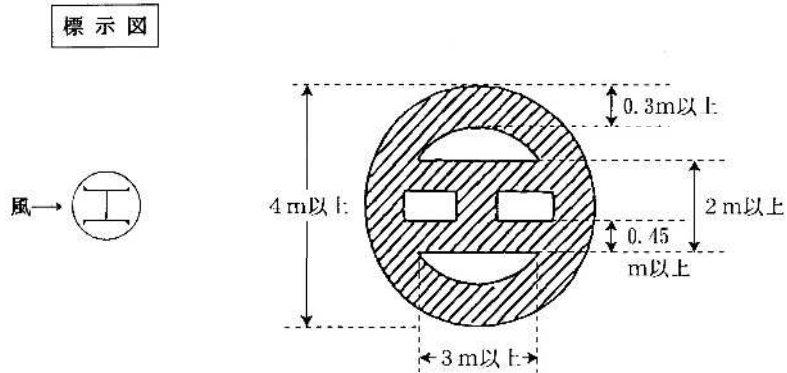


c 大型機 (CH-47) の場合



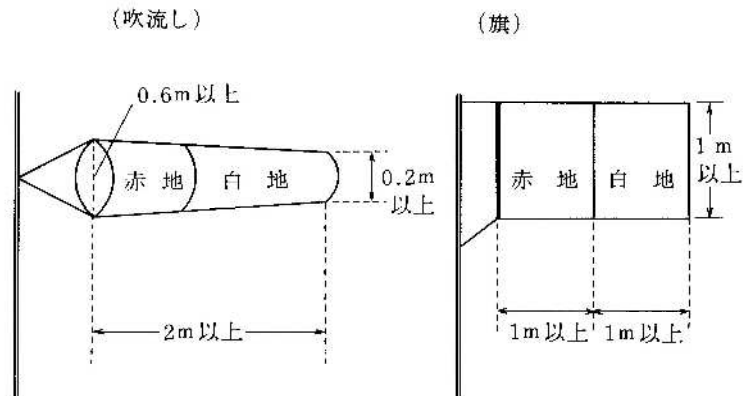
(2) 離着陸場の表示

ア 風向に対して、石灰等でⓂを書くこと。



(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹流し又は旗をたてるとともにできれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。



ウ ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

(3) 離着陸場における安全

ア 離着陸場は、平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。

イ 離着陸場の半径25m以内には、人が入らないこと。

ウ 市は、ヘリポート適地周辺において、通信、電力線の架設、塔の設置等を行う場合は、前記選定基準に抵触しないよう留意すること。

第5節 災害応援要請

危機管理室 警 防 課

大規模災害時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

1 相互応援協定

市は、相互応援協定に基づき、他市町村に応援を要請する。また、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

(1) 県外の市との広域応援協定

次の協定に基づき、当該市に応援を求める。

ア 静岡県焼津市－平成9年4月7日協定の締結（平成24年12月10日改正）

※参考資料編「災害時の応援に関する協定書」参照

(2) 県内の市町との相互応援協定

消防組織法第39条の規定による次の相互応援協定に基づき、当該市町等に応援を求める。

ア 相互応援協定

a 岐阜県広域消防相互応援協定

※参考資料編「岐阜県広域消防相互応援協定」参照

b 消防相互応援協定（高速道路における覚書協定）

c 消防相互応援協定（東海環状自動車道における覚書協定）

d 岐阜県水道災害相互応援協定

※参考資料編「岐阜県水道災害相互応援協定」参照

e 大規模土砂災害時における相互連携対応に関する協定

※参考資料編「大規模土砂災害時における相互連携対応に関する協定」参照

イ 派遣区域

災害が発生した応援協定締結の市（町）長（消防長）から消防業務応援の要請があったときは、消防隊又は救急隊を派遣する。

ウ 指揮

応援のため派遣された消防隊、救急隊の指揮は、原則として応援を受けた市町村の消防長、消防署長（団長）が行う。

エ 経費

消防相互応援協定書に定めるところによる。

2 職員の派遣要請

(1) 県に対する応援要請

市本部長は、市域において災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認め

るときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。（災対法第68条）

その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする職員の職種別人員等
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ その他職員の応援について必要な事項

(2) 他の市町村に対する応援要請

市本部長は、災害応急対策を実施するため必要がある時は、他の市町村長等に応援を求め災害対策の万全を期する。（災対法第67条）

その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする職員の職種別人員等
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ その他職員の応援について必要な事項

(3) 指定地方行政機関等に対する応援要請

市本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関等の職員の派遣を要請（災対法第29条）、若しくは県知事に対して、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあつ旋を求めることができる。（災対法第30条）

ア 市本部長が、直接派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。（災対法施行令（昭和37年政令第288号）第15条）

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他職員の派遣について必要な事項

イ 市本部長が、知事に対し職員の派遣についてあつ旋を求める場合は、次の事項を記載した文書により行う。（災対法施行令第16条）

- a 派遣のあつ旋を求める理由
- b 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他職員の派遣のあつ旋について必要な事項

(4) 経費の負担

国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

(5) 応援の受入体制の整備

市は応援を求めた場合、必要に応じてその応援の受入体制を整備する。

(6) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底する。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

3 ヘリコプターの派遣要請

(1) 県防災ヘリコプターの応援要請

※参考資料編「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」参照

ア 要請方法

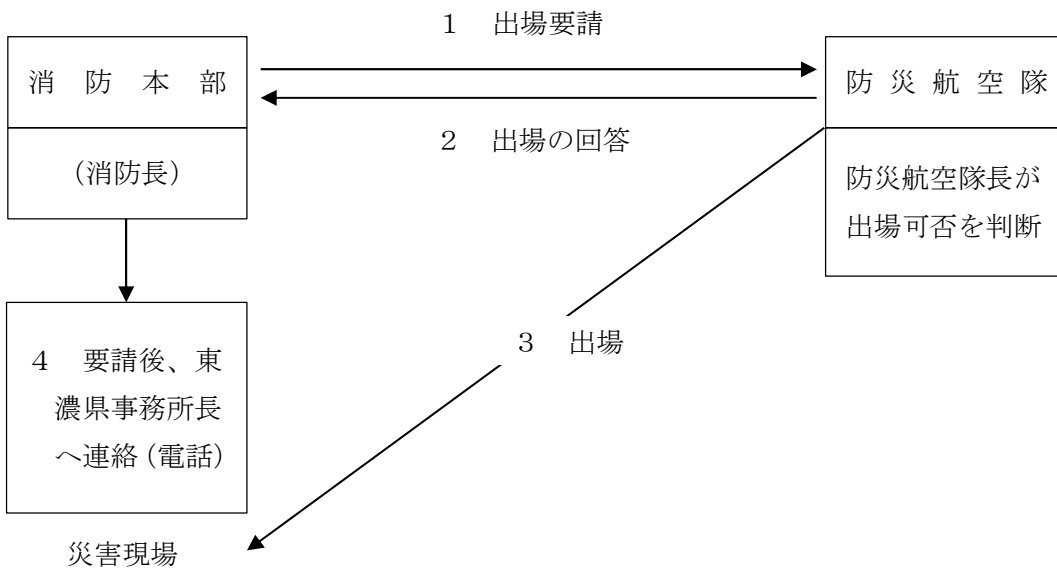
市（警防班）は、防災ヘリコプターの応援要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。

- a 災害の種類
- b 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- c 災害発生現場の気象状態
- d 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- e 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- f その他必要事項

イ 要請の種別

- a 救急活動
- b 救助活動
- c 火災防ぎょ活動
- d 災害応急対策活動
- e 災害予防対策活動

防災ヘリコプターの応援要請に関わる手続き



(2) 消防ヘリコプターの応援要請

ア 要請方法

要請は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日消防救第61号）に定める方法による。

イ 要請の種別

- a 調査出場
- b 火災出場
- c 救助出場
- d 救急出場
- e 救護出場

ウ 飛行場外離着陸場の指定

- a 土岐市妻木町1513の1 西陵中学校
- b 土岐市泉町定林寺958-11 総合活動センター芝生広場
- c 土岐市肥田浅野双葉町1-25 浅野緑地

エ ヘリコプター補給燃料請達先

住所 愛知県西春日井郡豊山町豊場 名古屋空港内

名称 マイナミ空港サービス名古屋事業所 TEL (0568) 28-1012

オ 要請ヘリコプターとの連絡方法

消防本部、消防用無線機に実装してある、統制波1～3で連絡を行う。

カ 経費

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定めるところによる。

4 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第6節 交通応急対策

第1項 道路交通対策

危機管理室	管財課
産業振興課	建設総務課
土木課	

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という）に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

1 輸送道路の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後、緊急輸送道路を優先し、速やかに道路パトロールを行い道路及び交通の状況を把握する。

県、市、県警察は、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図る。

(2) 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

(3) 警備業者との連携

道路管理者等は、緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用する。

2 発見者等の通報

災害時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市に通報する。市が通報を受けたときは、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報する。

3 交通規制の実施

(1) 規制の種別

ア 道路法（昭和27年法律第180号 第46条）に基づく規制

道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号 第4条～第6条）に基づく規制

警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要

があると認められる場合、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 災対法（第76条）に基づく規制

公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 緊急交通路の確保

ア 交通規制の実施

市域内の道路敷地にかかる規制は、次の区分によって行うが、実施者による規制が遅れ、時期を失することも予想されるので、市本部は国土交通省多治見砂防国道事務所、県等と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるように配慮する。

実 施 者	規 制 範 囲
国土交通省(多治見砂防国道事務所)	国道 19 号及び 21 号
県 支 部 土 木 班	国道 363 号及び県道
市 (建 設 総 務 班)	市道
中 日 本 高 速 道 路 (株)	中央自動車道 東海環状自動車道
公 安 委 員 会	隣県に影響を及ぼす規制、規制区区域が 2 警察署以上にわたるもの又は期間が 1 ヶ月を越えるもの
多 治 見 警 察 署	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い(1 ヶ月以内) 規制
警 察 官	緊急を要する一時的な規制
自 衛 官	緊急を要する一時的な規制 (警察官がその場にいる場合)

イ 運転者等に対する措置命令

警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

ウ 放置車両の撤去等

警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

エ 自衛官、消防職員の行う措置命令・強制措置

警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は、上記イ又はウ同様の措置命令、強制措置を行うことができる。なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは直ちに、管轄の警察署長に通知する。

オ 障害物の除去

警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(3) 交通規制の周知徹底

道路管理者は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) 迂回路の確保

警察が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

4 緊急通行車両の確認

災対法第76条に基づく規制に伴う緊急通行車両の確認等については、以下のとおりとする。

(1) 通行可能な車両

ア 道路交通法第39条第1項及び同法施行令第13条に定める緊急自動車

イ 災対法施行令第33条により災対法第76条の緊急車両であると知事又は公安委員会が確認した車両

(2) 緊急通行車両の申出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会に提出する。

(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」(様式1号)を標章(様式2号)とともに申請者に交付する。

(4) 事前届出制度

県公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱う。

5 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

県知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

様式1号（緊急通行車両確認証明書）

第 号		平成 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		岐阜県知事 氏 名	
番号欄に表示されている番号		緊急通行車両確認証明書	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		岐阜県公安委員会 印	
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

（注）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

様式2号（標章）



備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する積層を施すものとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6 報告等

交通規制を行ったときは、関係機関へ報告又は通知をする。報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 禁止、制限の種類と対象
- (2) 規制する区間又は区域
- (3) 規制する期間
- (4) 規制する理由
- (5) 迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

7 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請することができる。

※交通システムマネジメント

道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※交通需要マネジメント

自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント等施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

第2項 輸送の確保

危機管理室	管財課
産業振興課	生活環境課
都市計画課	土木課

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、市は、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

1 輸送手段の確保

市（管財班）は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼する。

(1) 自動車等確保の要請

市各班は、災害輸送のため、車両、船艇等借上を要するときは、本部連絡員を通じ市（管財班）に車両等確保の要請をする。要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は車両（舟艇）の台数等
- ウ 車両等集合の場所及びその日時
- エ その他の条件

（注）各班の所属車両をその目的業務に使用する場合は、要請は行わない。

(2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた市（管財班）は、輸送の緊急度、輸送条件、市本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。

(3) 自動車等の借り上げ

- ア 自動車輸送
 - a 市本部所属の車両
 - b 農協等の所有車両
 - c 輸送業者の車両
 - d その他の自動車

（注）車両の借上げに当たっては、当該車両の運転手付で借上げる。

イ 船艇の確保

船艇の借上げは、直接市（管財班）が行う。

ウ 東海旅客鉄道株式会社による輸送

道路の被害によって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは避難者の移送等で、東海旅客鉄道株式会社によることが適当なときは、東海旅客鉄道株式会社と協議し東海旅客鉄道株式会社輸送による。

エ 空中輸送

陸上交通途絶時等で、空中輸送することが必要なときは、県に空中輸送を要請する。

オ 人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等にあつては、市職員（消防団員を含む）、自主防災組織の構成員及び雇上げ人夫等の直接人力によって輸送するが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

2 ヘリコプター離着陸場等の確保

市（危機管理班）は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難ひろばを除く）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

3 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

市は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘察し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。

また、拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するように努める。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。

(1) 取り扱い物資

- ア 救援要請を受けて、他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 義援物資集積所から市に配送される義援物資
- エ 医薬品

(2) 一時集積配分拠点における業務

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- イ 避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

(注) 1 大型車両による輸送は原則として一時集積配分拠点までとする。

2 (2) のウ、エについては、ボランティアを積極的に活用する。

(3) 避難所等への輸送

避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。

4 災害輸送の実施にあつての留意点

(1) 災害輸送に当たっては、市（管財班）は輸送責任者を定め、車両等に同乗させ、あるいは同行させる等適切な輸送に努め、その引継ぎに当たっては、物資等の授受を明らかにしなければならない。

(2) 輸送の記録

災害輸送を行ったとき輸送責任者は、次の記録を作成し整備保管しておく。なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送を判然と区分整理しておく。

ア 車両使用書

車両を使用した者（輸送責任者）は、車両使用書（様式1）を作成し市（管財班）に提出する。

イ 輸送記録簿

市（管財班）は、輸送記録簿（様式2）を備え付け、車両の使用状況を記録し、整備保管する。

ウ 救助実施記録日計票

市（管財班）は、救助実施記録日計票（様式3）及び輸送明細書（様式4）を作成し、整備保管する。

エ 自動車等の燃料及び修繕料等

自動車燃料、消耗品、修繕料その他は、救助の種目別物資受払状況簿（様式5）を備え付け、その出納状況を明らかにしておく。

第7節 通信の確保

秘 書 広 報 課 危 機 管 理 室
管 財 課 消 防 署

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

1 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

- ア 市（危機管理班）及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
- イ 市（危機管理班）、NTT西日本株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

(2) 通信の統制

通信施設の管理者は、災害時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

(3) 各種通信施設の利用

ア 各種通信メディアの活用

市（危機管理班）及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行う。

イ 非常通信の利用

市（危機管理班）及び防災関係機関は、加入電話及び県防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

エ 放送機関への放送要請

加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、災対法の規定に基づく放送協定により放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

オ 防災関係機関の利用可能な通信施設の状況は、参考資料編の「機関別利用可能通信施設」に示す。

2 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法による。

(1) 一般加入電話

災害時においても、通常の使用方法により一般加入電話を利用するが、市外通話が困難になった場合は、「災害時優先電話」の利用により通話を行う。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持する

ために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ「災害時優先電話」に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

災害時優先電話

居住者等の相互連絡、市、学校及び防災関係機関等への問い合わせ等の増大により、一般加入電話の通話が麻痺状態となったときにおいても、市の特定の番号の一般加入電話は、NTT西日本株式会社岐阜支店の災害時優先電話の選定により、一般の通話が規制された場合においても優先的に通話ができる措置がされる。

(2) 警察電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼する。

(3) 鉄道電話による通信

上記（2）と同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼する。

(4) 中部電力パワーグリッド電話による通信

上記（2）、（3）同様、緊急を要するときに中部電力パワーグリッドの有線電話又は無線電話による通信を必要とするときは、中部電力パワーグリッド(株)多治見支社の協力を得て通信の伝達を依頼する。

(5) その他有線電話による通信

上記の他有線専用電話が敷設されている地域にあつては、当該施設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼する。

3 無線通信施設による通信

災害時における無線通信施設による通信は、次の方法による。

(1) 市防災行政無線による通信

市防災行政無線の運用については、次のとおり運用する。

ア 通信の種類

- a 緊急通信…災害の発生若しくは発生の恐れのある場合その他緊急を要する事態が生じたときに、固定系親局から行う通報をいう。
- b 普通通信…平常時に固定系親局から行う通報をいう。
- c 緊急通話…災害の発生若しくは発生の恐れのある場合その他緊急を要する事態が生じたときに、基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互で行う通話をいう。
- d 普通通話…平常時に基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で行う通話をいう。

イ 一斉通報

- a 同一内容の通報を、二以上の相手方へ送信する場合は、原則として一斉通報により行う。
- b 一斉通報の送信は、防災に関する緊急度の高いものから順次行い、その優先順序はおおむね次による。
 - ① 人命の救助に関する通報
 - ② 気象の予・警報に関する通報
 - ③ その他防災に関する通報
 - ④ 一般行政に関する通報

ウ 通信の統制

- a 災害が発生し、通信を統制又は制限する場合は、市長公室（危機管理班）が行う。
- b 通信の統制又は制限をする時は、統制又は制限の内容、開始時刻、解除予定時刻、その他必要な事項を危機管理班長に通知する。また、統制又は制限の必要がなくなったときも同様

エ 職員の配置

市長公室長は、災害その他緊急の用務のための通信を行う必要が生じ、又は生ずることが予想される時は、執務時間外にも通信取扱担当者を配置し当該通信の円滑な運用を図る。

(2) 岐阜県防災行政無線による通信

県は、災害時において、回線不足等により通信に支障を来す場合は、緊急及び災害に関する通信を優先させるため、「岐阜県防災行政無線通信取扱規程」に定めるところにより通信の統制を行う。

(3) 消防無線による通信

被災現地と市本部との通信等で、消防無線による通信が必要なときは移動局（消防部車両）を派遣し消防部を経由して、市本部との通信を行う。

(4) 警察無線による通信

岐阜県防災行政無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

(5) NTT西日本株式会社の災害対策用無線電話による通信

一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、可搬型無線システム等を活用する。

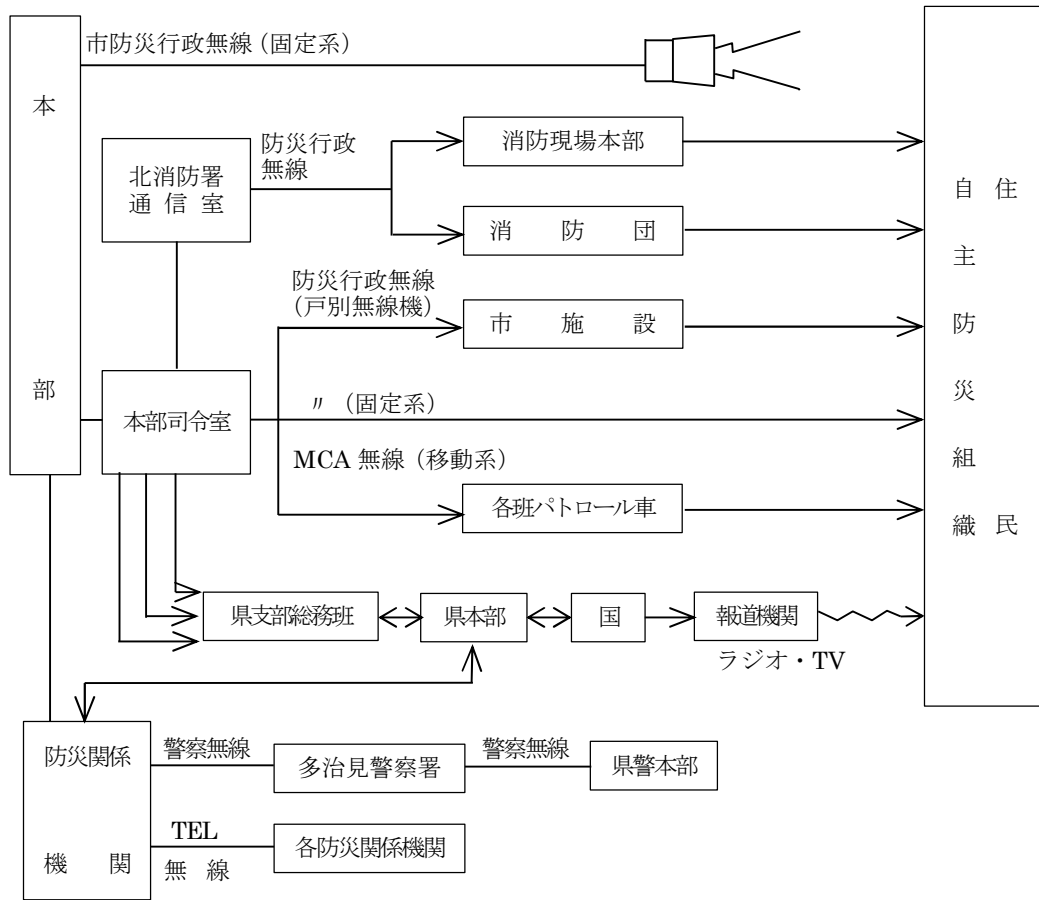
(6) 防災相互通信用無線による通信

市（危機管理班）及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行う。

(7) 非常通信による通信

市（危機管理班）及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼する。

無線による情報の収集・伝達基本ルート



4 その他の通信

(1) インターネット等による通信

(2) 急使による通報

1～3及び4 (1) までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡する。

(3) 信号による方法

消防、水防、あるいは避難に関する指示等の信号は、それぞれの計画で定めるサイレン半鐘等の信号による。

(4) 同報無線による方法

住民全体又は多数の者に周知させる事項があるときは、市防災行政無線 (固定系) による。

(5) 広報車による方法

多数の者に周知させる事項があるときは、市広報車・警察パトカーによって広報する。

(6) 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報する。

通信の発受記録及び文書による連絡は、「第3章 第9節 災害情報等の収集・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定めるところによる。

5 通信の統制等

(1) 通信の統制

災害のため平常な方法で通信の確保ができず、他機関の通信施設を利用し、あるいは急使を派遣するような場合にあっては、市（危機管理班）は、優先順位その他について調整を行う。調整に当たっては次の点について留意する。

ア 優先順位

市（危機管理班）は、多数の通信を必要とするに施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助に係る通信を優先させ、特に他機関の専用施設を利用する場合にあっては、できる限り災害の防除と救助の通信に限定する。

イ 報告等の統制

普通電話途絶時の被害報告あるいは現地連絡所に対する指示連絡等に当たっては、各部門別の通信を避け、できる限り本部連絡ユニットにおいてまとめて一括して行う。

特に急使（伝令）派遣時等にあっては、市（危機管理班）は、市各班のほか警察機関等にも連絡し、一括通報する。

(2) 専用施設利用の要請

ア 他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急必要な事項に限定し、できる限り簡略に要点を明示して当該施設機関に要請する。

イ 要請に当たっては、様式1号の非常通信用紙により、又は同様式に準じた書類による。

なお、無線による通信を要請する場合にあっては、電文の長さは原則として200字以内としなければならない。

ウ 通信の要請は、通信を行おうとする班が、市（危機管理班）に協議し、その結果に基づきその班又は危機管理班がまとめて要請する。

(3) 通信の記録

電話、口頭等で通信を行った者は、その状況を様式2号災害情報用紙に記録し、保管する。

6 機関別利用可能通信施設

参考資料編の「機関別利用可能通信施設」に示す。

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

危機管理室 建設総務課
警防課 消防署

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する情報を、迅速かつ的確に収集し、伝達する。

1 警報等の種別

(1) 気象警報等

気象又は気象に関連する異常現象等について、岐阜地方気象台において発表される警報、注意報及び情報の種別及び基準は、次表のとおりである。

種	類	概	要
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。	
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	

注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報。	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
気象情報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」(※愛称「キキクル」)で確認する必要がある。 岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。

岐阜県竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>
-----------	--

- (注) 1 注意報、警報の発表基準は、災害気象調査の結果に基づいて改正されることがあること。
- 2 雨、雪量の基準は、それぞれの地域の任意の24時間の最大地点雨雪量である。
- 3 注意報、警報が発表中に注意報、警報が発表されたときは、さきの注意報等は、後の注意報等に切り替えられたものとする。
- 4 本文は、異常気象の原因、現状、見通し、予想される異常気象の起こる時刻、場所、程度、災害の予想される時刻、場所、程度等について簡明に表現される。これらの全部を表現することが困難な場合は注意又は警報を必要とする事項だけを表現しその他の事項は、気象情報として発表される。
- 5 岐阜地方気象台から発表される注意報、警報等に地域が示された場合は、次の区分による。

警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	東濃	土岐市

※警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水等の警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

岐阜地方気象台

地形による区分	
地域名	範囲（標高）
平野部	標高500m未満の面積が2/3以上を占める市

大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県)で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 水防活動用警報

岐阜地方気象台が水防活動に資するため、水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であって、種別、内容は次の通りである。

区	分	警 報 等 の 内 容
1	水防活動用気象注意報	気象注意報のうち、大雨注意報の発表があった時、本注意報があったものとし、水防活動用の語をつけない。
2	水防活動用気象警報	気象警報のうち、大雨警報の発表があった時、本警報があったものとし、水防活動用の語をつけない。
3	水防活動用 洪水注意報	一般河川 気象洪水注意報の発表でこれに代える。水防活動用の語は付けない。
	協議河川	協議河川についての洪水注意報の発表をする。水防活動用の語は付けない。
4	水防活動用 洪水警報	一般河川 気象洪水警報の発表でこれに代える。水防活動用の語は付けない。
	協議河川	協議河川についての洪水警報の発表をする。水防活動用の語は付けない。

(3) 水防警報

ア 国が行う水防警報

中部地方整備局は、水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により国土交通大臣が指定した河川について、水防警報を発表及び解除する。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

イ 都道府県が行う水防警報

県は、水防法第16条第1項の規定により都道府県知事が指定した河川について、水防警報を発表及び解除する。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

区	分	警 報 等 の 内 容
1	水防情報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上の情報を関係機関に徹底する必要があるとき
2	水防警報	水位がはん濫注意水位若しくは出動水位に達するか、又は超えて危険が予想されるとき

(4) 指定河川洪水予報等

ア 国の機関が行う洪水予報

木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所又は庄内川河川事務所と岐阜地方気象台又は名古屋地方気象台は、共同して水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川（以下「国指定洪水予報河川」という。）について、それぞれの河川名を付した氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表及び解除するものとする。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

洪水予報発令基準地点

河川名	区 域	観測所名	位 置	水防団待機水位(通報水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	出 動 位	避難判断水位(特別警戒水位)	はん濫危険水位	氾濫開始相当水位	計 画 位
土岐川	土岐市肥田町三共橋から多治見市境まで	土岐	左 岸 57.8 km	2.40m	3.00m	4.00m	4.50m	4.70m	5.65m	6.39m

注) 氾濫開始相当水位は最も低い水位を記載している。

イ 洪水注意報・洪水警報

名古屋地方気象台と庄内川河川事務所は、共同して水防法第 10 条第 2 項の規定により庄内川について洪水注意報、洪水警報を発表及び解除する。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

ウ 都道府県が行う洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)到達情報

県は、水防法第 13 条第 2 項の規定により県知事が指定した水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫危険情報として水位又は流量を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

県は、水防法第 13 条第 2 項の規定により県知事が指定した水位周知河川の破堤、越水、溢水が確認された場合は、氾濫発生情報を発表する。

また、その他の河川についても、家屋浸水が想定される全河川へ水位計を設置し、市町村等へ河川水位等の情報提供するように努める。

県は、市長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

洪水特別警戒水位到達情報を発表する基準となる水位は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

避難判断水位(特別警戒水位)到達情報発表基準地点

河川名	区 域	延 長	観 測 所 名	位 置	水防団待機水位(通報水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	氾濫危険水位
土岐川	瑞浪市小里川合流点から土岐市肥田町三共橋まで	6.5 km	(テレ)瑞浪	瑞浪市土岐町益見	2.00m	2.60m	3.30m	4.10m

(5) 土砂災害警戒情報

岐阜地方気象台と県が、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難

することが必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、次の点に留意する。

- ・それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。
- ・技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。

また、岐阜地方気象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施する。

(6) 火災警報

市(危機管理班)は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発するとともにその周知徹底と火災予防上の必要な措置をとる。

なお、市において、気象状況を把握するため、気象測器(湿度計、風速計)を設け、その観測に努める。

ア 警報発表の気象条件

消防法第22条第3項の規定により、次の火災警報発令基準に適合する気象条件に際して、火災警報を発令する。

(〔消防長専決〕消防長が火災予防上危険であると認め、かつ、気象状況が次のいずれかに該当するときに発令することができる。)

イ 基準

- a 最小湿度40%以下、実効湿度60%以下で、風速が7メートルを超える見込みのとき。
- b 最小湿度30%以下、実効湿度60%以下のとき。
- c 現に風速が10メートル以上であるとき、又は、風速10メートル以上になると予想されるとき。
(上記いずれかに該当する場合でも、降雨時、降雪時には発令しない。)

ウ 火災警報発令信号

余韻防止付 サイレン信号	その他の信号		
	掲示板	吹流し	旗
$\frac{30\text{秒}}{6\text{秒}}$ $\frac{30\text{秒}}{6\text{秒}}$	火災警報発令中	赤・白	赤・白

2 警報等の把握

市(危機管理班)(退庁時にあつては宿日直者)、建設水道部及び消防部は、気象注意報等の発表されている場合等災害発生の危険があるときは、市地域の的確な気象状況の把握に努める。

なお、関係機関からの情報等の受信に当たっては次の点に留意する。

(1) 伝達される警報等の区分

警報等の区分は、おおむね次のとおりである。

ア 県本部(防災課)

気象警報等の情報の全文及びそれらの対策に係る指示事項（県防災行政無線による。）

イ NTT西日本株式会社

警報の種別及び発令日時

(2) 受信記録

警報等の全文が伝達される場合の受信に当たっては、県防災行政無線ファックスにより把握するとともに、市（危機管理班、消防署班）において保管する。

3 警報等の伝達体制

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達する。

市は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある 場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情 報
警戒レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報 (浸水害) ・洪水警報の危険度 分布(災害切迫)	・大雨特別警報 (土砂災害) ・危険度分布(災害切 迫)
警戒レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度 分布(危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害) の危険度分布 (危険)
警戒レベル3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険 度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害) の危険度分布(警戒)
警戒レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険 度分布(注意)	・大雨警報(土砂災害) の危険度分布(注意)
警戒レベル1 (白)	早期注意情報 (警報級の可能 性)			

(1) 伝達の責任者

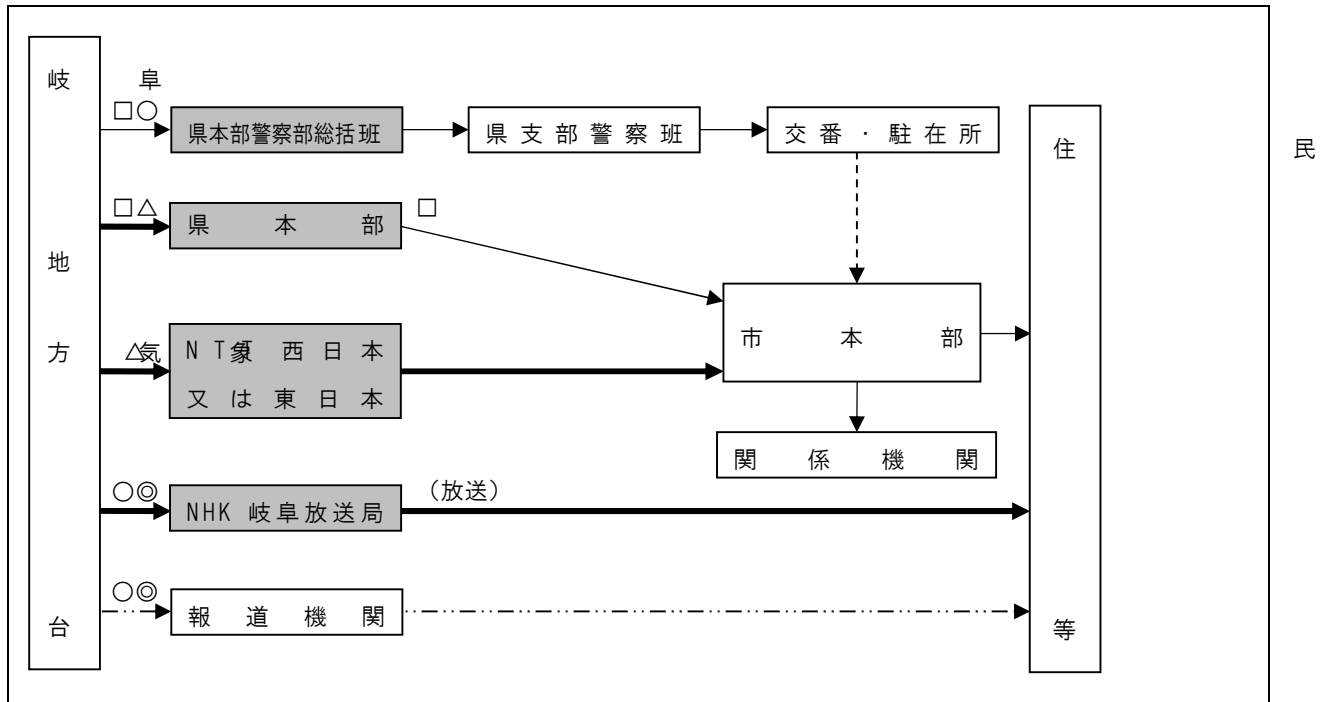
気象警報等の伝達及び地域住民に対する周知徹底は、市（危機管理班）が担当する。ただし、部門別実施を要する関係機関あるいは特殊対象者に対する伝達等は、それぞれの対策担当班において行う。なお、他班（職員）において警報等の伝達を受け、あるいは異常現象等を承知したときは、直ちにその内容を市（危機管理班）又は宿日直者に通報する。

岐阜地方気象台は、県内で最初に警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する状況に達する場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。県は、岐阜地方気象台から警戒レベル5に

相当する「災害切迫」の格子が出現する旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町村に伝達する。

(2) 伝達の系統

ア 気象警報等



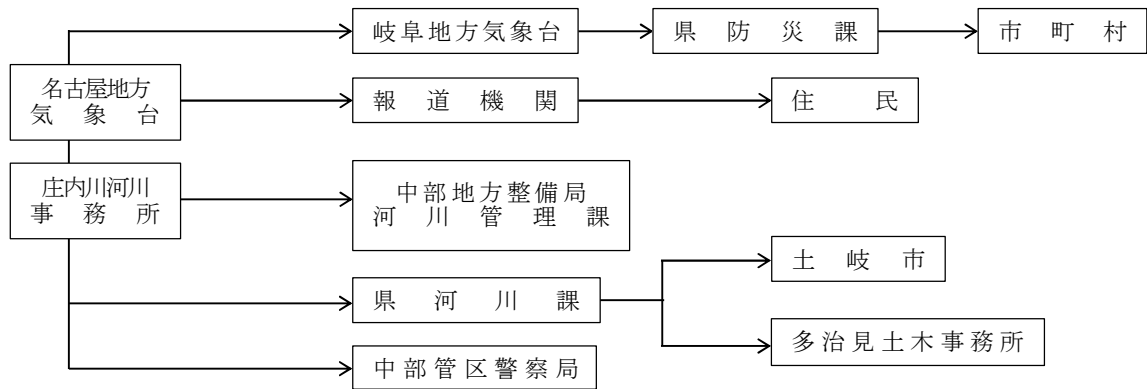
凡 例			
→	法令（気象業務法等）による通知系統	---▶	法令（気象業務法等）による公衆への通知系統
→	地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統	-----▶	伝達副系統
○	インターネット	◎	専用回線
△	オンライン	□	岐阜県防災行政無線
■	法令等により気象官署から警報事項を受領する機関		

※通信途絶時の代替経路

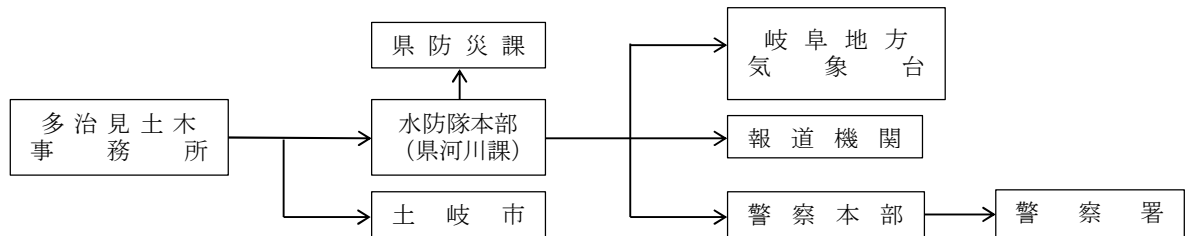
障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話FAX 等により伝達する。
 代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

イ 指定河川洪水予報等

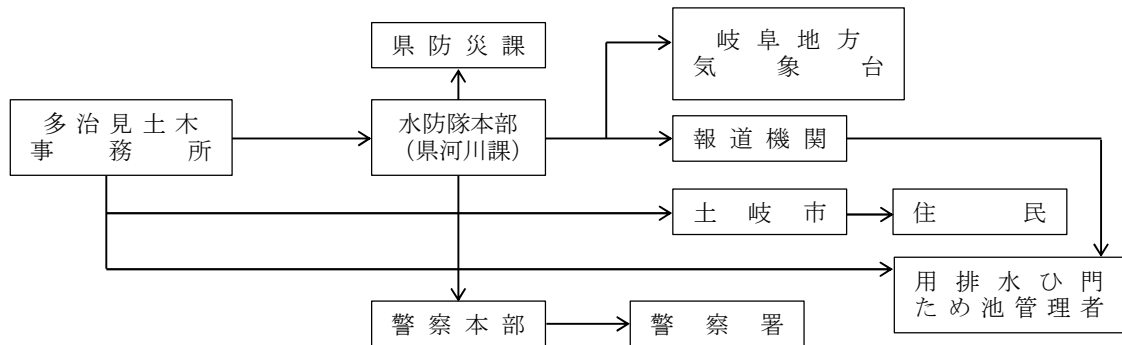
a 指定河川洪水予報



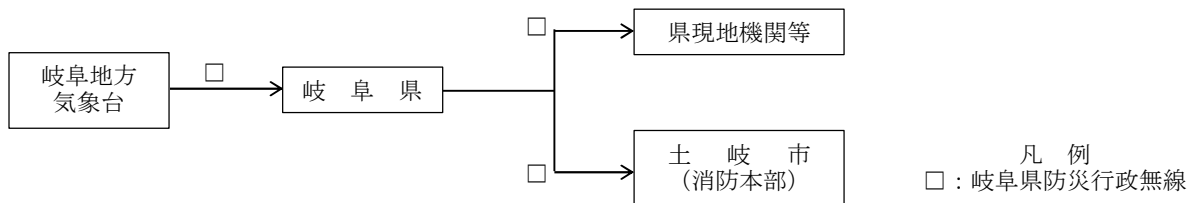
b 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報（知事が発表するもの）



c 水防警報（知事が発表するもの）



ウ 火災気象通報



(3) 警報等の住民等への周知徹底

市（水防管理者を含む）は、警報等の発表を知ったときは、住民等に対し速やかに周知徹底を図る。

また、市（危機管理班）は、警報等を住民等に周知徹底するに当たって、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。なお、警報等の周知徹底を図るため、報道機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県を通じて行う。

4 異常現象発見時の対策

災害が発生する恐れがある異常な現象（以下「異常現象」という）を発見した者は、次の方法により関係機関に周知徹底を図る。

(1) 発見者の通知

異常現象を発見した者は、次の区分により関係機関に通報しなければならない。

- ア 火災に関する現象…市（消防部）
- イ 水防に関する現象…市（危機管理班）、市（建設総務班）、市（消防部）又は警察官
- ウ その他の現象………市（危機管理班）、市（消防部）又は警察官

(2) 受報者の措置

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた関係職員は、速やかにその対策又は措置をとるとともに、市（危機管理班）に通報する。

(3) 関係機関への通報

市（危機管理班）は、通報のあった異常現象のうち、次の現象については関係機関へ連絡するとともに、住民への周知徹底を図る。

- ア 岐阜地方気象台
気象及び地震に関する現象
- イ 県支部関係機関
災害発生のおそれのある異常現象
- ウ 隣接市町
隣接する市町に影響を与える恐れのある異常現象

5 雨量観測による気象状況の把握

市（危機管理班）は、設置してある市内全域の雨量計により、雨量状況の把握に努めると共に、県土砂災害警戒情報ポータル等により情報を収集し、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとるとともに必要と認めるときには、降雨量の報告をする。

(1) 報告を要する雨量は、次のとおりで、危機管理班は、この雨量に達したと認めたときは、遅滞なく市（建設水道部及び消防部）及び関係機関に連絡する。

注 意 を 要 す る 雨 量		警 戒 を 要 す る 雨 量		
前日までの雨量が	なお、当日の雨量が	前日までの雨量が	なお、当日の雨量が	時間雨量が
100 mm以上で	50mmを超えたとき	100mm以上で	50mmを超え	40 mmを超えたとき
100 mm以下で	80mmを超えたとき	100mm以下で	80mmを超え	40 mmを超えたとき

(注) この基準は、県計画で定められた基準であるが、この基準は、一応の目安であり、この以下の降雨量でも災害の発生があることに注意すること。

(2) 気象計器の充実整備

市は、地域内の気象情報を的確に把握して市の防災体制に万全を期するため、県及び気象関係機関の指導を受けて、すでに設置をみている自記雨量計のほか、風向風速計、気圧計等の観測計器の整備に努める。

第9節 災害情報等の収集・伝達

各課共通

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や市町村等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査・報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

1 被害情報等の調査、収集体制

被害状況その他災害に関する情報は、次の機関が直接又は協力して調査、収集し、あるいは報告する。

被害等区分	収集、報告 部 班	調 査 部 班		協 力 機 関
		調 査 事 項	調 査 班	
人的被害	市長公室	人的被害 (死傷者・行方不明者)	福祉班	警察、町内会、民生 委員
	消防部		消防部	
住家等一般被害	税務班	住家等一般被害	税務班	町内会、民生委員
社会福祉施設	高齢介護班	各施設	各施設班	社会福祉協議会
医療衛生施設	上下水道班	水道施設	上下水道班	管工事組合
		下水道施設		浄化センター班
	清掃班	清掃施設	清掃班	
	生活環境班	墓地施設 斎苑美しが峰	墓地管理人 生活環境班	
	保健班	休日診療所 病院 民間医療施設 病院施設	保健班	医師会
商工業及び 観光関係	産業振興班	商工業被害	産業振興班	商工会議所
	地域資源活用推進課	観光関係被害	地域資源活用推進班	観光協会
農業被害	産業振興班	農作物被害	産業振興班	農協、農業共済等
		畜産被害		酪農協、農業共済等
		耕地被害		農事改良組合
林業被害	産業振興班	林業被害	産業振興班	森林組合
土木被害	土木班	土木被害	土木班	建設業組合
都市公園及び 市営駐車場被害	都市計画班	都市公園及び 市営駐車場被害	都市計画班	

教育被害	教育部各班	学校被害	教育総務班	幼稚園・認定こども園は幼稚園・こども園班
		文化財被害	文化振興班	文化財管理者
		学校給食センター	給食センター班	
		その他教育被害	教育部各班	
	生涯学習班	公民館被害	生涯学習班	
	図書館班	図書館被害	図書館班	
市有財産被害	管財班	市有財産被害	管財班	
総合被害	危機管理班		関係各班	
火災	消防部	火災被害	消防部	
水防情報	消防部	水防、異常地面現象等に関する情報	消防部	
	土木班		土木班	
	建設総務班		建設総務班	

(注) 1 調査・報告の責任者は、別に定めるところによる。

2 収集、報告部班とは、部門別の被害状況等の収集あるいは県支部に対する報告を行う部班である。

2 情報の収集・連絡手段

(1) 情報の収集

市（危機管理班）は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

市（危機管理班）及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

市は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、市（危機管理班）は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

(2) 情報の整理

市（危機管理班）は平常時より、自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

(3) 情報の連絡手段

市（危機管理班）及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファックス、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するが、県被害情報集約システム設置機関にあっては、原則、県被害情報集約システムにより報告する。

3 被害状況等の調査・報告

(1) 被害状況等の報告方法

市（危機管理班）は、地域内に災害が発生した場合は、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後 15 日以内に文書により県に確定報告を行う。

通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告する。

災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つ。

なお、被害の調査が、被害甚大でその市においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその市単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。

(2) 一定規模以上の災害

市（危機管理班）は、即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

また、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、市（危機管理班）は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

(3) 被害状況等の調査及び報告

市（危機管理班）は、被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定ではないが、おおむね次表の区分によって調査・報告をする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等の住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

種別区分	調査・報告事項	報告時限
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害状況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (様式1号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 (様式2号)
中間調査・報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定した時 (様式2号)
確定 (詳細) 調査・報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後 20 日以内 (様式2号)

(4) 調査・報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査・報告は、おおむね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行う。

- ア 県が準備体制、警戒体制をとったとき。
- イ 県又は市が災害対策本部を設置したとき。
- ウ 市地域内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- エ 災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- オ 災害復旧費が、国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

4 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査・報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、市は、人的被害（行方不明者の数を含む）と直接つながる被害の調査・報告を他の被害に優先して行う。

5 部門別の調査

(1) 部門別調査の様式

部門別被害の調査・報告は次の書類に基づいて行う。

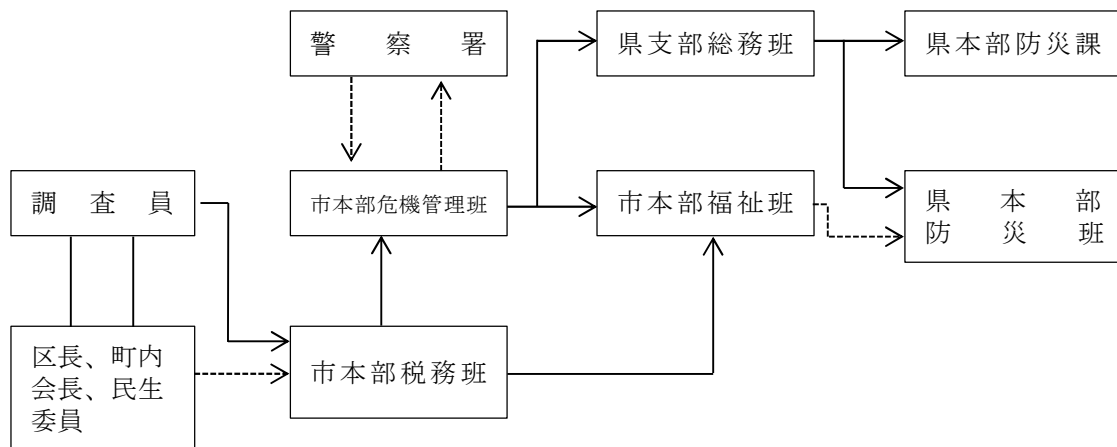
住家等一般被害状況等報告書	様式1号の1	様式は様式集等で定める。
住家等一般被害調査表	様式1号の2	
社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書	様式2号	
社会福祉施設等被害調査表	様式2号の2	
医療衛生施設被害状況等報告書	様式3号の1	
商工業関係被害状況等報告書	様式4号の1	
観光施設被害状況等報告書	様式4号の2	
農業関係被害状況報告	様式5号の1	
農作物（農産）被害状況報告書	様式5号の2	
樹体被害報告書	様式5号の3	
畜産関係被害状況報告書	様式5号の4	
水産関係被害状況報告書	様式5号の5	
漁船被害状況報告書	様式5号の6	
漁具被害状況報告書	様式5号の7	
水産業関係共同利用施設被害状況等報告書	様式5号の8	
養殖施設被害状況報告書	様式5号の9	
養殖物被害状況報告書	様式5号の10	
農業（耕地）関係被害状況等報告書	様式5号の11	
林業関係被害状況等報告書	様式6号の1	
林地被害箇所表	様式6号の2	
林地荒廃防止施設災害箇所表	様式6号の3	
林道施設被害報告書	様式6号の4	

造林地等被害	様式6号の5
苗木被害報告書	様式6号の6
苗ほ施設被害状況報告書	様式6号の7
林産物被害状況報告書	様式6号の8
林産物等被害状況報告書	様式6号の9
林野火災被害状況報告書	様式6号の10
土木施設被害状況報告書	様式7号の1
都市施設被害状況報告書	様式7号の2
教育・文化関係被害状況等報告書	様式8号
市有財産被害状況等報告書	様式9号
総合被害状況調	様式10号
消防関係報告書（火災即報）	様式11号

(2) 住家等一般被害

この調査・報告は、人命、住家の被害あるいはこれに関する情報を掌握し、救助その他応急対策実施の資料とするため、次の要領で行う。

ア 調査・報告の系統



- (注) 1 概況報告等緊急を要する場合は、調査員の派遣を待つまでもなく、区長、町内会長等の通報その他により報告する。
- 2 市本部は、緊急を要する報告等一般系統によることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告しておくこと。

イ 調査・報告事項

様式1号の1に定める各事項について、様式1号の2によって調査する。

ウ 調査・報告の方法

- a 市（税務班）は、災害が発生し被害が予想されるときは、直ちに調査班を編成し、各地区別に調査員を派遣する。（「3（4）調査・報告を要する災害の規模」参照）
- b 調査員は、調査地域の区長、町内会長及び民生委員の協力を得て調査し、その結果を市（税務班）に報告する。
- c 概況調査は、できる限り速やかに実施する。このため調査事項全部について行うことができ

ないときは、判明した分について報告する。（この場合、調査表による必要はない。）

d 確定、詳細調査は、被害が確定したときに様式1号の2の調査表により各被災地帯別に調査し、その結果を市（税務班）に報告する。

エ リ災者台帳作成資料の提供

市（危機管理班）はり災者台帳作成の資料とするため、市（危機管理班）を経由して、市（福祉班）に様式1号の2の写しを提供する。

なお、その他の班においても、各分担部門の被害状況調査等により得た情報のうち、り災者台帳作成の資料になりうる情報がある場合にも、市（危機管理班）及び市（福祉班）、県支部総務班に提供する。

オ 被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分の判定及び被害単位の解釈は、おおむね次の基準による。

被害等区分	判定基準等
死者	死体を確認した者又は死亡したことが確定な者
行方不明	1 所在不明となり死亡した疑いのある者 2 山崩れ、家屋倒壊のため生埋め、下敷となった者等生死不明の者
重傷	1 治癒期間1ヶ月以上の負傷をした者 2 担送とか入院を要する程度の負傷をした者
軽傷	重傷には達しないが医師の診断、治療を要する者又は治療材料の支給を要する程度以上の負傷をした者
全失 〔全壊、全焼全流失〕	1 損失部分の床面積がその建物の延面積の7割以上に達した建物 2 建物の主要構造部の被害が5割以上に達した建物 3 被害建物の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できない建物
半失 〔半壊、半焼半流失〕	1 損失部分の床面積がその建物の延面積の2割以上7割未満の建物 2 建物の主要構造部の被害が2割以上5割未満の建物 3 上記建物で残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できる建物
床上浸水	床上浸水した建物及び土石竹木のため、居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓ガラスが数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害をうけた主建物を計上すること。
1棟	棟とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1戸	住家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場、離座敷等を含めた一群の建物単位
世帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいる

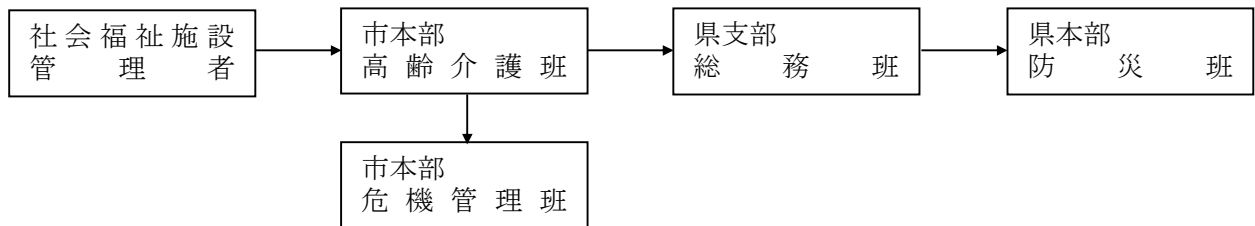
	ものについてはその寄宿舍等を1世帯とする。)
--	------------------------

- (注) 1 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。
- ① 全失 ② 半失 ③ 床上浸水 ④ 床下浸水 ⑤ 一部破損
- 2 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
- 3 住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）
- 4 死体の調査計上は、り災した市町村において行う。ただし、死体が漂着した場合でり災地が明確でない場合にあってはその者のり災地が確定するまでの間は、死体の保存（処置）市町村の被害として計上する。
- 5 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上する。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

(3) 社会福祉施設の被害等

この調査・報告は、社会福祉施設の被害に伴う収容者の保護と施設の応急対策実施の基礎資料とするため、次の要領で行う。

ア 調査・報告の系統



(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。

イ 調査・報告事項

様式2号に定める各事項について行う。

ウ 対象施設

本調査・報告は、認定こども園及び各施設について行う。

エ 調査・報告の方法

市、その他施設の管理者は、それぞれ各施設に被害があったときは、その概況を直ちに市本部に報告する。

なお、被害が確定したときは、様式2号の2によって調査表を作成し、市本部に提出する。

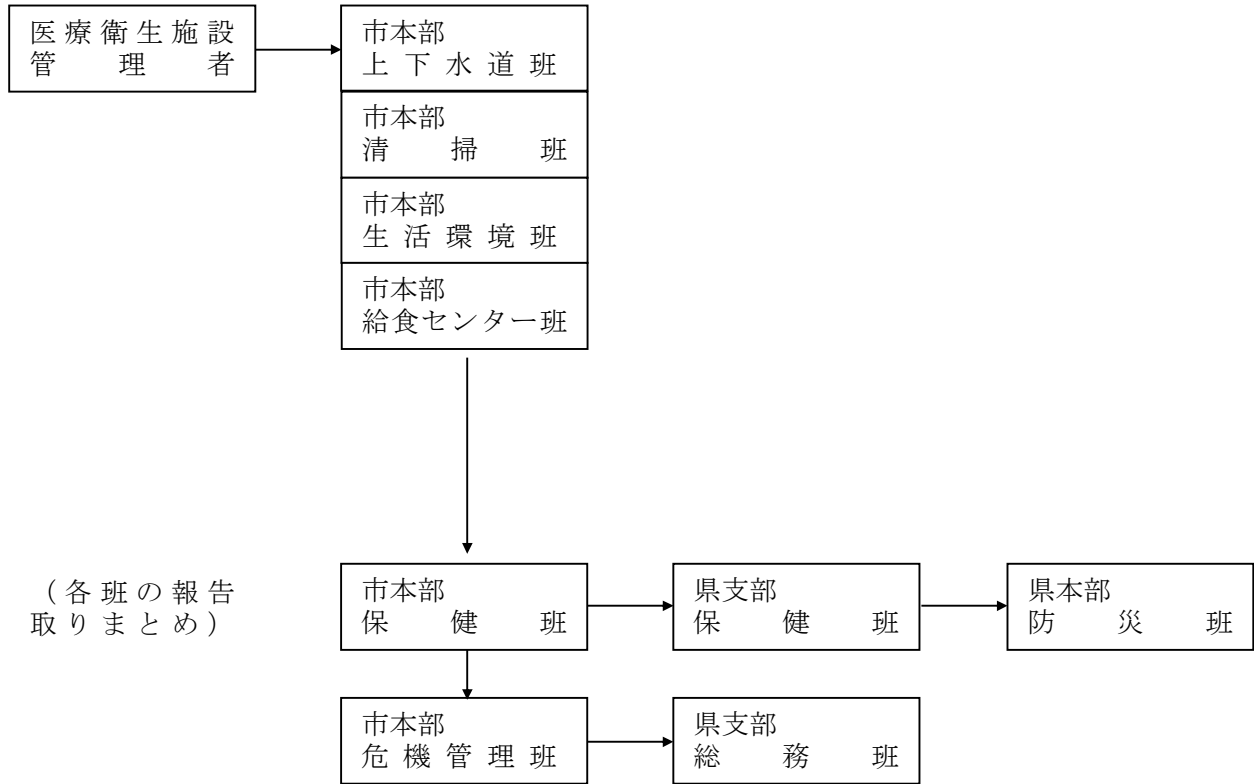
オ その他留意事項

- a 建物の全失、半失、浸水等の被害区分は、「5(2)住家等一般被害のオ」の基準による。
- b 建物については、「5(2)住家等一般被害」と重複計上されるものであるから、総合被害の集計等に当たっては留意すること。
- c 報告に当たっては、施設名称、被害室名（便所、収容室等）及び収容者の被害、措置あるいは将来の見通し等を備考欄に記載して行うこと。

(4) 医療衛生施設被害等

この調査・報告は、医療衛生施設の被害状況を掌握し、医療救助その他衛生対策実施の資料とするため、次の要領で行う。

ア 調査・報告の系統



(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。

イ 調査・報告事項

様式3号の1に定める事項について調査・報告する。

ウ 対象施設

公立東濃中部医療センター、駄知診療所、民間医療施設、衛生センター、環境センター、浄化センター、保健センター、給食センター等の各施設について行う。

エ 調査・報告の方法

市各班の医療衛生施設の管理者は、管理する施設に被害があったときは直ちにその概況を調査し、市各担当班に報告する。

なお、被害が確定したときは、様式2号の2に準じて調査表を作成し、市各担当班に提出する。また、その他医療機関等に被害があったときは、市(保健班)は調査員を派遣し医師会等の協力を得て調査する。

オ その他留意事項

- a 被害状況のうち建物については、「5(2)住家等一般被害」と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものの棟数は、本被害には計上せず施設数と被害のみ

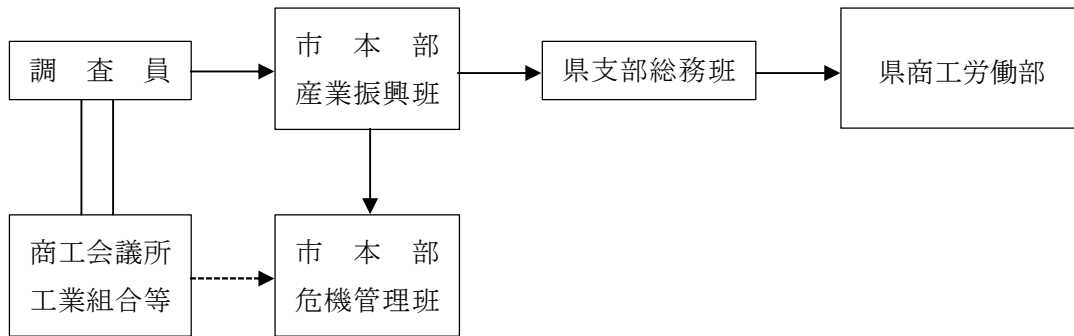
を計上する。

- b 応急対策その他の状況の記載に当たっては、公立東濃中部医療センター施設も含めたその地域における総合的な状況による。

(5) 商工業及び観光施設被害等

この調査・報告は、商工業及び観光施設の被害状況を掌握し、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の要領で行う。

ア 調査・報告の系統



(注) 緊急を要する報告等で、通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。

イ 調査・報告事項

様式4号の1及び様式4号の2に定める各事項、区分に従って調査・報告する。

ウ 調査の基準

被害状況の調査計上に当たっての基準は、次による。

- a 建物の被害棟数は、一部破損以上の建物を計上するが、店舗、工事等の建物が住宅と併用されているものについては、本調査では棟数は計上せず（住宅で扱う）件数と被害額のみを計上する。
- b 建物施設と商品、製品、半製品、原材料の双方に被害を生じた場合の商品、製品、半製品、原材料の被害件数は（ ）外書として計上する。
- c 建物、施設の全失欄には、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。共同施設欄には、事業協同組合、協同組合連合会又は商工組合の共同施設のうち、倉庫加工施設、検査施設、共同作業所及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- d 間接被害額の「その他の災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

エ 調査・報告の方法

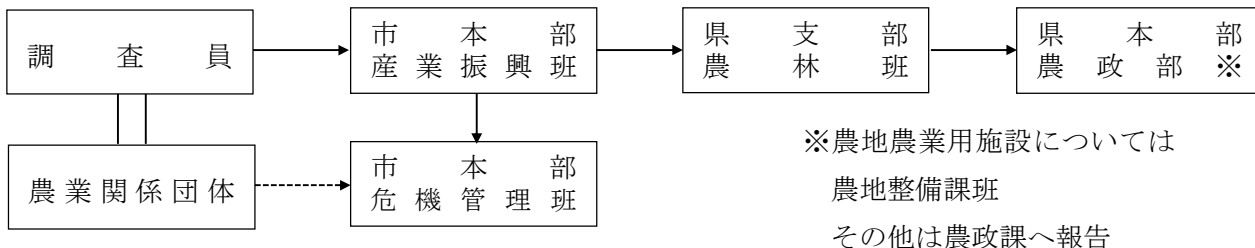
調査・報告に当たっては、次の点に留意して扱う。

- a 本被害のうち建物被害については、様式1号の1の非住家と重複計上されるものである。
- b 被害調査に当たっては、商工会議所、工業組合等及び観光協会の協力を得て行う。
- c 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し、重複、脱ろうの防止に努めること。（農産、林産の加工製造施設等）

(6) 農業関係被害等

この調査・報告は、農業関係の被害状況を掌握し、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の要領で行う。

ア 調査・報告の系統



(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。

イ 調査・報告事項

様式5号の1から様式5号の11までに定める各事項区分について調査・報告する。

ウ 調査・報告の方法

被害状況の調査・報告は、おおむね次の方法による。

- a 農業関係の被害は、市（産業振興班）が各地区別に調査員を派遣し、調査・報告する。調査に当たっては、農業協同組合職員、農業共済組合職員並びに農業関係団体の役員等の協力を得るとともに、県支部農業関係職員の立合いを求めて調査する。
- b 農地（含牧草地）及び農業用関係施設の被害については、土地改良区、農事改良組合等の協力を得、あるいは必要に応じ、県支部農林班（農業農村整備担当）の立合いを求めて調査する。

エ 調査の基準

被害状況の調査に当たっての基準は、おおむね次による。

なお、土地改良事業の被害のうち県営事業については、県支部において調査計上されるので、市（産業振興班）は被害を発見したときは、その旨を県支部農林班（農業農村整備担当）に連絡する。

a 農地等の板書区分

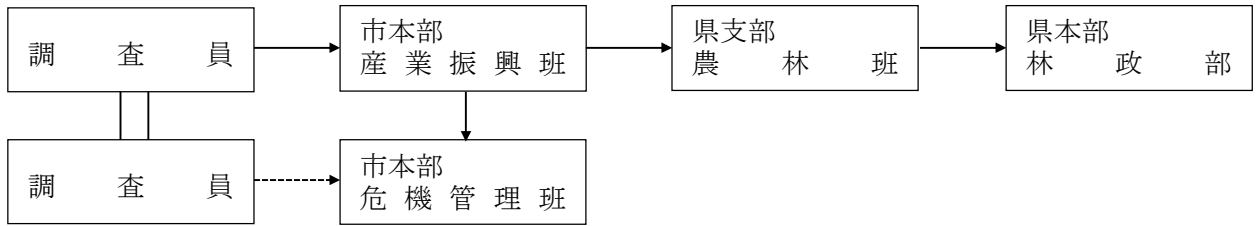
- 流失 その筆における耕土の厚さ1割以上が流失した状態のものをいう。
- 埋没 土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなったものをいう。
- 冠水 作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。

- b 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上する。

(7) 林業関係被害等

この調査・報告は、林業関係の被害状況を掌握し、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の要領で行う。

ア 調査・報告の系統



(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。

イ 調査・報告事項

様式6号の1から様式6号の10までに定める各事項区分について調査・報告する。

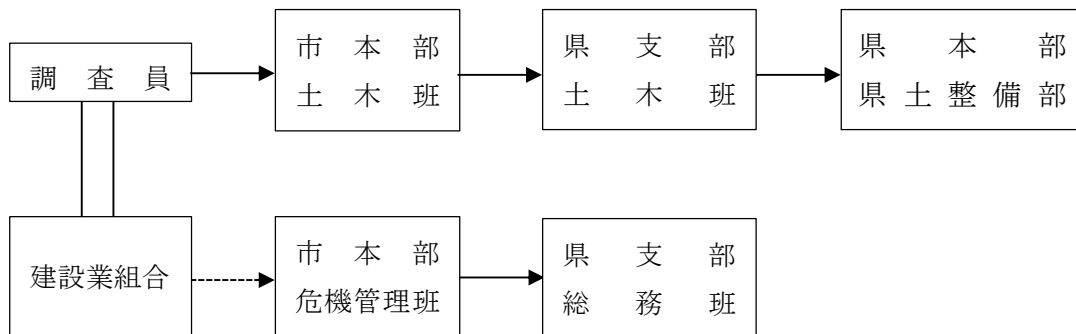
ウ 調査・報告の方法

- a 調査は、市（産業振興班）が調査員を現地に派遣し、森林組合職員の協力を得て、必要に応じて県支部関係職員の立合いを得て行う。
- b 林業被害のうち、次の被害については県支部農林班が行うので、その被害を承知したときはその旨県支部山林事業班に連絡しておく。
 - ・ 施工中の県営事業及び補助事業に関連のある被害
 - ・ 県有林（部分林を含む）の立木及び林地被害
- c 立木被害については、利用伐期以上のものは林産物の木材関係欄に、その他の立木は造林地被害として扱う。

(8) 土木施設の被害等

この調査・報告は、土木施設の被害状況を掌握し、水害の防止、道路交通の確保等応急対策実施の基礎資料とするため、次の要領で行う。

ア 調査・報告の系統



(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。

イ 調査・報告事項

様式7号の1に定める各事項区分について調査・報告する。

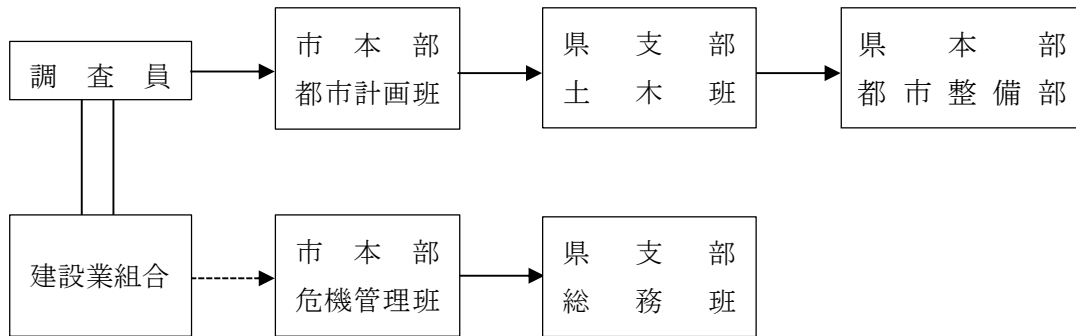
ウ 調査・報告の方法

- a 調査は、市（土木班）が被害区域に職員を派遣し、県支部土木班員と共同して市道のほか県維持管理の土木施設についても行う。
- b 地域内の国直轄施設の被害については参考的に調査し、報告に当たっては（）外書して行う。

(9) 都市公園及び市営駐車場の被害等

この調査・報告は、都市公園及び市営駐車場の被害状況を掌握し、応急対策実施の基礎資料とするため、次の要領で行う。

ア 調査・報告の系統



(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。

イ 調査・報告事項

様式7号の2に定める各事項区分について調査・報告する。

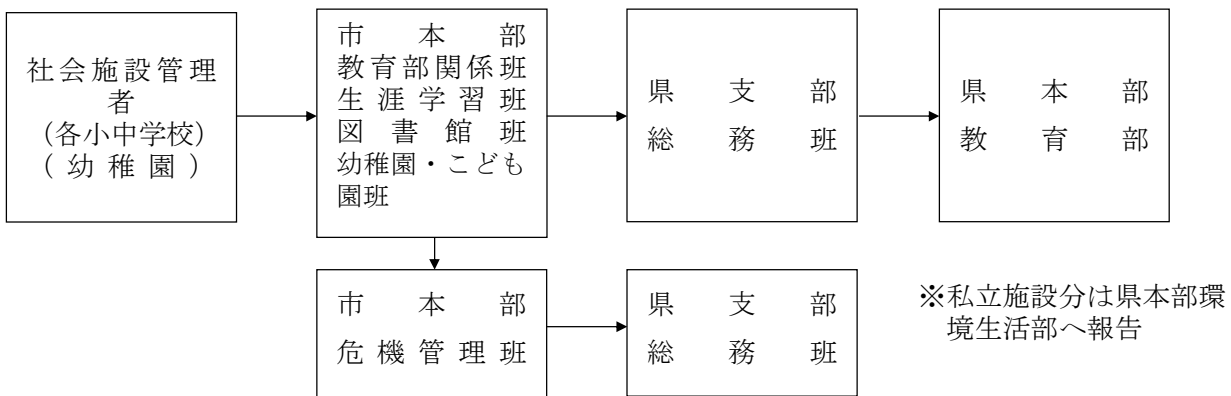
ウ 調査・報告の方法

- a 調査は、市（都市計画班）が被害区域に職員を派遣し、県支部土木班員と共同して県維持管理の都市施設についても行う。

(10) 教育関係の被害等

この調査・報告は、教育施設等の被害を掌握し、施設の応急対策実施の基礎資料とするため、次の要領で行う。

ア 調査・報告の系統



(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。

イ 調査・報告事項

様式8号に定める各事項区分について調査・報告する。

ウ 調査・報告の方法

a 教育関係施設の管理者又は調査責任者（教頭又は宿日直者）は、それぞれ各施設に被害があったときは、その概況を次により、直ちに市本部に報告する。なお、被害が確定したときは、教育関係被害調査表を様式2号の2に準じて作成し、提出する。

- ① 各学校、学校給食センターの被害については、市（学校教育班）とする。
- ② 幼稚園の被害については、市（幼稚園・こども園）とする。
- ③ 公民館の被害については、市（生涯学習班）とする。
- ④ 図書館の被害については、市（図書館班）とする。
- ⑤ 体育施設等の被害については、市（スポーツ振興班）とする。
- ⑥ 文化プラザ、織部の里公園等の被害については、市（文化振興班）とする。

b 文化財に被害があったときは、その管理責任者が、文化財の名称又は件数、被害を調査し、市（文化振興班）に報告する。

c 報告書の区分欄は、次のように区分する。

幼稚園、小学校、中学校、小中学校教員住宅、図書館、文化プラザ、公民館、体育施設、学校給食センター等

d 建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上すること。従って要補修以上の被害がある建物は重複して計上されるものである。

エ 被害程度判定の基準等

被害程度の区分の判定は、おおむね次の基準による。

全壊、全焼、流失	建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。
半壊、半焼	建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。 なお、当該建物が復旧してもその安全度保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。
要補修	建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態をいう。

※ 建物：文教施設の使用に供されている建物（建物に付属する電灯、電力、消防用設備等、ガス、給排水等の付帯設備を含む）をいう。

※ 設備：校具・教材、教具、机、椅子等の物品、例えば生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

(11) 市有財産の被害等

この調査・報告は、市有財産の被害を掌握し、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の要領で行う。

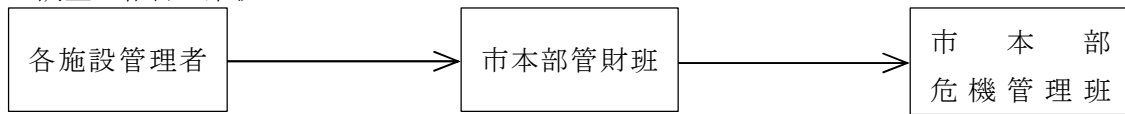
ア 調査の範囲

次の被害について、それぞれの施設管理機関において調査する。

a 公営住宅及びその敷地

- b 市役所及び支所の庁舎並びにその敷地
- c その他の財産、物品

イ 調査・報告の系統



ウ 調査・報告事項

様式9号に定める各事項区分について調査・報告する。

エ 調査・報告の方法

- a 各施設管理者は、管理する施設等に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、市（管財班）に報告する。
- b 調査に当たっては様式2号の2に準じて、市有財産被害調査表を施設別に調査作成し、これを集計して報告する。なお、上記調査表は、被害が確定したときに市本部に提出する。
- c 本被害のうち建物については「5（2）住家等一般被害」の住家（公舎等）及び非住家その他と重複計上されるものである。

オ その他留意事項

- a 建物の被害区分は、「5（2）住家等一般被害のオ」の判定基準による。
- b 建物以外の被害件数は、次の例示にならって計上する。
 - ① 給食施設と給水施設の被害があったときは2件
 - ② 自転車2台と更紙2,000枚の被害は3件（備品については1点1件とし、消耗品については1品種1件とする。）

(12) その他の被害

その他、火災、水害等により被害が発生したときの災害情報は、別に定める「消防計画」「水防計画」の定めるところによる。

被害状況受付

被害状況受付・被害状況調査報告書

様式1

--	--	--	--	--	--

管理番号※ (H)				受信者 (E)		
受付日時※ (A・B)	年	月	日	午前・午後	時	分
通報者 (D)	氏名			(電話)		
発生場所 (H)	住所			目標物		
	氏名			(電話)		
通内 報容 (F)						
被害区分 (G)	人的被害	負傷(軽傷・重傷)・要救助・死亡・行方不明・その他				
	住家被害	全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水・その他				
	非住家被害	全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水・その他				
	道路被害	道路損壊・法面崩壊・倒木・側溝詰り・側溝蓋スレ・道路冠水・土砂等流出・落石・その他				
	橋梁・水路被害	崩落・流失・損傷・流水阻害物・溢水・氾濫・その他				
	河川・ため池など水害	護岸崩壊・流水阻害物・土砂等流入・越水・氾濫・閉塞・その他				
	農地被害	耕土流出・埋没・冠水・法面崩壊・土砂等流入・その他				
	農業用施設被害	全壊・一部損壊・流失・土砂流入・その他				
	山地災害	がけ崩れ・地すべり・土石流・その他				
	上水道被害	断水・水質異常・湧き水・水道管破損・配水施設損壊・その他				
下水道被害	マンホール溢水・異臭・下水道管破損・処理施設損壊・その他					
その他被害	ライフライン・公園・その他					
対応・処理 (I・J)	【現地調査の有・無】			対応者氏名		
	連絡機関	時分	相手指名	対応内容		
	消 防	:				
	国・県	:				
	業 者	:				
他 課	:					
緊急度 高・中・低						
対応完了時分 時 分 被害住家【世帯数 世帯人員】(K・L)						

- 1 住家等の被害調査【後日】、税金の減免(税務課)
- 2 り災証明の発行、災害見舞金の支給(福祉課)
- 3 消毒用液体石鹼、消石灰の配布【居宅のみ】(保健センター)

第10節 災害広報

秘 書 広 報 課	危 機 管 理 室
各 支 所	生 活 環 境 課
消 防 署	警 防 課

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

1 災害広報の実施

市本部及び防災機関は、災害発生後すみやかに広報部門を設置し、お互いに連携して、被災地住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

市本部における被害状況その他災害情報の収集取りまとめ及びその広報は、市（危機管理班、秘書広報班）が担当する。

(1) 災害に関する情報を地域住民に広報する。

(2) 広報の方法

市（危機管理室）は、情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、防災・行政情報アプリ、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用するほか、自主防災組織を通じる等、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努める。

なお、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

また、文字放送、外国語放送等の手段を活用し、要配慮者に配慮した情報伝達に努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。

※参考資料編「防災への取り組みに関する協定」、「災害に係る情報発信等に関する協定」参照

(3) 広報の内容

被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連絡を保つ。

ア 災害の状況に関すること

イ 避難に関すること

- ・市本部が発令した避難情報、避難所の内容

- ・居住者がとるべき行動
 - ウ 応急対策活動の状況に関すること
 - ・交通規制及び道路情報等に関すること
 - ・水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定
 - ・鉄道、路線バスの運行状況及び復旧予定
 - ・電話の使用制限及び復旧予定
 - ・金融機関の非常金融措置及び業務運営予定
 - ・救護所の開設状況、その他の医療情報
 - エ その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）
 - ・被災者の安否情報
 - ・食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること
 - ・水道、電気、ガスの二次災害防止に関すること
 - ・下水道の使用に関すること
 - ・防疫に関すること
 - ・臨時災害相談所の開設に関すること
 - ・デマの防止に関すること
- (4) 防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて県及び市本部と連携し、又は報道機関の協力を得る。
- (5) 報道機関は、民心の安定及び混乱の防止を図るため、居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかけるとともに、居住者等に密接に関係のある事項について必要な情報の提供に努める。

2 報道機関との連携

(1) 放送協定の締結

市は、放送の要請に関する手続きについて、放送機関との放送協定の締結を推進する。

(2) 情報の提供及び報道の要請

市（秘書広報班）は、情報を一元的に（災害対策本部の広報担当部局を通じ）報道機関に提供し、必要に応じ報道を要請する。

- ア 被害の状況、二次災害の危険性に関する情報
- イ 救助活動に関する情報
- ウ 生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報）
- エ 被災者の安否確認に関する情報
- オ その他の関係情報

(3) 防災関係機関は、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について報道提供・報道要請する。

3 デマ等の発生防止対策

市及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をする。

4 住民の安否情報

市は、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

N T T西日本株式会社は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、他電気通信事業者は、災害用伝言板サービス等の提供により、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。

5 総合的な情報提供・相談窓口の設置

- (1) 市（生活環境班）は、各部（課）の情報提供・相談事業との連携により、効果的な情報の提供や相談に応ずるため、専用の電話を備えた情報提供、相談の総合窓口を設置する。
- (2) 総合窓口は、各部（課）から派遣された要員で構成するものとし、災害対策本部の下に置く。
- (3) 総合窓口は、最新の情報、資料の収集、データ更新等を図りながら24時間対応する。

第11節 消防・救急・救助活動

危	機	管	理	室	管	財	課
各	支	所	福	祉	課		
都	市	計	画	課	消	防	署

災害発生に伴う火災から住民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1 出火、延焼の防止

(1) 出火等の防止

市（予防班）は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期する。

(2) 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

(3) 延焼の防止（火災防ぎょ）

市（消防部）は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くす。

市（危機管理班）は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、応援協定に基づく県内市町村及び消防組織法第 44 条に基づく他都道府県の消防機関の応援を求める。場合によっては、自衛隊の派遣を要請する。

2 危険物関係施設における災害拡大防止措置

(1) 危険物施設の所有者等の措置

ア 施設の異常を早期に発見するための点検の実施

イ 危険物の安全な場所への移動及び漏えい防止の措置、引火・発火等を防ぐための冷却等の安全措置

ウ 異常が見られ災害が発生する恐れのあるときの消防、警察、市への通報、付近住民への避難の周知

エ 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

(2) 消防機関及び警察の措置

ア 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施

イ 警戒区域の設定、広報活動の実施、住民の立入制限、退去等の命令

ウ 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施

エ 警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施

3 負傷者等の救出及び救急活動

(1) 消防機関、警察等による救出・救急活動

消防機関、警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

ア 救出活動

- a 消防機関、警察等は、生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。
- b 消防機関、警察等は、救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。救助を行う消防または警察その他これに準ずる期間は、生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、要救助者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合、電気通信事業者に対して位置情報の取得を要請し、救出救助に活用する。

イ 救急活動

- a 消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行う。
- b 消防機関、警察等は、道路の損壊による車両通行止めに伴い搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

ウ 相互協力

消防機関及び警察は、消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力する。

(2) 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急・救助活動に協力する。

(3) 応援要請

市は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

(4) 応援部隊の指揮

被災地を管轄する市（消防部）は、応援部隊の受入れに当たっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮する。

(5) 要員、救出用資機材の確保等

ア 要員の確保

現地指揮者は、救出及び救急活動に要する要員が不足する場合は、市本部にその旨連絡し応援を得る。

応援の要請を受けた時、市本部は、市（危機管理班）と協議し市職員あるいは自主防災組織の構成員を動員派遣し若しくは技術者を動員（雇上げ）する。

イ 救出用資器材等の確保

救出に必要な機械器具及び資材は現地等において確保（借上げ）するが、確保できないときは、現地指揮者は市本部に連絡し関係各班（自動車、舟艇にあつては市（管財班）、建築用資機材にあつては市（都市計画班））と協議して確保する。

(6) 報告

救出作業の状況は、逐次市（福祉班）に連絡する。また、救出完了後、指揮者は市（危機管理班）に連絡する。

(7) 災害救助法の基準等

災害救助法により災者救出の実施基準その他は、次による。

ア 費用の範囲

り災者救出のため支出する費用は、おおむね次の範囲とする。

a 借上費又は購入費

舟艇その他救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費又は機械器具の購入費

b 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕代

c 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代あるいは救助実施のため必要な発動発電機等の燃料費等

イ 救出期間

災害発生日から3日以内とする。ただし、災害発生日から4日以上経過してもまだ救出を要するものが生じ、災害救助法による救助の必要があるときは、市は、法定の救出期間内に県に期間延長の要請をする。

ウ 事務手続

市は、り災者の救出に関し、次の諸記録を作成し整備保管し、り災者の救出期間中は、その状況を毎日救助日報（第3章 第15節様式1号）により県に報告する。

a 救助実施記録日計票（第3章 第15節様式2号）**b り災者救出状況記録簿（様式1号）****c 救助の種目別物資受払状況（第3章 第15節様式3号）****4 活動における感染症対策**

災害現場で活動する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理や手指消毒等を徹底する。

5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 事前措置

危機管理室	産業振興課
建設総務課	都市計画課
土木課	警防課
消防署	

市は、災対法第 59 条第 1 項に基づき、災害が発生する恐れがあるときは、災害が発生した場合において、その災害を拡大させる恐れのあると認められる設備又は物件の除去、保安その他の事前措置は、次による。

1 事前措置の範囲

市は、被害の拡大を防止するため必要な範囲において、次のような物件の除去、保安等の措置を指示する。

- ア がけ崩れの恐れのある土地
- イ 貯木場の材木
- ウ 風害の恐れのある広告物、煙突等
- エ 農業用ため池
- オ その他危険物等

2 実施（代行）者

事前措置の実施は、原則として市本部長（市長）が行うが、市本部長が行うことが困難なときは、次による。

（1）警察署長への要請

市本部において措置することが困難で、警察機関における措置が適当（効果的）なときは、所轄警察署長（警察官）に事前措置の要請をする。

（2）市職員の代行

現地に居合わせる消防職員等市職員が、緊急に事前措置を要すると認めたときで、これを市本部長に報告して実施する猶予がないときは、おおむね次の範囲の措置については、その消防職員等市職員がその権限を代行する。

- ア 事前措置のため直接的経費を必要としない場合の指示
- イ 原型のまま簡単に持運びができ、元通りに容易に復帰することができる場合の指示
- ウ その他設備の場合は、補修、補強、移転、除去、使用の停止等の指示物件の場合は、処理、整理、移転、撤去等の措置に多額の費用や、期間があまりかからず、容易に行い得ると認められる場合の指示

3 指示の方法

事前措置の指示は、文書によって行うことを原則とするが、緊急を要する場合は、とりあえず口答をもって行う。

4 措置期間

平常時における事前の通知は、「第2章 第29節 防災対策に関する調査研究」の定めるところによるが、直接の指示は、おおむね気象警報発表時等災害の発生が具体的に予想される場合、又は被害が拡大しつつある場合等に行う。

第13節 水防活動

建設総務課	都市計画課
土木課	上下水道課
消防署	

洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全に期す。

1 水防活動

水防活動については、「土岐市水防計画」に定めるところによる。

2 湛水排除

市は、河川の決壊等により湛水した場合は湛水排除を実施するほか、市（建設総務班・上下水道班）は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水路等の排水施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を実施する。

第14節 孤立地域対策

危	機	管	理	室	福	祉	課		
高	齢	介	護	課	建	設	総	務	課
土	木	課	消	防	署				

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立がある。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を妨げ、人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。このため、孤立が予想される地域が多数存在する本市の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たる。

- ① 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- ② 緊急物資等の輸送
- ③ 道路の応急復旧による生活の確保

1 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

市（危機管理班）は、災害時に、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

2 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。

市は、負傷者等の発生等の人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

市（危機管理班）は、孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、「第3章 第7節 通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の貸与により通信手段の確保を図る。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

市（福祉班）は、道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

5 道路の応急復旧活動

市（土木班）は、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

6 その他

市は上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施する。

第15節 災害救助法の適用

各 課 共 通

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、災害時における迅速・的確な法の適用を図る。

1 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、県知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、県及び市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市（危機管理班）は一時繰替支弁することがある。

なお、災害救助法の適用等の詳細については、以下に示すもののほか、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引による。

2 被害状況の把握及び報告

市本部は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。

被害が甚大で正確に把握できない場合には、概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、厚生労働大臣に対して緊急報告を行う。

3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助の適用は、市（危機管理班）が報告する「住家等一般被害状況等報告書」（第3章第9節 災害情報等の収集・伝達の様式1号の1）による被害及び応急対策実施状況に基づき、県本部長が決定するが、この場合の適用される被害の基準は、おおむね次のとおりである。

（1）適用被害基準

市内の被害が次の各号のいずれかに該当する災害時で、県本部長が、災害救助法による救助実施の必要があると認めるとき。

ア 住家の全失世帯が80世帯以上に達したとき。

イ 県地域の全失住宅被害の集計が2,000世帯以上に達し、かつ、市地域内の被害が40世帯以上に達したとき。

ウ 県地域の全失住宅被害の集計が9,000世帯以上に達し、かつ、市地域内で救助を要する被害が発生したとき。

エ 多数の者が災害により生命若しくは身体に被害を受け又は受ける恐れが生じ、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

（注）上記被害に達しないときでも、災害が隔絶した地域に発生し、災害にかかった者の救助が著しく困難とする

特別の事由がある場合で、かつ、多数の住家が全失したとき等にも適用される。

(2) 被害計算の方法

適用基準である全失世帯の換算の方法は、次による。

- ア 住家の半失（半壊、半焼）世帯は、全失世帯の1/2、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は1/3として計算する。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なくあくまで居住世帯で計算する。従って例えば被害家屋は1戸であっても3世帯が居住しておれば3世帯として計算する。
- ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠地の所在地等総合的条件を考慮して実情に即して決定する。
- エ 災害の種別については、限定しない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

4 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用について市が行う報告等の手続きは次のとおりである。

- (1) 災害に際し、本市における災害が前記3の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、市本部は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受ける。
- (3) 災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間救助実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜報告する。

5 救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類と実施者は、次のとおりである。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者
避難所の設置及び収容	7日以内	市（福祉班）
炊出し及び食品の給与	7日以内	市（福祉班）
飲料水の供給	7日以内	市（上下水道班）
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝市（福祉班）
医療	14日以内	医療救護チーム＝県本部、日赤支部、市本部 編成及び連絡調整＝市（保健班）
助産救助	分べんした日から7日以内	
学用品の支給	教科書 1カ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分 ＝市（学校教育班）
災害にかかった者の救出	3日以内	市（消防部）
埋葬救助	10日以内	市（生活環境班）
仮設住宅の建設	20日以内	市（生活環境班）
住宅応急修理	災害発生の日から3か月以内	市（生活環境班）

	内に完了（国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）	
死体の捜索	10日以内	市（消防部）
死体の処理	10日以内	市（福祉班）
障害物の除去	10日以内	市（都市計画班）

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を市本部が、市本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部と協議して実施する。
- 2 救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、市本部の行う救助活動は、災害救助法第30条第1項の規定による知事はその権限に属する事務を市長が行うこととする通知をした場合による。
- 3 救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡をする。ただし、実施に当たって連絡するいとまのないときは、市本部で実施した結果を報告する。
- 4 実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期間）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようしなければならない。

6 市本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、又は発生しようとしているとき、市本部は、本計画の定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部防災班（県支部総務班経由）に連絡する。実施した応急救助については、災害救助法が適用されたときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、市本部単独の救助として処理する。

7 救助実施状況の報告

市本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは様式1号の「救助日報」により毎日その状況を県本部防災班に報告し、県支部総務班に連絡する。

なお、救助別の報告事項は、次のとおりである。

報告事項		報告様式	その都度報告	日報	期間
被害	概況報告	住家等一般被害状況報告書	○		
	中間報告		○		
	確定報告				2日以内
避難所設置	開設報告		○		
	収容状況報告	救助日報		○	
	閉鎖報告	—	○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	住宅総合対策報告書			5日以内
	入居該当世帯報告	応急仮設住宅入居該当世帯			5日以内
	着工報告	救助日報		○	
	竣工報告	救助日報		○	

	入居報告	—	○		
	炊出し状況報告	救助日報		○	
	飲料水供給状況報告	救助日報		○	
生活被服用具 等品給与	世帯構成員別被害報告	世帯構成員別被害状況			2日以内
	支給状況報告	救助日報		○	
	支給完了報告	—	○		
医療、助産	医療救護チーム出動要請	医療救護チーム出動編成表	○		
	医療救護チーム出動報告	救助日報	○		
	医療助産実施状況報告	救助日報		○	
	り災者救出状況報告	救助日報		○	
住宅 応急修理	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書			5日以内
	応急修理該当世帯報告	住宅応急修理該当世帯調			
	着工報告	救助日報		○	
	竣工報告	救助日報		○	
災害資金 貸付	災害援護資金等希望世帯報告	災害援護資金等希望世帯数調			10日以内
	借入予定者報告	災害援護資金借入予定者名簿			10日以内
	申込書申込	—			15日以内
学用品支給	被災教科書報告	被災教科書報告書			5日以内
	支給状況報告	救助日報		○	
	支給完了報告	—	○		
	埋葬救助状況報告	救助日報		○	
	死体搜索状況報告	救助日報		○	
	死体処理状況報告	救助日報		○	
障害 物除去	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書			5日以内
	障害物除去該当報告	障害物除去該当世帯調			5日以内
	障害物除去状況	救助日報		○	
	除去完了報告	—	○		
	輸送、人夫雇上状況報告	救助日報		○	
	救助期間、程度、方法 特例申請	—	(程度方法) ○		(期間特例) 各救助実施期間中

(注) 詳細内容は、各救助計画の定めるところによる。

8 救助関係の様式

救助に関して共通する様式は、次による。

- (1) 救助実施記録日計票（様式2号）
- (2) 救助の種目別物資受払状況（様式3号）

9 災害救助法非適用地域に対する県の財政援助

災害救助法の適用に至らなかった地域について、一定の基準に該当する場合は、県において救助に対する助成措置を行う。

(1) 適用地域

県内1以上の市町村に災害救助法による救助が実施された場合、災害救助法適用市町村に近接する市町村で被害の規模が災害救助法施行令別表第1に掲げる3分の1以上の被害があった市町村

(2) 助成の対象となる救助の種類

助成の対象となる救助の種類は、災害救助法第23条の規定による救助とする。

(3) 助成の対象となる救助の程度等

助成の対象となる救助の程度、方法及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則別表第1の基準による。

(4) 助成の対象となる費用

上記(2)、(3)に要した経費を補助金として交付する。

第16節 避難対策

各課共通

災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、市本部長を中心として防災関係者が相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立ち退きの指示をして、危険な場所から避難させる。

1 警戒区域の設定

(1) 市本部長

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市本部長は警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警察官

警察官は上記の場合、市本部長よりその命を受けた職員がその場にいるとき、又はこれらの者から要求があったとき、あるいは自らの権限により警察官は、警戒区域を設定し必要な措置をとることができる。

(3) 自衛官

災害派遣を命ぜられた自衛官は、上記の場合において、市本部長等及び警察官がその場にいる場合、警戒区域を設定し、必要な措置をとることができる。

(4) 水防管理者の措置

洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。

(5) 消防職団員

消防職団員等は、消防活動の確保のためあるいは水防上の緊急性に基づき、警戒区域を設定し、必要な措置をとることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

2 避難の指示

災害により、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市本部長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行う。

(1) 市本部長の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市本部長等は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。(災対法第60条第1項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市本部長等は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安

全を確保するための措置を指示することができる。(災対法第60条第3項)

市本部長等は、住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、国及び県から提供される洪水浸水想定区域図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努める。

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(2) 実施者

避難の指示は、関係法令に基づき、次の実施者が行う。

	災害種別	実施者	根拠法令	担当部(班)
指示	全般災害	市長	災対法第60条1項	火災の場合消防部 その他の場合市本部
		警察官	災対法第61条1項 警察官職務執行法第4条1項	災害現場にある警察官
		自衛官	自衛隊法第94条1項	災害現場にある自衛官
	地すべり	県知事	地すべり等防止法第25条	
	洪水	水防管理者	水防法第29条	市本部

(3) 避難の指示

市本部長等の避難の指示は、次の内容を明示して行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難路
- エ 避難の指示の理由
- オ その他必要な事項

(4) 注意喚起及び高齢者等避難

水害等が発生する恐れがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに安全な場所への避難(自宅の2階など垂直避難でも可)避難すること(以下「自主避難」という)を促す。なお、状況に応じて、要配慮者等の避難行動に時間を要する者及び浸水想定区域内の要配慮者施設に対し、高齢者等避難を発令する。

3 避難情報の解除

市本部長等は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

国及び県は、市から土砂災害に関する避難情報解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について市に助言を行う。

4 避難措置等の周知

(1) 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを指示し、若しくは指示等を承知したとき、避難指示の実施者は、関係機関に通知又は連絡する。

ア 市の措置————→県知事（危機管理部長）

イ 警察官又は自衛官の措置

a 災対法に基づく措置

警察官→警察署長→市長→県知事（危機管理部長）

b 職権に基づく措置

警察官→警察署長→警察本部長→県知事（危機管理部長）→市長

c 自衛官の措置

自衛官→市長→県知事（危機管理部長）

d 水防管理者の措置

水防管理者（市長）→警察署長

水防管理者（市長）→県知事（危機管理部長）

(2) 住民等に対する周知

市（危機管理室）は、避難情報の発令を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第3章 第10節 災害広報」により住民に周知する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

また、市は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知する。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

ア 周知徹底事項

避難の周知徹底にあたっては、できる限り次の事項を具体的に示し、その徹底を図る。ただし、緊急を要する場合にあつては、特に必要な事項について徹底できる範囲の事項を行う。

a 避難の指示者及び避難誘導者

b 避難所及び経路

c 予想される災害の概要と見通し

d 避難にあたっての留意事項（「9 避難にあたっての留意事項」参照）

イ 関係機関への伝達

避難の指示地域の次の機関に関しては、一般の伝達徹底のほか所管する班から直接電話又は伝令をもって徹底する。

伝達を要する機関	伝達責任班
公立東濃中部医療センター	健康福祉部 健康推進班
各児童館	健康福祉部 こども家庭班
恵風荘、白寿苑、ウエルフェア土岐	健康福祉部 高齢介護班
セラトピア土岐	産業文化部 産業振興班
社会教育各施設	地域振興部 生涯学習班
図書館	地域振興部 図書館班
各小、中学校、教育支援センターIKOT	教育部 学校教育班
市立幼稚園、各認定こども園	健康福祉部 幼稚園・こども園班
文化プラザ	産業文化部 文化振興班
社会体育各施設	地域振興部 スポーツ振興班

5 避難所の指定

市本部は、避難の指示者と協議し、あらかじめ指定する避難所うちから被害を免れた避難所、二次災害の恐れのない避難所等、災害の発生状況等に応じて避難に適した場所を指定する。いずれの避難所も適当でないときは、縁故者宅等に避難させる。この場合も併せて避難者として報告する。

なお、指示によらず避難する場合や、状況により市本部の連絡を待ついとまがない場合は、避難指示の実施者が開設を指定し、後に市本部へ連絡する。また、自主避難の申し出があった場合は、市（危機管理班）は避難所を指定し、その広報を行う。

6 避難所の開設及び収容保護

(1) 避難所の開設場所

市（福祉班）は、市本部が指定する避難所を開設する。なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所の設置にあたり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ他に適当な施設がないときは、市本部はこれにより調査・検討し、その必要を認めるときは公用令書による強制命令を執行する。

市における避難所の指定場所及び収容能力は、参考資料編の「避難所一覧」に示す。

(2) 避難の長期化等への備え

市（福祉班）は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等、若しくは縁故者宅等への移動を促す。

市（生活環境班）は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(3) 避難所の周知

市本部長は、避難所を開設した場合において、特定の広域避難所に避難者が集中し、収容人数を

超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況等、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(4) 避難所における収容保護

避難所における市本部長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者の収容

a 収容者

避難所へは、次の者を収容する。

- ① 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立ち退き避難した者
- ② 住宅が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者

(注) 上記の者であっても被災をまぬがれた建物（会社事務所やアパート等）を所有し、あるいは親戚縁故者に避難する者は、この限りではない。

b 避難施設への移送

指定した避難所が野外のため収容保護することが困難なとき等にあつては、集団的に収容保護できるテント等適当な施設へ避難者を移送して保護する。

c 収容の期間

避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなった者は逐次退所させ、期間内に完了させる。ただし、開設期間中に、り災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するときは、その数が少数であれば以降の収容は、災害救助法によらず市本部独自の収容として行うものとし、また8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要のあるときは、災害発生後5日目以内に県支部救助班を経て、県本部に開設期間の延長を要請する。なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ① 延長を要する期間
- ② 延長を要する地域
- ③ 延長を要する理由
- ④ 延長を要する避難所名及び収容人数
- ⑤ 延長を要する期間内の収容見込

イ 被災者に対する給水、給食措置

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需品の供給措置

オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(5) 避難所の開設及び収容保護に関する事務

ア 市職員の駐在

市（福祉班）は、避難所を開設したときは、市職員を派遣駐在させる。駐在員は、市（福祉班）の指示に従い、避難所の管理と収容者の保護にあたり次の事務を処理する。

- a 「避難所設置及び収容状況」（様式1号）並びに「避難所収容者名簿」（様式3号）の記録整備
- b 「救助実施記録日計票」（第3章 第15節 様式2号）を記録整備し、市（福祉班）に報告すること、並びに「避難所施設及び器物借用整理簿」（様式2号）を記録整備すること。
- c 「救助の種目別物資受払状況」（第3章 第15節 様式3号）を記録整備すること。

- d 飲料水、食料品、生活必需品等の配分
- e 避難所の防疫清掃等衛生管理に関すること。
- f その他状況に応じた応援・救援措置

イ 避難所開設状況の報告

市（福祉班）は避難所を開設したときは、速やかに県支部総務班を經由して県本部防災班に報告するとともに、その後の収容状況を毎日「救助日報」（第3章 第15節 様式1号）により報告する。

なお、報告は次の事項について電話等によって行う。

a 開設状況の報告

- ① 開設日時
- ② 開設場所及び施設名
- ③ 収容状況（うち、避難指示による者）（施設別に）
- ④ 開設期間の見込み

b 収容状況の報告

- ① 収容人数
- ② 開設期間の見込み

c 閉鎖報告

閉鎖日時（施設別に）

7 避難所の運営

- (1) 市（福祉班）は、避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアルに従って運営されるよう指導する。
- (2) 市（福祉班）は、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努める。
- (3) 市（福祉班）は、食料供給の状況、排水経路を含めたトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (4) 市（福祉班）は、避難の長期化等必要に応じて、次に示す避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
 - ア プライバシーの確保状況
 - イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度
 - ウ 洗濯等の頻度
 - エ 医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度
 - オ 暑さ・寒さ対策の必要性
 - カ ごみ処理の状況
- (5) 市（福祉班）は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (6) 市（福祉班）は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (7) 市（福祉班）は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で

生活せず供給する食料のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等への報告を行う。

(8) ボランティアの活用

市（福祉班）は、避難所を開設するに当たって、防災士、日本赤十字社奉仕団、その他ボランティア団体等避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者の協力を得、避難所の生活環境の保持等に努める。

(9) 物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所用物資は原則として市本部において確保する。ただし、市本部において確保できないときは県支部に避難所用物資の確保について連絡し、県本部又は県支部に物資の確保及び輸送を要請する。

(10) 福祉避難所の運営

市（福祉班）は、社会福祉施設管理者等と連携し、必要に応じて福祉避難所として指定した社会福祉施設等における受け入れを行う等、要介護者等に配慮した避難所運営に努める。

(11) 市（福祉班）は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(12) 市（福祉班、危機管理室）は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が広域避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(13) 市（福祉班、危機管理室）は、広域避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについて注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(14) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(15) 市は、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援に努め、被災者支援に係る情報を提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

8 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止する等、通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

9 避難の誘導

市職員、警察官等の避難措置の実施者は、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導に当たっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○警戒レベルと避難行動の関係

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報発令を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

10 避難に当たっての留意事項

(1) 着衣等

避難に当たっては、次のものを着用し、又は携行すること。

- ア 頭にヘルメット等をつけること。
- イ 夏期等でも身体の裸出をさけ、できるだけ厚着をすること。
- ウ 夜間は、懐中電灯を携行すること。
- エ ロープ、紐等を携行すること。
- オ 手袋をはめ、運動靴等をはく。

(2) 携帯品（所持品）

携帯品は、できるだけ最少限度にとどめ自力で所持でき避難に際して障害にならない程度とすること。

携帯（所持）すべき主なものは、おおむね次のとおりである。

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

- ア 主食（握り飯、パン等、乳児がいるときはミルク） 2～3食分程度
- イ 副食（缶詰、漬物等携帯可能なもの） 若干
- ウ 飲料水（水筒、携帯ポット等による）
- エ 貴重品（現金、貯金通帳、証書類、印鑑等）

オ 肌着等衣類（気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携帯する。）

カ その他（救急薬品、タオル、チリ紙、携帯ラジオ等）

(3) 避難後の戸締り等

避難の際に戸締りを行うことや余裕がある場合は家屋の補強を施す等の指示を行う。

(4) 避難の方法

避難者あるいはその誘導者は、避難に当たっての行動に際しては、次の点に留意すること。

ア 避難の順序

避難を時期的に段階に分けて行うときは、傷病者、身体障がい者、高齢者、幼児等を優先し、一般青壮年男子は後にすること。

イ 集団避難

避難は集団で行い、できるだけ単独行動は避けること。

ウ 誘導補助者等

誘導者が不足し、あるいはいないときにあつては、避難者等のうちから壮健なものが誘導補助者あるいは直接誘導者となって統制をとり、安全を期すこと。

エ 集団の脱落防止

集団避難する場合にあつては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに、脱落者等を防ぐため、ロープ等によって集団の確保に努めること。なお、集団の配列に当たっては高齢者や子供は中央の安全な場所に位置させ、あるいは必要に応じて各人をロープにつなぐ等集団の確保と安全を図ること。

オ 誘導者の配置

集団避難時にあつては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときには、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。

カ 病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、高齢者、障がい者、乳幼児等自力で行動のできないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じて、担架、車両等によって移送すること。

キ 避難者の移送

避難立ち退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力による立ち退きが不可能な場合は、市（消防部）が車両、舟艇等によって行う。

ク その他事故防止

その他避難に当たっての事故防止に努めるため、次の点に留意すること。

a 台風時にあつては風をよけるために家屋の下を通るようなことは避け、建物が倒れても下敷にならないようにすること。

b 避難中に電線が垂れ下がっているような場合は絶対にふれないこと。

c 自動車交通の頻繁な道路を避難するときは、交通事故の防止に努め、必要に応じ警察機関と連絡し安全を期すこと。

d 避難のために家屋を空けるとき等にあつては盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施設を厳重にし危険のある災害に応じた家財等の処置（浸水時にあつては家財を高い所に移す等）をする。なお、予想される災害の程度を考慮して必要に応じ家族のうち青壮年者が居残る等万全を期すこと。

- e 火の元に注意し、完全に火の始末をすること。

11 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は市の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- (1) 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- (2) 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- (3) 高齢者、傷病者、身体障がい者等の配慮を要する者の介護及び搬送
- (4) 防火、防犯措置の徹底
- (5) 組織的な避難誘導、避難所又は避難所への収容
- (6) 地域内居住者の避難の把握

12 要配慮者への配慮

市（高齢介護班、福祉課）は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、身体障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、身体障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

13 広域避難

- (1) 行政区域を超えた広域避難の支援要請

市は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数を鑑み、当該市の区域外への広域的な避難、広域避難所及び一時避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

- (2) 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めることができる。

- (3) 関係機関の連携

国、県、市、運送業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

国、公共機関、県、市、及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで避難者等に役立つ確な情報を提供できるよう努める。

14 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第17節 食料供給活動

危機管理室	管	財	課
市民課	福	祉	課
給食センター	保	険	年
			金
			課

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

1 実施主体

(1) 炊出し及び食料供給の直接の実施は、市（福祉班）が担当するが、実施にあたり職員が不足する場合には、市（危機管理班）を通じて応援の要請をする。

なお、小規模災害時において地区単位で炊出しを実施する場合には、その都度、各町内会あるいは各班単位においてそれぞれ実施する。

(2) 炊出しの労力

炊出しに関連した作業に必要な労力は、自主防災組織等による。なお、集団炊出し時における自主防災組織等の構成員1人当りの炊出し量は30～50名分程度である。

(3) 災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて市本部長が実施する。

(4) 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 炊出しの方法

(1) 炊出しは、市が給食施設等既存の施設を利用して行う。実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 主食

主食は、握り飯及び包装食による。ただし、包装袋がないとき、あるいは不足するときにあつては、握り飯、パン等による。

イ 副食

副食は、災害発生直後の混乱時あるいは供給者が分散しているとき等、副食の配分が困難などにあつては、缶詰、梅干、漬物等の輸送配分に便利なものによる。なお、炊出しが長期にわたるような場合にあつては、栄養価を考慮して実施しなければならないが、食器を必要とするような副食は、事態が平穏化し、食器が支給され、あるいは確保された場合に行う。

ウ 湯茶

防疫上、生水の飲用を避けるため、炊出しにあわせて必ず湯茶の供給を行う。

湯茶は、被災者の所持する水筒等の容器に供給するほか、集団的に食事し、あるいは収容する場所には、湯茶及び容器を備え付け供給する。

エ 献立

献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。

- (2) 炊出し場所には、市職員のうちから連絡責任者を派遣駐在させ、炊出しの円滑を期する。ただし、避難所施設において炊出しを実施する場合にあっては、避難所駐在員に炊出しの連絡責任者を兼ねさせる。

連絡責任者は、市（福祉班）の指示に従って次の事項を処理する。

- ア 炊出しの実施及び配分割当てを行い、又は指揮すること。
- イ 炊出し品を供給場所（配分場所）まで輸送すること。（輸送に当たって自動車等を必要とする場合にあっては市（管財班）に連絡し、自動車等を確保して行うこと。）
- ウ 炊出し施設を管理し、給食原材料等物品の出納管理を行うこと。
- エ 炊出し日誌（様式適宜）を備え付け、炊出しに関する記録をすること。

(3) 業者委託

市において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、市（福祉班）は炊出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。

米飯業者における炊出しを委託する場合は、市（福祉班）は、業者に献立、費用基準等を示して委託し、あるいは購入する。委託する場合は、必要に応じて原材料を給付するが、米穀については、給付することを原則とする。ただし、米穀を購入し、給付するいとまがないときは、とりあえず業者所有米穀を立替使用する。

3 原材料等の確保

(1) 主食料の一般的な確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊出し及び食料供給のために必要な米穀等は、原則として市において、管内の米穀販売業者等から購入する。

(2) 主食料の緊急確保

市は、主食料の緊急確保が必要と判断する場合は、県に米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）、県民食料備蓄事業実施要綱及び災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定（以下「精米供給協定」という）、災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定に基づく供給を要請する。

(3) 副食等の確保

炊出しその他食料供給のため必要な原材料、燃料等の確保は、市において行う。ただし、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県若しくは隣接市町において確保輸送し、あるいは確保のあつせんをする。

また、必要に応じて市は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達する。

4 実施現場

炊出しの実施は、おおむね次の順位で市（福祉班）が施設の管理者と協議して定める。

ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬する。

(1) 既存施設の利用

学校等の給食施設のうち、食事場所（避難所あるいは作業現場）にできるだけ近い適当な施設を利用して市本部が直接行う。

(2) 家庭炊出し

被災をまぬがれ、あるいは災害の危険のない地域の家庭で、分散して炊き出すことが適当な場合は、自主防災組織等（町内会等）を通じて各家庭に割り当て、主食（包装食または握り飯）の炊出しを行う。この場合の副食は、市本部において一括購入し、炊出し品と合わせて配分するが、この方法は、災害発生直後の緊急食（1～2食分）について行い、できるかぎり速かに集団給食施設利用による炊出しに切り替える。なお、家庭炊出しに当たっての米穀等原材料は、市本部が一括購入確保し、これを配分して行うことを原則とするが、そのいとまがないときは、とりあえず各家庭等において原材料等を立替え使用する。

(3) 臨時仮設

以上の方法によれない場合、あるいは適宜の場所に仮設して炊き出すことが適当な場所にあつては、炊出しを行う適当な場所に炊飯具を設置して行う。この場合はできるだけ既存建物を利用するが、それができない場合にあっては、野外に天幕等を張って仮設する。

5 配分

炊出し品その他食料の供給は、次による。

(1) 引継ぎ

連絡責任者は、炊出し品の配分条件を示して、次の者に引き継ぐ。

ア 避難所施設にあつては、避難所駐在員

イ 災害応急対策従事者にあつては、その部隊（団体）の指揮者

ウ 分散収容されている被災者にあつては、その地区の自主防災組織等の役員（町内会長又は民生委員）

(2) 配分

引継ぎを受けた者は、配分条件に基づき各対象者に配分する。災害救助法に基づく炊出し品の配分は次による。

ア 避難所における配分は、駐在員が世話人の協力を得て各世帯別に配分する。

イ この場合は、その状況を収容者名簿に記録しておく。

ウ 分散収容者（孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅の避難者、所在が把握できる広域避難者）に対する配分に当たっては、配分責任者は、名簿（収容者名簿に準ずる）を作成し、これに配分の状況を記録しておく。

エ 上記の記録は、救助終了後、市（福祉班）に引き継ぐ。

6 食料衛生

炊出し連絡責任者は、常に食料品衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

(1) 炊出し施設には、飲料適水を十分に確保すること。

(2) 炊出し場所には、手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。

(3) 供給食料は、防ハエその他衛生害虫等の駆除に留意すること。

(4) 使用原材料の購入、保管に当たっては、衛生に充分注意すること。

(5) 炊出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これらが得が

たい場合は、湿地、排水の悪い場所、ごみ、汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。

- (6) 炊出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ用員を固定すること。また、炊出しに携った者を明確にしておくこと。
- (7) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発病者があった場合には、直ちに市（保健班）に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (8) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食料の品質低下を避ける措置をとること。
- (9) 加熱せず飲食できるものは、提供前に検食すること。

7 応援等の手続

市の地域内において炊出し等食料の供給ができないとき、あるいは炊出しに必要な原材料の確保ができないときは、市（福祉班）は市（危機管理班）と協議し、県支部総務班に応援の要請をする。なお、緊急を要する場合にあつては、直接隣接市町に応援の要請をする。

応援の要請に当たっては、次の条件を明示して行う。

- (1) 炊出しの要請
 - ア 炊出し食数（人数）
 - イ 炊出し期間
 - ウ 炊出し品送付先
 - エ その他必要な事項
- (2) 物資の確保
 - ア 所要物資の種別、数量
 - イ 物資の送付先及び期日
 - ウ その他必要な事項

8 その他

災害救助法が適用された場合の炊出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

[参考]

災害救助用米穀の緊急引渡手続き

- ア 知事と市長の連絡ができる場合
 - a 米穀（精米）

- ① 市長は、知事に災害救助用米穀の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用米穀緊急引渡申請書（様式第1号）を1部提出する。

ただし、申請書を提出するいとまがないときは、ファックス又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行う。
- ② 知事は、市長の申請に基づき精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という）と協議のうえ、引渡数量を決定し、供給業者に対し、精米の供給の要請を行う。
- ③ 精米の引渡場所は知事が指定するものとし、知事は当該場所に職員を派遣し、確認のうえ引き取る。

④ 市長は、精米の引渡しを受ける際に、知事に災害救助用米穀受領書を1部提出する。

イ 交通、通信の途絶等のため知事と市長の連絡がつかない場合

(市長がアの規定による災害救助用食料の引渡しを受けることができない場合)

① 市長は、農林水産省農産局に引渡しに関する情報を連絡し、災害救助用米穀の引渡要請書を提出する。

② 市長が直接、農林水産省農産局に連絡した場合は、必ず、知事に連絡する。

③ 知事は、農林水産省農産局と協議のうえ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領第4章第10の2に基づき農林水産省農産局長と売買契約の締結を行う。

④ 市長は、精米の引渡しを受ける場合に、知事に災害救助用米穀受領証を提出する。

ウ 代金納付

買受手続き等が完了した後の代金納付については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

第18節 給水活動

危機管理室	管財課
市民課	上下水道課
保険年金課	

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

1 実施主体

飲料水の供給は、市（上下水道班）が行う。ただし、市本部のみで飲料水の供給が困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請する。

※参考資料編「岐阜県水道災害相互応援協定」参照

2 給水の方法

給水の方法については、あらかじめ策定した給水計画によるが、おおむね次の方法により、実施する。

(1) 市（上下水道班）は、応急給水を実施する。

《応急給水の目安》

給水量：おおむね1人1日3L

給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間

(2) 市（上下水道班、危機管理室）は、水道事業者が設定した給水拠点等のほか、プールの水、井戸水（農業用井戸を含む）等を活用し、浄水装置を使用しての応急給水を実施する。

(3) 市（上下水道班）は、応急給水に当たっては、住民に対して給水場所、時間等を広報する。また、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても飲料水が供給されるよう努める。

給水は公平に行うものであるが、おおむね次の順序で行う。

ア 避難所及び炊出し場所

イ 病院（手術、入院施設のあるものを優先する。）

ウ 断水地域の住民、施設

(4) 水道事業者は、応急飲料水確保に努めるとともに、市が行う応急給水活動に対して、可能な限り支援する。また、必要があれば「岐阜県水道災害相互応援協定」等に基づき応援要請する。

(5) 住民は、災害発生後7日間程度は貯えた水等をもって飲料水を確保するように努める。また、衛生上の注意を十分払いながら、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。

(6) 給水用機械器具保有の状況は、参考資料編の「給水用機械器具保有状況」に示す。

3 応援要請

(1) 市本部において飲料水の供給ができないときは、市（上下水道班）は原則として岐阜県水道災害

相互応援協定その他の規定に定めるところにより、県支部保健班応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町本部に応援等の要請をする。

(2) 自衛隊の災害派遣による給水

市（危機管理班）は、渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、「第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

4 水道の対策

市（上下水道班）は、災害による水道事故に対するため、緊急時の対応方針をあらかじめ定めておく。水道施設の応急復旧については、「第3章 第31節 ライフライン施設の応急対策」によるもののほか、次の次項による。

- (1) 現水源地の他に水源を調査しておき、非常の場合に、その水源から取水できるよう計画を樹立する。
- (2) 塩素滅菌による残留塩素を 0.2 mg/L 以上に保持する。
- (3) 水道施設に被害があったときは、市（上下水道班）は速やかに「医療衛生施設被害状況報告書（水道施設）」の様式3号の1により県支部保健班経由県本部防災班に報告する。ただし、水道事業者は岐阜県水道災害対策実施要領に基づき県支部保健班経由県本部薬務上下水道班に報告する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第19節 生活必需品供給活動

危機管理室 市民課 福祉課 保険年金課

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

1 実施体制

(1) 被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、市が実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、市が実施する。

市本部における実施は、市（福祉班）が担当するが、物資を確保する場合にあっては、関係各班が協力し、また、配分に当たっては他班から職員の応援を得て実施する。

(2) 市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

(3) 災害救助法が適用された場合は、物資の確保及び輸送は県が行う。

2 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある次の者とする。

(1) 住家が全失（全焼、全壊、流失をいう。）及び半失並びに床上浸水した世帯

(2) 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した世帯

(3) 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

3 生活必需品の確保及び供給

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮する。

(2) 物資の調達、輸送

ア 備蓄物資の放出

イ 応急生活物資の協力に関する協定業者からの調達による。

※参考資料編「緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」参照

(3) 物資の供給

市（福祉班）は、物資の供給に当たって、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住

宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が供給されるよう努める。

※参考資料編「災害時における応急生活物資の供給及び被災者等への支援に関する協定書」参照

(4) 物資の保管

市（福祉班）は、物資の引継を受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等十分な配慮をする。なお、り災者に対して物資を支給した後の残余物資については（通常の場合残余物資の生ずるように輸送される。）、市（福祉班）は厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第20節 要配慮者対策

市民活動課	危機管理室
市民課	健康推進課
福祉課	高齢介護課
こども家庭課	保険年金課

災害時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残される恐れがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 市（高齢介護班、福祉班、危機管理班）は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

(2) 市（高齢介護班）は、要配慮者を発見した場合は、次の情報を把握するとともに消防機関、警察と連携して地域住民が要配慮者とともに避難するよう指導する。

ア 避難所への移動

イ 施設緊急入所等の緊急処置

ウ 居宅での生活が可能な場合には在宅保健ニーズの把握等を実施する。

(3) 住民は、地域の要配慮者の避難誘導について、自主防災組織の協力等により地域ぐるみで協力支援する。

(4) 要配慮者のニーズに応じた救援、救護

市（高齢介護班、福祉班）は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ア 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供

イ 要配慮者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供

ウ ボランティア等生活支援のための人材の確保及び派遣

エ 情報提供

オ 人工透析及び難病患者等への医療の確保等

カ 避難所での要配慮者への配慮

キ 要配慮者向け相談所の開設

ク 二次避難所としての社会福祉施設の活用検討

ケ 要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

2 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者は、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難所を選定しておき、あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育所及び認定こども園にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、知的障がい者通所更生施設等の通所施設についても、保育所等に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市本部、県支部救助班に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、市等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市本部、県支部救助班に連絡しその応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市本部、県支部救助班に連絡しその支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（二次避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等配慮の必要性の高い者を優先する。

3 外国人対策

(1) 各種通訳の実施

市（市民活動班）は、県と協力して、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。

(2) 正確な情報の伝達

市（市民活動班）は、正確な情報をわかりやすく伝達する等、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

第21節 帰宅困難者対策

各 課 共 通

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

※参考資料編「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書」「災害時における帰宅困難・滞留旅客者への支援に関する協定書」参照

1 住民、事業所等の啓発

市（危機管理班）は、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。

2 避難所対策、救援対策

市（危機管理班）は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

3 徒歩帰宅困難者への情報提供

市（危機管理班）は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。

第22節 応急住宅対策

危機管理室	管財課
生活環境課	税務課
福祉課	高齢介護課
都市計画課	会計課

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、「第3章 第16節 避難対策」の定める避難所の開設及び収容による。

1 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修理等は、おおむね次の種類及び順位による。

対策種別		内容	
住宅の確保	① 自力確保	(1) 自費建設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	② 既存公営施設収容	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅へ特定入居、又は目的外使用
		(2) 社会福祉施設へ収容	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
③ 国庫資金融資	(1) 災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資する。	
	(2) 地すべり関連住宅融資		
④ 災害救助法による仮設住宅の供与		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市が仮設の住宅を供与する。	
⑤ 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。	
	(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。	
住宅の修繕	① 自費修理	被災者が自力で修理する。	
	② 資金融資	(1) 国庫資金融資	自費で修理するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融

		資して改築あるいは補修する。
	③災害救助法による応急修理	生活能力の低い世帯に対して、市が応急的に修理する。
	④生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	①自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。
	②除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修理同様融資して除去する。
	③災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために市が除去する。
	④生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪降ろしを生活保護法で行う。

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 住宅の確保のうち、④及び⑤の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

2 住宅対策等の調査・報告

市（生活環境班）は、住宅の被害が確定したときは、次の方法により調査・報告する。なお、調査に当たっては説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設する等して、次の各制度別の希望世帯を取りまとめる。

(1) 調査

- ア 公営住宅入居希望者
- イ 国庫資金借入希望者
- ウ 生活福祉資金借入希望者
- エ 母子福祉資金借入希望者
- オ 寡婦福祉施設入居希望者
- カ 社会福祉施設入居希望者
- キ 仮設住宅入居対象者
- ク 住宅応急修理対象者
- ケ 障害物除去対象者

なお、調査に当たっては次の点に留意して行う。

- a 制度の種別が多くその内容も異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底すること。
- b 建設、あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望者が予想されるが直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するよう努めること。
- c 各世帯別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望によってのみ計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。
- d 各制度別種別のうち次の制度間については重複しても差支えないこと。
 - ①応急仮設住宅と各種公営住宅
 - ②応急仮設住宅と各種資金融資

③住宅応急修理と各種資金融資

④障害物の除去と各種資金融資

e 各制度の調査方法は、「県計画第4章 災害復旧」の定めるところによる。

(2) 報告の方法

市（生活環境班）は、その対策を取りまとめ「住宅総合災害対策報告書」（様式1号）により県支部を経由して県本部防災班に報告する。報告期限は、災害発生の日から5日以内に行わなければならない。

3 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保できない者のうち、生活能力の低い者に対して災害救助法により応急仮設住宅を建設し提供するとともに、適切な運営管理を行う。

(1) 実施者

ア 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として市が行う。

イ 災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市が行う。

ウ 応急仮設住宅の供与は、市（生活環境班）が直接又は業者に請け負わせて建設し供与するが、市本部において実施できないときは、県本部住宅班に応援を求める。

エ 応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、民間賃貸住宅等借り上げるほか、利用可能な公営住宅のあっせんにより、応急仮設住宅の確保に努める。

(2) 建設用地

建設用地については、市（生活環境班）が市（管財班）と協議して決定する。

応急仮設住宅の建設用地を選定したときは「応急仮設住宅入居該当世帯調」に略図を添えて県支部総務班に提出する。なお、選定した敷地については、契約期間3か月以上の土地貸借契約書又は貸与承諾書を作成若しくは徴して保管し、その写しを県本部防災班に提出する。

(3) 対象者及び入居予定者の選定

市（生活環境班）は、次の条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選定し、様式2号の「応急仮設住宅入居該当世帯調」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

ア 住家が全失した世帯であること。

イ 居住する仮住宅がなく、また、借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ 自己能力では、住宅を確保できない世帯であること。

(4) 建築基準等

ア 面積 原則として29.7㎡以内

イ 費用の限度 岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内

(5) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

(6) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、市本部長が管理する。

ア 家賃及び維持管理

a 家賃は、無料とする。

- b 維持補修は、入居者において行う。
- c 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。
- d 維持補修にあつて原形が変更される場合は、市長に届け出て実施する。市長は承認に当たつては県の意見に従つて承認する。

イ 入居台帳の作成

入居予定者が入居したときは応急仮設住宅入居者台帳（様式3号）を作成し、「災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書」（様式8号）とともに整備保管しておく。なお、入居者台帳の写しを県本部防災班に提出する。

ウ 貸与期間その他

り災者を応急仮設住宅に入居させるに当たっては、仮設住宅の趣旨をよく説明し貸付期間が2年であること等も指示し、様式8号による「災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書」を徴する。

(7) 着工及び竣工届

市（生活環境班）は、着工届及び竣工届を県支部救助班を経由して、県本部防災班に提出する。

(8) 応急仮設住宅の運営管理

市（生活環境班）は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとる等配慮する。また、女性や子どもの参画を推進し、女性や子どもを始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。さらに、複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努める。

(9) 要配慮者への配慮

市（高齢介護班、福祉班）は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施し、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

4 住宅の応急修理

市（生活環境班）は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行う。災害救助法による方法は次のとおりである。

(1) 実施者

市（生活環境班）

(2) 修理基準等

住宅の修理箇所及び費用は、次の基準による。

ア 修理箇所

応急修理は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

すなわち、個々の修理部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損箇所の応急的修理で、例えば、土台、床、壁、天上、屋根、窓、戸等のいかんを問わない。

イ 費用の基準

1世帯あたりの費用（原材料費、労務費、輸送費、事務費等一切）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(3) 修理対象世帯の選定

市（生活環境班）は、次の条件に適合する対象者のうちから修理予定者を選定し、住宅応急修理該当世帯調（様式4号）により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

ア 住家が半失（半焼又は半壊又は半流失）し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

イ 生活程度が低く自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯であること。選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から順次修理戸数の範囲内において選定する。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておく。

(注) 住宅の修理については、借家は家主が、社宅・寮については会社が、また公舎・公営住宅については設置主体が行うが、借家等で家主に能力がなく、かつ、借家人も能力がないような場合は本救助の対象とする。

(4) 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、修理を請け負った業者が確保することが原則であるが、災害時における混乱等により業者において確保することができないときは、県本部の林政部、商工労働部その他関係機関において、その確保についてのあっせんを行い又は確保して資材を公給する。

(5) その他

市（生活環境班）は、修理についての着工届及び竣工届を、県支部総務班を経由して県本部防災班に提出する。

(6) 備付帳簿等

市（生活環境班）は、住宅の応急修理に関し、次の帳簿類を作成し、整備保管しておく。

ア 住宅応急修理該当世帯調（様式4号）

イ 住宅応急修理記録簿（様式5号）

ウ 修理請負契約関係書類

エ 住宅応急修理該当者選考関係書類

オ 救助実施記録日計票（第3章 第15節 様式2号）

カ 救助の種目別物資受払状況（第3章 第15節 様式3号）

5 障害物の除去

市（生活環境班）は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行う。災害救助法による方法は次のとおりである。

(1) 実施者

障害物の除去は、市（生活環境班）が奉仕労力又は人夫を雇い上げ、機械器具を借り上げで直接実施し、又は土木業者に請け負わせて実施する。ただし、市（都市計画班）において実施できないときは、次の方法により応援を得て実施する。

ア 市（生活環境班）は、県支部総務班に障害物除去の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては隣接市町本部に直接応援の要請をする。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a 応援を要する地域（作業場所）
- b 障害物の除去を要する戸数及び状況
- c 応援を求める内訳（人員、機械、器具）
- d 応援を求める期間
- e その他

(2) 除去対象世帯の選定

市（生活環境班）は、次の条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し、障害物除去該当世帯調（様式6号）により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

- ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ日常生活に著しい障害を来している世帯であること。
 - イ 生活程度が低く自己の資力では、障害物を除去することのできない世帯であること。
 - ウ 高齢者世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等で自力で除去することができない世帯であること。
- 対象世帯の選定に当たっては、民生委員その他関係機関の意見を聞き、能力が低く、かつ、除去すべき障害物の条件の悪い世帯から順次除去対象数の範囲内において選定する。なお、必要に応じ、適宜補欠世帯も選定しておく。

(3) 除去する基準等

障害物の除去に要する経費は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家（一戸）につき2以上の世帯が居住している場合は一世帯当たりの限度額の範囲内とする。実施は、居室、便所、炊事場等について、人夫の雇上、器具の借上、除去のため輸送等被害の条件に適した方法によって行うが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による清掃との関係を考慮し、「第3章 第27節 環境衛生・廃棄物処理」に準じて実施する。

(4) 除去する期間

障害物を除去する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日以内に除去することができないと認められるときは期間内に市（生活環境班）は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の要請をする。

期間延長の申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する時間
- イ 期間延長を要する地域
- ウ 期間延長を要する理由
- エ 期間延長を要する地域ごとの戸数
- オ その他

(5) 報告等事務手続

市（生活環境班）は、障害物の除去を実施したときは、その状況を毎日救助日報（第3章 第15節 様式1号）により、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するとともに、次の諸記録を整備保管する。

- ア 障害物除去該当世帯調（様式6号）
- イ 障害物除去記録簿（様式7号）
- ウ 救助実施記録日計票（第3章 第15節 様式2号）

- エ 救助の種目別物資受払状況（第3章 第15節 様式3号）
- オ 除去工事その他関係書類
- カ 障害物除去対象世帯選考関係書類

6 応援要請

市（危機管理班、生活環境班）は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

7 低所得世帯に対する住宅融資

市（福祉班）は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため貸金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金
- ウ 災害援護資金の貸付

8 生活保護法による家屋修理

市（福祉班）は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

（1）家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最少限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

（2）土砂等の除去費

家屋修理費の一環として（1）による基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

9 社会福祉施設への入所

市（高齢介護班、福祉班）は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させる。

市（高齢介護班）は、被災者の避難状況等にかんがみ、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

10 適切な管理のなされていない空家等の措置

市（生活環境班）は、災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

11 その他

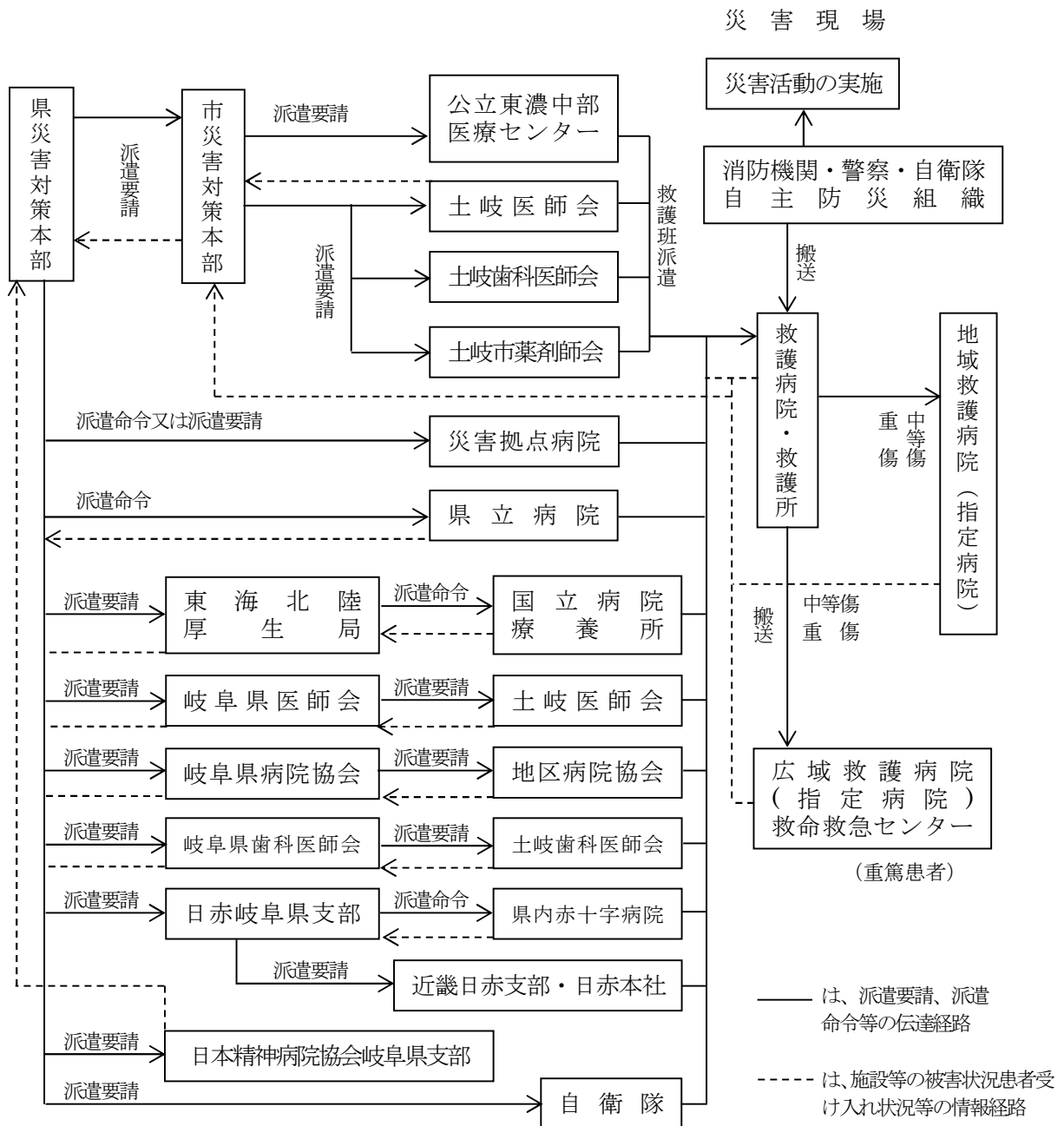
災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等の詳細については、災害救助法施行細則等による。

第23節 医療・救護活動

危機管理室 健康推進課
消防署

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、岐阜県地震災害等医療救護計画による。

1 医療救護活動の体制



2 医療救護活動

(1) 市（保健班）は、救護所を設置するとともに医療救護チームを派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。

ア 医療救護チームの編成基準

医療救護チームの編成基準は、次によるものとし、災害の種類、規模、状況に応じて適宜増員する。

医師	1名
薬剤師	1名
看護師、助産師又は保健師	2名
事務職員	1名

(注) 運転士については必要に応じ編成に加える。

イ 医療救護チームの携行品

医療救護チームは、出動に当たってはおおむね参考資料編の「医療・救急」に掲げる薬品等を携行する。

(2) 市（保健班）は、災害の程度により必要と認めたときは、市本部と協議し、県に応援を要請する。

ア 市（保健班）は、県支部保健班に要請する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは、隣接市町本部に対して要請をする。

イ 要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a 医療、助産救助実施の場所
- b 当該地域における対象者及び医療機構の状況
- c 実施の方法及び程度（派遣医療救護チーム数等）
- d その他必要な事項

(3) 医療等関係機関によって実施することが適当なときは、市（保健班）は、患者に医療券を交付し、患者は、医療等関係機関に医療券を提示して診療を受ける。

医療券は、生活保護法による医療券用紙に「災害」と朱書して発行する。なお、医療券を発行するいとまがないときは、市（保健班）は医療等関係機関と連絡をとり、とりあえず診察を受けさせ事後に医療券を発行する。

(注) 本救助は、災害の混乱により一般の方法によれない場合の対策であるから、通常の方法による場合は行わないのが原則である。

(4) 医療救護活動の原則

医療救護活動は、県、市の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

市が被災した場合、市内医療機関は、状況に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・救護班を派遣するよう努める。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していたため、それに対応した医療救護活動を行う。

(5) 重症者の搬送方法

医療救護チームは、重症者等の後方医療機関への搬送は、市（保健班）に通知し、地元消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市及び医療救護チームで確保した車輛により搬送する。

また、市（危機管理班）は、道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送が必要な場合においては、県又は自衛隊等のヘリコプターを要請し、実施する。

(6) トリアージの実施

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努める。

(7) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

市（保健班）は、市本部と協議し、必要に応じて医療関係機関又は県支部保健班に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。なお、岐阜県と「岐阜DMATの派遣に関する協定」を締結している指定病院を参考資料編の「岐阜DMAT指定病院」に示す。

(8) 災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請

市（保健班）は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を要請する。

(9) 後方医療活動の要請

市（保健班）は、市本部と協議し、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

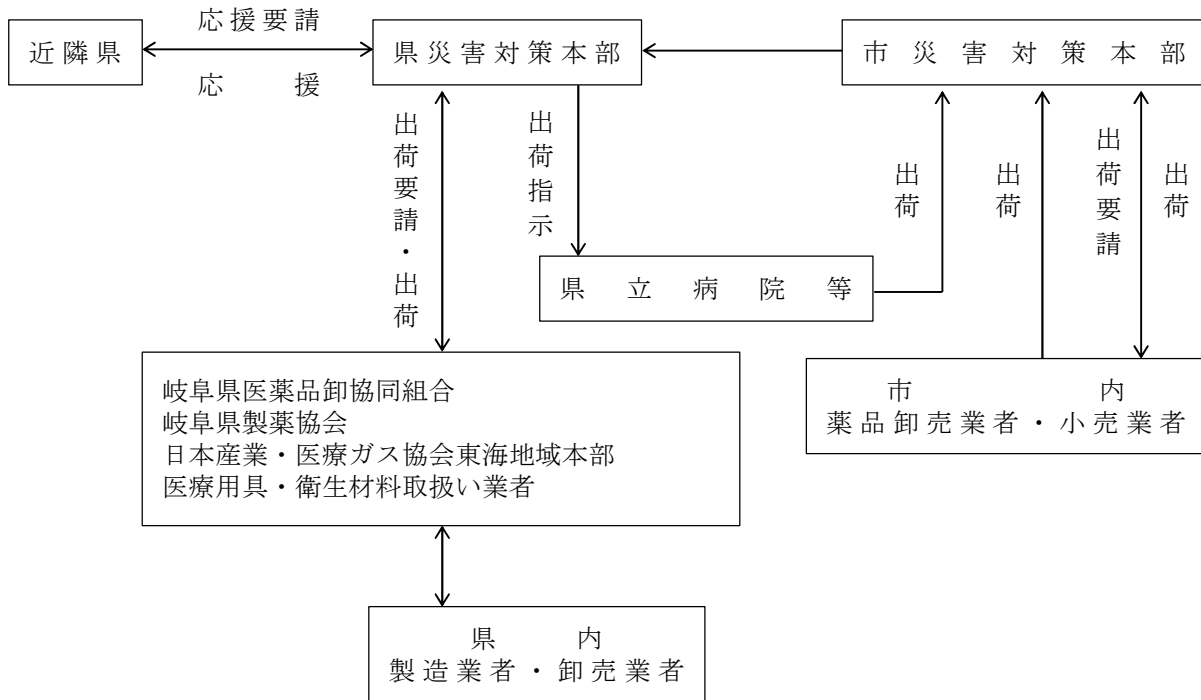
また、市（保健班）は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、市内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施する。

(10) 医療機関の状況

市内の医療機関（歯科医療を除く。）は参考資料編に示す。

3 医薬品等の確保

- (1) 市（保健班）は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図る。
- (2) 市（保健班）は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、市（保健班）は、市本部と協議し、県及び関係機関に応援を要請する。



4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、災害救助法施行細則等によるが、おおむね次のとおりである。

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 程度

医療、救護の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度による。

(4) 期間

- ア 医療救護は、災害発生の日から14日以内
- イ 助産救護は、災害発生前後7日以内に分べんした者で、分べんの日から7日以内
- ウ 上記期間で打ち切ることができないときは、市（保健班）は県支部保健班に実施期間延長の要請を連絡する。
- エ 期間延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。
 - a 延長を要する期間
 - b 期間延長を要する地域
 - c 期間延長を要する理由
 - d 救助を要する患者数、病状等
 - e その他

(5) 費用

災害救助法による医療及び助産のための費用の基準及び請求は、次による。

ア 費用の基準

- a 医療救護チームの費用
 - ① 救助費 使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費
 - ② 事務費 医療救護チームの派遣旅費
- b 医療機関による費用
 - 国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）
- c 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費また、助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

イ 請求

- a 医療救護チーム費用の請求
 - 医療救護チームに要した経費請求書（様式1号）により関係機関経由県本部防災班に提出す

る。

b 医療機関費用の請求（含助産）

医療機関は、災害により負傷等した患者の診療報酬明細書（レセプト）を作成し、災害用医療券（生活保護法の医療券に「災害」と朱書きされたもの）を有している場合はそれを、またそれに順ずる連絡票（診療依頼書）等を有する場合はそれをレセプトに添付の上、患者の居住する市に提出する。

市（保健班）は、医療機関より提出された前記のレセプトを様式5（助産については様式6）にとりまとめ、県本部健康福祉班に提出する。

5 診療記録

医療救護チームが出動し、救助に従事したときは、次の記録を作成し市（保健班）に提出する。

- (1) 医療救護チーム出動編成表（様式2号）
- (2) 医療救護チーム活動状況（様式3号）
- (3) 医療救護チーム医薬品衛生材料使用記録（様式4号）
- (4) 病院、診療所医療実施状況（様式5号）
- (5) 助産台帳（様式6号）
- (6) 救助実施記録日計票及び救助の種目別物資受払簿（第3章 第15節 様式2号及び3号）

第24節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬

危機管理室	健康推進課
福祉課	生活環境課
消防署	

災害時に死亡した者の遺体の捜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制の確立、必要機器や遺体安置所の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

1 遺体の捜索

市（福祉班）は、消防機関、自主防災組織、警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

2 遺体の取り扱い、収容等

（1）遺体の取り扱い

市（福祉班）は、遺体を発見した場合は、警察に届出を行い、警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡す。

（2）遺体の収容

市（福祉班）は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとる。

ア 医師により、遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。

イ 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。

ウ 医師による死因その他についての検査を行う。

（3）遺体の検視、身元確認

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう市と密接に連携する。

（4）その他

市（福祉班）は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

3 遺体の埋葬等

（1）遺体の埋葬等

市（福祉班）は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察から引き継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ウ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(2) 広域調整

市（生活環境班）は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

4 遺体安置所の確保

市（福祉班）は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設ける。

5 応援協力

市（福祉班）は、自ら遺体の捜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、市本部と協議し、他市町村又は県支部総務班・保健班へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則によるが、おおむね次のとおりである。

(1) 捜査期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において捜索を打ち切ることができないときは、市（福祉班）は、市本部と協議し、県支部総務班に期間延長の申請をする。

(2) 報告及び事務手続

市（福祉班）は、本救助を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日救助日報（第3章 第15節 様式1号）により報告する。

ア 死体捜索状況記録簿（様式1号）

イ 救助実施記録日計票（第3章 第15節 様式2号）

ウ 救助の種目別物資受払状況（第3章 第15節 様式3号）

エ 死体捜索用機械器具修繕簿（様式2号）

(3) 遺体の処理に関する災害救助法の基準については、記録としての死体処理台帳（様式3号）、死体及び所持金品引取書（様式4号）をつけ加える。

第25節 防疫・食品衛生活動

第1項 防疫活動

危機管理室	健康推進課
生活環境課	福祉課
衛生、環境センター	上下水道課
浄化センター	

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。

1 防疫活動

市は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行う。

(1) 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒

ア 清潔方法

- a 市（清掃班）は、清潔方法の実施に当たっては、管内における道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。
- b 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害地の状況に応じ、市本部長は的確な指導及び指示を行う。
- c 市（清掃班）は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

イ 消毒方法

- a 市（生活環境班）は、消毒方法の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行う。
- b 実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い適宜の場所に配置する。

(2) ごみ集積場所への殺虫剤、殺そ剤の散布

市（生活環境班）は、感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ集積場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

(3) 感染症患者の隔離

市（保健班）は、被災地域において感染症患者が発生したときは、ただちに感染症指定医療機関等適当な場所に隔離する。

(4) 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施

市（保健班）は、避難所において、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第140号。以下「感染症予防法」という。）第35条第1項の規定による感染症予防委員の選任
市（保健班）は、知事の指示に従い、感染症予防法の規定による当該職員の選任をする。
- (6) 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
市（保健班）は、知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。
- (7) 感染症の発生状況、防疫活動等の広報活動の実施
市（保健班）は、感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動につき、速やかに広報活動を実施する。
- (8) 上記、防疫の活動は、次の区分によってそれぞれの機関が協力して行う。

作業区分		県機関	市機関	備考
検病調査		検病調査 (県支部保健班)	情報提供等協力 (保健班及び予防委員)	患者発生の届出(医師)
健康診断		健康診断 (県支部保健班)	対象人員把握等協力 (保健班及び予防委員)	
臨時予防接種		予防接種の命令 (県本部感染症対策推進班)	予防接種の実施 (保健班、予防委員、嘱託医)	
清潔方法		清潔方法の指示 (県本部感染症対策推進班) 清潔方法の指導 (県支部感染症対策推進班)	公共施設の清掃、廃棄物等の処理 (生活環境班、清掃班等)	
消毒方法		消毒方法の指示 (県本部感染症対策推進班) 消毒方法の指導 (県支部感染症対策推進班)	(内容下記)	
内	飲料	井戸水	井戸水の消毒 (生活環境班、予防委員)	
	水の消毒	水道水	水道水の消毒 (上下水道班、予防委員)	
		市本部供給水	供給水の消毒 (上下水道班)	
訳	家屋の消毒		家屋内の消毒 (生活環境班、予防委員)	
	便所の消毒		便所の消毒 (生活環境班、予防委員)	
	ごみ溜、溝渠等の消毒		ごみ溜、溝渠その他周辺の消毒	

		(生活環境班)	
	患者運搬用器具等の消毒	患者運搬器具等の消毒 (保健班)	
ねずみ昆虫等の駆除	ねずみ昆虫等駆除区域指定 (県本部感染症対策推進班) ねずみ昆虫等駆除指導 (県支部感染症対策推進班)	ねずみ、昆虫駆除等の実施 (生活環境班、予防委員)	
家庭用水の供給	家庭用水供給の指示 (県本部薬務水道班) 家庭用水供給の指導 (県支部薬務水道班)	家庭用水の供給 (上下水道班)	
感染症患者の措置		収容診察 (保健班、医療機関等)	

(9) 市における関係施設及び防疫器具等の状況は、参考資料編の「防疫関係施設及び防疫器具等の状況」に示す。

2 応援の要請

市(保健班)は、被害が甚大で市限りで防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、市(危機管理班)と協議し、他の市町村又は県支部保健班からの応援を得て実施する。

要請に当たっては、次の点を明示する。

- (1) 要請する作業内容等
- (2) 要請する人数、物資名、数量
- (3) 日時、場所等
- (4) その他必要な事項

3 報告及び記録

災害時における防疫に関する報告は、次による。

(1) 被害状況の報告

市(保健班)は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、「第3章 第9節 災害情報等の収集・伝達」の様式3号の1により防疫に関する情報を県支部保健班を経由して、県本部防災班に毎日電話及び文書をもって報告する。

(2) 災害防疫完了報告

市(保健班)は、災害防疫の完了したときは完了の日から20日以内に災害防疫業務完了報告書(様式2号)を県支部保健班を経て県本部健康福祉部に提出する。

(3) 記録の整備

- ア 災害防疫活動状況日報(様式3号)
- イ 災害防疫経費関係書類(様式1号)
- ウ 清潔方法及び消毒方法に関する書類

- エ ねずみ族昆虫等駆除に関する書類
- オ 家庭用水供給に関する書類
- カ 防疫作業日誌
- キ 患者台帳

第2項 食料品衛生活動

危機管理室 健康推進課 福祉課

災害時には、食料の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒等食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食料の安全性を確保するため、炊出し施設、飲食店等の食料関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

1 食品関連施設に対する監視指導

- (1) 市（福祉班）は、炊出しを開始する場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。
- (2) 保健所は、炊出しに伴う食中毒の防止のため、監視員を派遣し、食品衛生について監視指導にあたる。

2 食中毒発生時の対応

- (1) 市（保健班）は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。
- (2) 保健所は、市から食中毒に関する連絡を受けた場合、その原因を究明するとともに再発防止に必要な措置をとる。

第26節 保健活動・精神保健

危機管理室	健康推進課
福祉課	高齢介護課
こども家庭課	

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、県、市、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

1 保健活動

(1) 市（保健班）は、保健活動チームを編成し被災者の健康管理活動を行う。

《保健活動チームの編成（例）》

- ・避難所巡回保健チーム（医師1 保健師2）
- ・精神科チーム（医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師）
- ・歯科チーム（歯科医師、歯科衛生士）
- ・リハビリチーム（医師、理学、作業療法士、保健師、看護師）
- ・栄養チーム（栄養士1～2）
- ・臨床心理チーム（臨床心理士1～2）
- ・家庭訪問チーム（保健師1～2）
- ・仮設住宅訪問チーム（保健師1～2）
- ・避難所巡回検診チーム（医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師）

(2) 活動内容

市（保健班）は、県と連携して保健活動チームを編成し、ブロック毎（ブロックは状況により決定）に協同して活動する。

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定めているが、主な内容は次のとおりである。

- ア 避難所及び自宅、仮設住宅等の被災者の生活状況を把握し、生活環境の整備をする。
- a 避難所のトイレ・室内の清潔状態・ごみの整理状態の把握と調整及び指導
 - b 避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導
 - c 手洗い・消毒・うがい・咳エチケット（マスクの着用）等の清潔行動についての状態の把握と指導
 - d 衣類・寝具による体温調節、及び清潔の状態の把握と調整及び指導
 - e 歯磨・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導
 - f 食事の摂取状況の把握と調整及び指導

- イ 避難所における巡回健康相談
 - a 避難者個々の健康状態を把握し、対処する。
 - b 症状の出現考及び、風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の管理と生活指導
 - c 被災による症状や障害のある患者の観察と、疾病管理及び生活指導
 - d 慢性疾患患者等の治療の状況把握と、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - e 妊婦の生活指導と管理
 - f 乳幼児の生活指導と管理
 - g 高齢者の生活指導と管理
 - h 難病・身体障がい者の生活指導と管理
 - i 結核既往者の管理と生活指導
- ウ 訪問指導の実施及び強化
 - a 結核、難病、精神障がい者、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導を強化する。
 - b 一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。
 - c 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

2 健康課題に応じた専門的な支援の実施

市（保健班）は、保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援等の専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定めるが、精神保健活動についての主な内容は次のとおりである。

- (1) 精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保
 - ア 住居を無くした精神障がい者の被災地外施設入所等促進
 - イ 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉支援対策
- (2) 精神科入院病床の確保
 - 入院必要患者の急増に対応するため被災地外での精神科入院病床の確保
- (3) 24時間精神科救急体制の確保
 - ア 被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置
 - イ 夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置
- (4) 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供
 - 閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開
- (5) 被災者の心の傷へのケア
 - 被災に伴う健常者の反応性病状としてのPTSD（心的外傷後ストレス障害）、不眠や不安、焦燥感、無力感等への相談、診療、サポートが必要となる。
 - ア 民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及
 - イ 心の健康に関しての相談体制の充実
 - a 精神科医、保健師等による常設の相談実施
 - b 民間諸機関の協力による24時間電話による相談を受ける体制整備
 - c 避難所等への相談所開設
 - d 仮設住宅、家庭等への巡回相談

ウ 医療、福祉、教育等の各領域において実施される診療、相談等との調整

(6) 被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア

不眠不休の活動で、職員やボランティアの心も追い詰められる状況が発生する。

ア 民間諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談診察等

イ 必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施

第27節 環境衛生・廃棄物処理

危機管理室 産業振興課 生活環境課 衛生、環境センター

災害時には、大量の廃棄物の発生等により、ごみ、し尿の処理に支障をきたす恐れがある。被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物の迅速な収集・処理体制を確保する。

1 ごみ処理

市（清掃班）は、ごみ収集車の確保について、市所有のものを利用するが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得る。

(1) 収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から順次実施する。特に、当初は災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努める。

(2) 収集方法

ごみの収集に当たって、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災住民、市（清掃班）に災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

(3) ごみの処分

災害廃棄物の仮置場、処分場所等については、別図「災害廃棄物の処理計画フロー」により、あらかじめシュミレーションしておく。特に、仮置場は各地区毎に指定しておく。

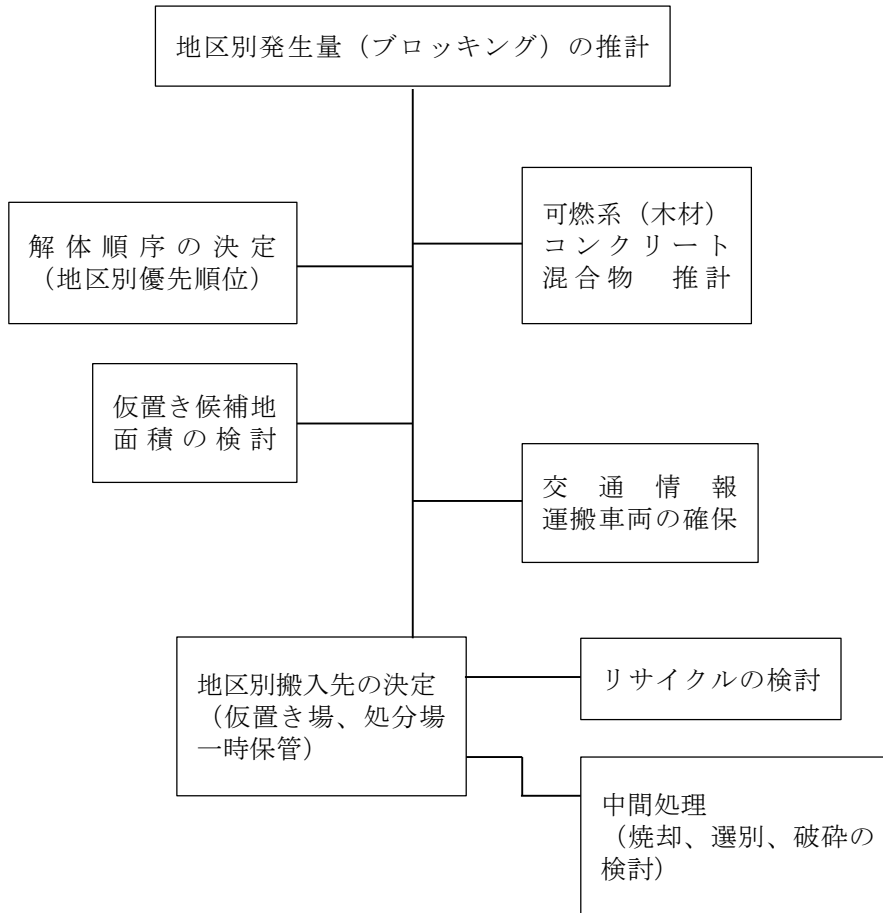
集積されたごみの処理は、資源化再利用を原則とするが、リサイクルできない廃棄物のうち、可燃物は焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却処分が困難なごみの場合にあっては、埋立処分する。

また、災害発生時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図るものとする。

なお、フロン使用機器の廃棄処分に当たっては、行政、住民、回収業者が連携してフロンの適切な回収・処理を行うこと。

さらに、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

《災害廃棄物の処理計画フロー》



2 し尿処理

市（清掃班）は、し尿収集車の確保について、市所有のものを利用するが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得る。

(1) 収集順序

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から順次実施する。

(2) 収集方法

し尿の汲み取り収集に当たって、各班の収集担当地域を明確にする。

(3) し尿の処分

し尿の処分は、原則として、土岐市衛生センター等において処分する。

3 災害廃棄物発生への備え

市（清掃班・生活環境班）は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

県及び市は「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保するために必要となる演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

国、県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努める。

4 災害廃棄物の処理

市（清掃班・生活環境班）は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。また、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行う。

5 その他関連対策

(1) 仮設トイレ

市（清掃班）は、避難所等の開設に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（簡易トイレ等を含み、以下「仮設トイレ」という）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員 200 人に対して、大小便器をそれぞれ 2 個以上ずつ設置する。閉鎖に当たっては、消毒後埋没する。

仮設トイレは、当初は、市備蓄のものを利用し、不足する場合には、県支部保健班等に応援要請を行う。

なお、市においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておく。

(2) へい獣の処理

犬、ねこの死体及び牛、馬、豚、にわとり等の死体処理は、市（生活環境班、産業振興班、清掃班）が行う。

(3) 清掃事務の処理手続

被害状況の報告及び清掃事業の報告は、次の書式による。

ア 廃棄物処理施設等被害状況の報告（様式 1 号）

イ 災害廃棄物処理事業の報告（様式 2 号）

6 応援要請

大規模災害のためあるいは清掃施設被災のため市本部において清掃の実施ができないとき、市（清掃班）は、市（危機管理班）と協議して県支部総務班に応援の要請をする。

第28節 家庭動物の救援

危機管理室 生活環境課

災害時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）が多数生じると同時に、多くの被災者が家庭動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市（生活環境班）は、別途策定する被災動物救援マニュアルに基づき、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

1 被災地域における動物の保護

市（生活環境班）は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した家庭動物の保護、収容、救護等を行う。

2 動物の適正な飼養体制の確保

市（生活環境班）は、飼い主とともに避難した家庭動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。また、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

市（生活環境班）は、県、関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行う等、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

第29節 産業応急対策

産業振興課 地域資源活用推進課

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる。

1 商工業の応急対策

市は、県の実施する対策の広報を行う等、協力する。

2 観光客等の応急対策

- (1) 観光施設等の経営者又は管理者（以下「管理者」という）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策に当たる。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておく。
- (2) 管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに市（消防団を含む）又は警察官に応援又は実施の要請をする。なお、この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

3 農作物の応急対策**(1) 代作用種子の確保**

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくが、なおかつ不足し確保できないときは、市（産業振興班）は、県に確保あつせんの要請をする。

(2) 病虫害防除対策**ア 病虫害防除指導の徹底**

市（産業振興班）は、災害により病虫害の発生が予想され又は発生したときは、病虫害発生予察情報に基づき、県、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病虫害防除の指導徹底に当たる。

イ 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、市（産業振興班）は、県に確保あつせんの要請をする。

ウ 防除器機具の整備

市（産業振興班）は、県、関係機関等と協力して、病虫害防除機具の整備に努めるが、その整備について指導に当たる。なお、市（産業振興班）は、緊急防除に当たって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県に応援の要請をする。

(3) 肥料等の確保

市（産業振興班）は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、県に確保あつせんの要請をする。

4 畜産の応急対策

(1) 家畜の診療

市（産業振興班）は、災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、市において診療する。なお、市において実施ができないときは、県に家畜の診療について要請する。

(2) 家畜の防疫

市（産業振興班）は、県が行う家畜の防疫活動に協力する。

(3) 家畜の避難

市（産業振興班）は、県から浸水等災害の発生が予想され又は発生したとの連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

(4) 飼料等の確保

市（産業振興班）は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないときは、県に確保あつせんの要請をする。

5 林地、林産物等の応急対策

(1) 林地の対策

市（産業振興班）は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。

(2) 造林木の対策

ア 倒木対策

市（産業振興班）は、災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導する。

※参考資料編「土岐市の災害応援協力に関する協定」参照

イ 資材等の調達

市（産業振興班）は、災害に備えて、市あるいは森林組合等において倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるが、災害発生災害時にそれら資機材が不足するときは、県に確保あつせんの要請する。

(4) 苗木等の対策

ア 苗木種子の確保

市（産業振興班）は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県に確保あつせんの要請する。

イ 病虫害の防除

市（産業振興班）は、森林組合と協力して長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロチャ病等の防除について指導の徹底を図る。

(5) 一般林産物及び施設の対策

ア 被害木の処理

市（産業振興班）は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努める。

イ 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失の恐れのある場所への貯木を避け、あるいは出水により流失の恐れがあるときは木材を緊結する等貯木には十分の配

慮をする。

ウ 浸水製材施設の処理

市（産業振興班）は、浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底に当たる。

(6) 特用林産物及び施設の対策

ア 復旧用原木ほだき、わさび苗等の確保

市（産業振興班）は、災害のため特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗あるいは種菌等が不足し確保できないときは、県に確保について要請する。

イ しいたけ等への雑菌対策

市（産業振興班）は、農業協同組合等と協力して、災害時におけるしいたけ等の雑菌防止についてその指導徹底に当たる。

6 干害応急対策

(1) 応急対策

市（産業振興班）は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずる。

(2) 応急対策用ポンプ

市（産業振興班）は、干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、東海農政局が保有する農業用応急ポンプを利用してその対策に当たる。

第30節 公共施設の応急対策

各 課 共 通

災害時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

1 道路施設の応急対策

(1) 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

(2) 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

2 河川施設の応急対策

市、その他の河川・ダムため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。

堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努める。

3 土砂災害防止施設の応急対策

(1) 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握

市（建設総務班、土木班）は、県と協力して土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

また、市（危機管理班、建設総務班）は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

(2) 応急対策

市は、被害が拡大しないようにクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備するよう努める。

また、市は、必要に応じて、二次災害防止、応急復旧対策用資機材（土岐津町追沢地区に国が備蓄しているコンクリートブロック等）の国等への支援に関する応援要請・調整を行う。

4 治山施設の応急対策

(1) 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握とともに、二次災害発生の恐れのある箇所の把握に努める。

人家、公共施設等への二次災害の恐れが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧

に先立ち、応急復旧工事を実施する。

(2) 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

(3) 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を図る。

5 公共建築物の応急対策

市等各管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設等の利用が想定されることから、次の応急対策を実施する。

(1) 建築物の応急対策

市等各管理者は、「被災建築物応急危険度判定士」等による施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

(2) 施設機能の応急対策

- ア 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保
- イ 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- ウ 緊急輸送車両その他車両の配備
- エ 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- オ その他の重要設備の点検及び応急復旧
- カ 飲料水の確保
- キ エレベーターに閉じ込められた者の救出
- ク 火気点検及び出火防止措置

第31節 ライフライン施設の応急対策

危機管理室 管財課
上下水道課 浄化センター

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧等を図る。

1 水道施設

(1) 緊急要員確保

市（上下水道班）は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

(2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

市（上下水道班）は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

(3) 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

市（上下水道班）は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

(4) 応急復旧の目標期間の設定

- ・ 3日まで：給水拠点による給水（1人1日3L）
- ・ 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20L）
- ・ 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100L）
- ・ 22日以降：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250L）

(5) 応援要請

市（上下水道班）は、応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

また、必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援要請をする。

※参考資料編「岐阜県水道災害相互応援協定」等参照

(6) 重要施設への優先的復旧

市（上下水道班）は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

2 下水道施設

(1) 緊急要員の確保

市（上下水道班）は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請する。

(2) 被害状況の把握及び応急対策

市（上下水道班）は、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、下水管路、処理場、ポンプ場施設等について、被害の拡大及び二次災害の防止、暫定機能の確保等の災害応急対策を実施する。

ア 第一段階（主要目標：被害拡大及び二次災害の防止）

a 管路

①緊急調査

- ・被害拡大、二次災害の防止のための調査（おもに地表からの調査）
- ・管路の破損による道路等施設への影響調査
- ・重要な区間の被害概要の把握

②緊急措置

- ・マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼

b 処理場、ポンプ場施設

①緊急点検（主要目標：二次災害の未然防止、予防）

- ・人的被害につながる二次災害の未然防止、予防
（有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止め、機器の運転停止等）

②緊急調査

- ・被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査

③緊急措置

- ・火気の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール

イ 第二段階（主要目標：暫定機能の確保）

a 管路

①応急調査

- ・被害拡大、二次災害防止のため調査（管内、マンホール内まで調査）
- ・下水道の機能的、構造的な被害程度の調査

②応急復旧

- ・管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置

b 処理場、ポンプ場施設

①応急調査

- ・処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査

②応急復旧

- ・コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

3 電気施設

(1) 市の応急対策

ア 連絡調整

市（危機管理班）は、災害時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

イ 応援要請

市（危機管理班）は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

(2) 電力会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電力会社は、災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断、渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸等、多面的輸送手段を用いる。

オ 災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

カ 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

キ 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車等を通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努める。

4 ガス施設

(1) 市の応急対策

ア 連絡調整

市（危機管理班）は、災害時には関係都市ガス会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

イ 応援要請

市（危機管理班）は、二次災害防止と応急復旧への協力を都市ガス会社及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

(2) ガス会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

ガス会社は、災害の発生が予想される時又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

ガス会社は、復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努める。

オ 復旧支援要請

ガス会社は、被害状況に応じて、復旧支援を社団法人日本ガス協会に要請する。

カ 災害時における広報活動

ガス会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車等を通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

キ 重要施設への優先的復旧

ガス会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

5 鉄道施設

(1) 市の応急対策

ア 連絡調整

市（危機管理班）は、災害時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

イ 応援要請

市（危機管理班）は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

(2) 鉄道事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、市等への情報提供を行う。

エ 駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保する。

オ 輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、う回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに並行他社線との振替輸送等の措置を講ずる。

カ 資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保する。

キ 応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期するため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施する。

ク 災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車等を通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

6 電話（通信）施設

(1) 市の応急対策

ア 連絡調整

市（危機管理班）は、災害時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

イ 応援要請

市（危機管理班）は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

(2) 電気通信事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

電気通信事業者は、被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

エ 通信の非常そ通措置

電気通信事業者は、災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

オ 資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努める。

カ 応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施する。

キ 災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報

車等を通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク 重要施設への優先的に復旧

電気通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

第32節 文教災害対策

第1項 学校対策

危機管理室	こども家庭課
認定こども園	各幼稚園
教育総務課	生涯学習課
各小中学校	学校教育課

災害時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育等に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

1 気象予警報等の把握、伝達

教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のため、災害に関する注意報、警報、情報等（以下「気象予警報等」という）の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、「第3章 第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき市に伝達されるため、教育委員会は、必要な情報を各学校長に対し伝達する。

2 文教施設の応急対策

文教施設の災害時における応急対策等は、次に定めるところによる。

(1) 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するための確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとる。

(2) 応急復旧等の措置

学校等は、施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。

(3) 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全の万全を期する。

3 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等々の保護に努める。

(1) 学校等の対応

ア 学校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。

イ 学校等は、児童生徒等だけで下校させず、保護者が学校等に出向くまで学校等に残すことを原則とする。帰宅させるに当たっては、事前に保護者が届け出た方法で帰宅させる。

ウ 大災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合は、市（各小中学校班）は、市本部教育部長と協議し必要に応じて休校措置をとる。

なお、休校措置を決定したときは、市（各小中学校班）は、直ちに休校の旨を各家庭まで徹底

するが、市（各小中学校班）は、別に定める連絡系統によって徹底する。

(2) 教職員の対処、指導基準

- ア 災害発生の場合、生徒等を教室等を集める。
- イ 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- ウ 学級担任等は学級名簿を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- エ 心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作る等十分配慮する。
- オ 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- キ 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

4 教育活動の早期再開

教育委員会は、災害時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

(1) 応急教育の実施

教育委員会は、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

(2) 被害状況の把握及び報告

学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

イ 相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育館設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。この場合、県は、市と協議して、利用についての総合調整を図る。

オ 上記によっても教育施設の確保が困難なときは、二部授業等必要な措置を実施する。

(4) 応急教育についての広報

教育委員会は、応急教育の開始に当たって、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

(5) 教員の確保

教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業

等必要な措置をとる。

5 児童生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与等

市（学校教育班）は、学用品を失った小中学校の児童生徒等に対し、県が確保した学用品を給与する。

ア 実施体制

市本部における教材、学用品の調達、支給は、災害救助法適用時にあっては市の要請に基づいて次の区分で分担して実施する。なお、災害救助法が適用されない災害時の教科書のあっせんは、市（学校教育班）又は各学校が実施する。

区 分	担 当 班	摘 要
被災児童生徒等の調査・報告	各 学 校	取りまとめ、県支部への報告は、学校教育班
教科書等の確保	学 校 教 育 班	
学用品等の割当	〃	
物品の直接支給	各小中学校	学校教育班で各学校別に配分

イ 被災児童生徒等の調査・報告

市（福祉班）は、災害が発生し学用品等支給の必要があると認めたときは、市（学校教育班）に調査・報告の要請をする。

調査・報告の実施期間は、次表のとおりである。

区 分	各学校班における期限	各学校から学校教育班への提出期限	学校教育班から県支部への提出期限
被災児童生徒等の調査	2日以内	—	—
被災教科書等調査集計	3日以内	—	—
被災教科書の報告	—	3日以内	4日以内

(注) 1 災害救助法が適用されない災害時にあっては、各学校において適宜に実施する。

2 県支部に対する報告に当たっては市（学校教育班）は、市（福祉班）と合議をする。

(2) 就学援助

市（学校教育班）は、県と連携して、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(3) 学校給食及び応急給食の実施

教育委員会は、関係諸機関等の協力を得て、学校物資及び資機材の確保について必要な措置をとり、学校給食の維持確保に努める。また、状況に応じては応急給食を実施するよう努める。

(4) 防疫措置

学校等は、児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、県、市、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。防疫の実施は、「第

3章 第25節 防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

(5) 転出、転入の手続

教育委員会は、県と連携して、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。

また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応する。

(6) 心の健康管理

教育委員会は、県と連携して、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

7 報告、記録

(1) 市本部教育部は、各施設責任者の協力を得て、各様式により被災児童生徒等の状況を調査し、県本部に報告しなければならない。

(2) 市本部教育部は、災害時における学校給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助の国庫負担等のため、次の調書を作成し、報告する。

ア 市立学校関係の対策

報告様式・災害により被災した児童生徒数調（様式1号）

イ 学校保健の対策

報告様式・学校給食用物資被害状況報告書（様式5号）

児童生徒被災状況報告書（様式7号）

(3) 災害救助法に基づく学用品等の支給を行ったときの次の記録は、救助終了後市（福祉班）に引き継ぐ。

ア 被災児童生徒名簿（様式2号）

イ 被災教科書報告書（様式3号）

ウ 学用品引継書（様式4号）

エ 学用品の給与状況（様式6号）

オ 救助実施記録日計票（第3章 第15節 様式2号）

カ 救助の種目別物資受払状況（第3章 第15節 様式3号）

第2項 文化財、その他の文教関係の対策

危機管理室	教育総務課
生涯学習課	文化振興課
図書館	給食センター
学校教育課	

災害時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

1 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の所有者あるいは管理者は、その文化財、施設等に被害が発生した時、被害の状況を教育・文化関係被害状況等報告書（様式1号）により市に報告する。

2 公民館その他社会教育施設の対策

市（教育総務班、生涯学習班、文化振興班、給食センター班、図書館班）は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

3 文化財の対策

市（文化振興班）は、被災文化財について、市文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

第33節 災害警備活動

生活環境課

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める等、社会混乱の抑制に努める。

1 多様な手段による各種情報の収集と早期実態把握

(1) 警察は、警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、被災状況、交通情報等の早期実態把握に努める。

(2) 警察は、各種情報の収集に、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を当たらせるほか、ヘリコプターを早期に出動させ、上空からの被害情報の収集に努める。

2 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化

警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブルを防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、警戒員の配置、避難所等の定期的な巡回等を行うほか、状況によっては臨時交番を開設し、臨時困り事相談所等の開設に努める。

3 不法事案等の予防及び取締り

警察は、犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等の集地における混乱の発生防止、デマの防止等の活動を積極的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

また、銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者等に対し、盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努める。

4 住民等による地域安全活動への指導、連携

市は、地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう、積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請する。

第34節 大規模停電対策

各 課 共 通

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

1 広報

市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供する。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

- (1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 停電の復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (5) 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- (6) その他必要な事項

2 応急対策

市及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図る。

3 電力供給

電気事業者等は、市と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行う。

4 通信機器等の充電

市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努める。

5 事前防止対策

市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

6 代替電源の確保

市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。市は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第4章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

各課共通

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

その際、地域住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

市は、大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

市は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

2 人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、市は不足する職員を補うため、必要に応じて、国、県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求める。

3 その他

市は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 公共施設災害復旧事業

各課共通

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

1 基本的手段

公共施設、公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

(1) 調査分析

応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析

(2) 災害復旧計画の策定

調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定及び再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定

(3) 優先順位の策定

被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定

(4) 協力体制

関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

2 公共土木施設の災害復旧

土木施設管理者は、公共土木施設の災害復旧について、被災施設の原形復旧に合わせて、再度の被害防止の観点から、必要な施設の改良又は新設等を考慮して復旧する等、被害の程度を検討して将来の災害に備える計画とする。

(1) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設は、河川・海岸・砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・水道・下水道・公園・林地・荒廃防止施設等であり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がなされる。

※参考資料編「災害復旧事業の種類」参照

(2) 被害報告

被害の報告に関する様式、伝達方法等については、「第3章 第9節 災害情報等の収集・伝達」による。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

各 課 共 通

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

※参考資料編「災害復旧事業に伴う法律・要綱等」参照

2 激甚災害に係る財政援助措置

市は、激甚かつ広範囲に及ぶと思われる被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。このため被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

※参考資料編「激甚災害に係る財政援助措置」参照

第4節 被災者の生活確保

各 課 共 通

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は市町村の活動の支援に努める。

1 生活相談

市（生活環境班）は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

市域外に避難した被災者に対しても、県、市、避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 個人被災者への資金援助等

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

ア 市は、条例の定めるところにより、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

イ 市は、条例の定めるところにより、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

ウ 市は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 被災者生活再建支援金

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

なお、市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じる。

(3) 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

県は、一定規模以上の自然災害時に市町村単位で適用される国の被災者生活再建支援制度を補完するとともに、局地的災害による被災者を支援するため、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、災害により市町村に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。

(4) 生活福祉資金

岐阜県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わない。

(5) 災害生業資金

岐阜県社会福祉協議会は、災害救助法に基づき、同法を適用した市町村に居住する者で、零細な資本によって生業を営んでいる者が、災害のため住家を全壊、全焼又は流出した場合に、その自立更正をさせるため、災害生業資金の貸付けを行う。

(6) 知事見舞金

県は、災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞金を支給する。

(7) り災証明書の交付

市（福祉班）は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

ア り災者台帳の作成

市（福祉班）は、被害状況の把握につき市（税務班）との連絡を密にし、かつ、関係各班の協力をえて、各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかに様式1号による「り災者台帳」を作成し、り災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、り災者支援業務の迅速化・効率化のため、り災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

- a り災者台帳はできるだけ速やかに作成するが、災害時の混乱により作成が遅れるときは「住家等一般被害調査表」（様式1号の2）又は、「救助用物資割当台帳」（様式3号）を一時的に利用する。
- b り災者台帳の作成に当たっては、「住家等一般被害調査表」に基づくことはもちろんであるが戸籍（住民登録）等の係と連絡をとり正確を期する。
- c り災者台帳は、救助の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておく。

イ り災に対する証明書の発行

a り災証明書

市（福祉班）は、り災世帯に対して様式2号による「り災証明書」を交付する。

証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。

- ① り災証明書は、災害救助はもちろんであるが、後日諸対策の基礎となるものであるから特に慎重に扱うこと。
- ② り災証明書は、り災者台帳（仮証明書のときは、「住家等一般被害調査表」又は「救助用物資割当台帳」）と照合し、発行に当たっては、契印をする等、発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む）を避けるように留意すること。
- ③ 本証明書は、遅くとも救助用物資支給前に交付又は切替えを終り、物資支給時には証明書の提示を求められるようにすること。

ウ り災者旅行証明書

市（福祉班）は、住家に被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときは、様式2号の2による「り災者旅行証明書」を作成し交付する。

エ り災証明書等の交付場所

り災証明書等の交付は、次の場所において行う。

土岐市福祉事務所

(8) 災害ケースマネジメント

市は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努める。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が良い委に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

3 市税の徴収猶予及び減免

市（税務班）は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

4 働く場の確保

市は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておく。

5 生活保護制度の活用

市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用する。

6 障がい者及び児童に係る対策

(1) 障がい者に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策等に加え、障がい者に係る以下の対策を実施する。

ア 文字放送テレビ、ファックス等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣

イ 車椅子、障がい者用携帯便器等障害の状態に応じた機器や物資等の供給

ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣

(2) 児童に係る対策

市は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

ア 避難所の管理者、リーダーを通じ、避難所における児童の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について県子ども相談センターに対し通報がなされるようにする。

イ 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに県子ども相談センターへ連絡する。

ウ 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育が必要な乳幼児に対して、市は保育所又は認定こども園に入所させ保育する。

7 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

市及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していく。

8 金融対策

(1) 金融機関の措置

- ア 金融機関は、現地金融機関の手許現金在高を調査し、貯金払戻し等所要金確保のために必要な指導、援助を行う。
- イ 金融機関は、営業が可能な場合には、休日又は平常時間外にも臨時に営業措置をとらせるとともに、り災金融機関に可及的速やかに営業開始を図らせる。
- ウ 金融機関相互の申し合わせにより次の措置を実施させる。
 - a 貯金証書、通帳、届出印鑑を紛失した場合、実情に即する簡易な方法をもって払戻しする。
 - b 事情によっては、定期貯金、定期積金の期限前の払戻し又はこれを担保とする貸出に応じる。
 - c 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までもり災関係手形等に対して不渡処置の猶予を図るほか、不可抗力により支払期日の経過した手形についても取立の相談に応じる。
 - d 損傷銀行券等引換のための必要な措置をとる。
- エ 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店または最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。
- オ 金融機関は、日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。

(2) 生保・損保会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害時の生保・損保会社の営業を確保するため、次のとおり応急対策を実施する。

- ア できる限り簡易迅速な保険金の支払いに配慮するよう指導する。
- イ 契約者のり災状況に応じて、保険料の払込み猶予期間の延長に配慮するよう指導する。

(3) 証券会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害時の証券会社の営業を確保するため、次のとおり応急対策を実施する。

- ア 預り金払出しは、り災者の実情に即する簡易な確認方法をもって実施するよう指導する。
- イ 預り有価証券の売却・解約代金の即日払いの申請があった場合には適宜配慮するよう指導する。

(4) 金融機関等防災体制等

東海財務局岐阜財務事務所は、金融機関等が災害時において十分な防災体制をとれるよう次のとおり指導する。

- ア 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮するよう指導する。
- イ 被害の軽減、並びに業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関に危険箇所(point of danger)の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとるよう指導する。

(5) 顧客への周知徹底

東海財務局岐阜財務事務所は、金融機関等が(1)及び(2)の措置について必要に応じ、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて顧客に周知するよう指導する。

第5節 災害義援金品の募集配分

市民活動課	危機管理室
市民課	福祉課
教育総務課	会計課

被災者に対して寄託される義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

1 義援金品の募集

(1) 義援金品の募集機関

大規模災害が発生した場合に、市、県、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）、岐阜県共同募金会等は、義援金品の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応する。

(2) 義援金品の募集

市等の募集機関は、義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部、報道機関等を通じて、次の事項を公表する。

なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかける。

ア 義援物資

- a 受入窓口
- b 受入を希望する物資及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。）
- c 受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

イ 義援金

- a 受入窓口
- b 振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

2 義援物資の受入、配分等

市等の募集機関は、次により義援物資の受入及び配分等を行う。

(1) 受入、配分機関

市地域における義援物資の受入及び配分は市本部（会計班・福祉班）が中心になり、次の関係機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行う。

- ア 日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区
- イ 土岐市社会福祉協議会
- ウ 土岐市民生児童委員協議会
- エ 土岐市連合自治会
- オ 上記の他、必要と認める機関

(2) 受入

- ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。
- イ 受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。
- ウ 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(3) 引継ぎ、集積

市等の募集機関は、受入れた義援物資の引継ぎに当たって、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(4) 配分

ア 配分

県、市、その他義援物資の募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。市域における配分は、市本部（会計班・福祉班）が中心になり参加機関が協力して行う。なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

イ 配分の時期

配分は、できる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量等を考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

(5) 義援物資の管理

義援物資は、義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(6) 各種様式

義援物資の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

(7) 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

3 義援金の受入、配分等

市等の募集機関は、次により義援金の受入及び配分等を行う。

(1) 受入、配分機関

市地域における義援金の受入及び配分は市本部（会計班・福祉班）が中心になり、次の関係機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行う。

- ア 日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区
- イ 土岐市社会福祉協議会
- ウ 土岐市民生児童委員協議会
- エ 土岐市連合自治会
- オ 上記の他、必要と認める機関

(2) 受入

- ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入を行う。
- イ 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(3) 引継ぎ、集積

市等の募集機関は、受入れた義援金の引継ぎに当たって、県、市、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県共同募金会、その他義援金の募集機関で構成する配分委員会の銀行口座への振込みの方法による。

(4) 配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。配分に当たっては、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努める。

市域における配分は、市本部（会計班・福祉班）が中心になり参加機関が協力して行う。

(5) 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(6) 各種様式

義援金の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

(7) 費用

義援金の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

4 事務手続

受付あるいは任意拠出される義援金品の受入、配分、集積は、次の記録を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管する。

- (1) 義援金品拠出者名簿（様式1号）
- (2) 義援金品引継書（様式2号）
- (3) 義援金品受領書（様式3号）
- (4) 現金出納簿（様式4号）
- (5) 義援金品受払簿（様式5号）

第6節 被災中小企業の振興

危機管理室	税務課
産業振興課	会計課
地域資源活用推進課	

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

1 支援体制

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、**災害時**に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2 自立の支援

市及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

3 各種対策

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- (7) 市税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第7節 農林漁業関係者への融資

危機管理室 産業振興課 会計課

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

1 災害関連資金の融資等

市及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行う。

2 各種対策

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金ほか
- (5) 農業経営基盤強化資金
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金
- (8) 林業基盤整備資金

第5章 事故災害対策

第1節 航空災害対策

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について記述する。

第1項 災害予防

各 課 共 通

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

- a 市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- b 市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

- a 市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- b 市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

- a 市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。
- b 市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(3) 搜索、救助、救急、医療及び消火活動関係

ア 消火救難及び救助・救急・消火活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消防ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合も想定した救助用資機材の整備に留意する

イ 医療活動関係

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

ウ 搜索活動支援関係

市は、迅速かつ効率的な搜索支援活動の実施に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

市及び県警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア 市及び放送事業者等は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

イ 市は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(6) 防災関係機関の訓練の実施

市は航空機事故災害を想定し、実施時間を工夫する等様々な条件を設定して訓練(図上)をする。

第2項 災害応急対策

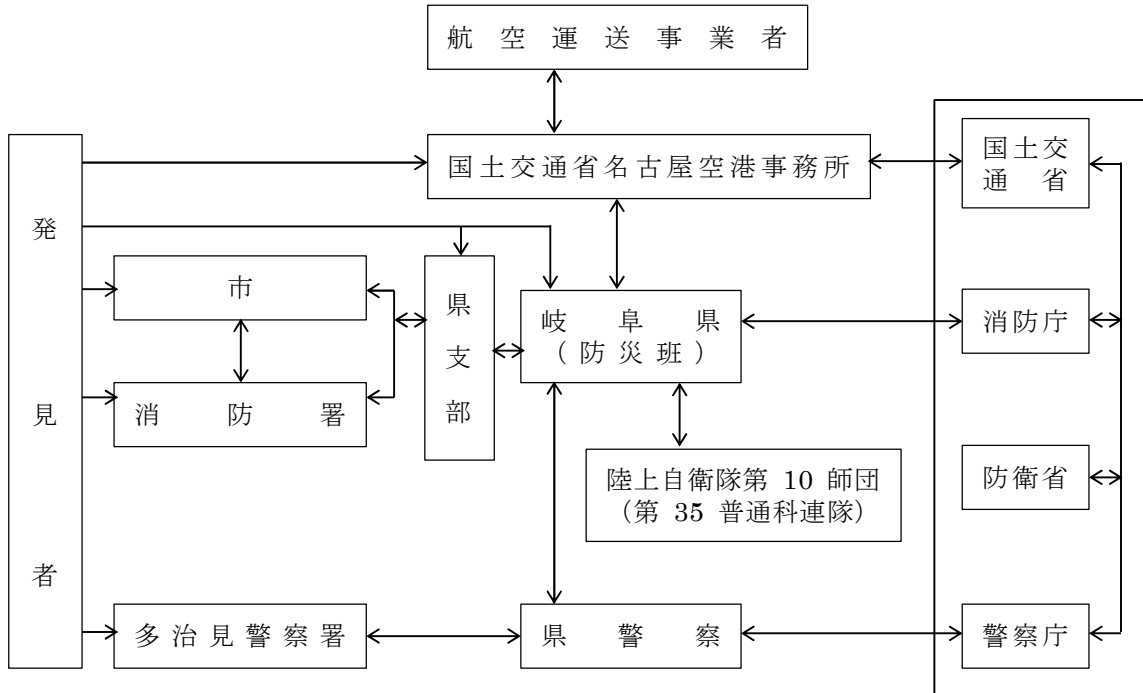
各 課 共 通

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

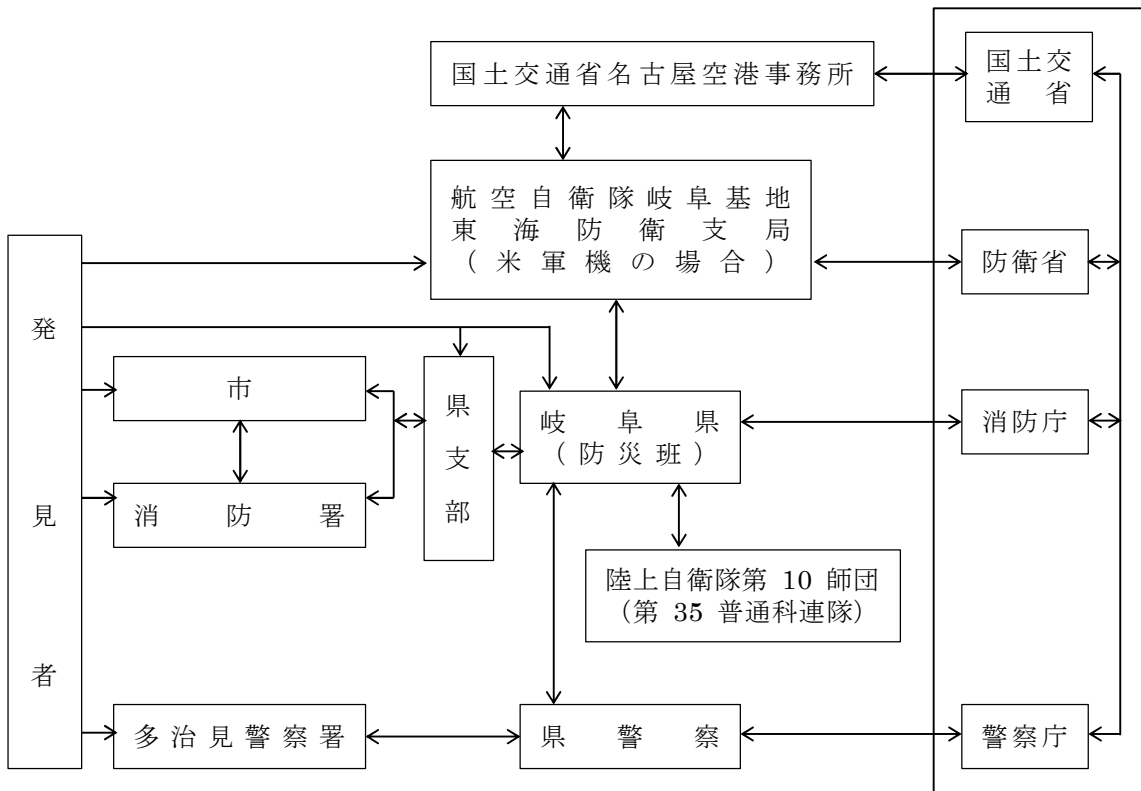
(1) 災害時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。

ア 民間航空機の場合



イ 自衛隊機・米軍機の場合



(2) 応急活動情報の連絡

ア 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

イ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 通信手段の確保

ア 市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、発災現地及び関係相互の災害情報連絡のため

の通信手段を確保する。

イ 電気通信事業者は、災害時における市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をすよう求める。

3 救助・救急・医療及び消火活動

(1) 消火救難及び救助・救急・消火活動

ア 市による救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、県に応援を要請する。

イ 消防機関による消火活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

ウ 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

イ 市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護チームの派遣を要請する。

4 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

ア 市及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

イ 市及び防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

ウ 市及び防災関係機関は、情報伝達に当たって、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努める。

第2節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について記述する。

第1項 災害予防

各 課 共 通

1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

このため、鉄軌道事業者は、全国交通安全運動の機会を促えて、ポスターの掲示、チラシ類の配付等を行うよう努める。

2 鉄軌道の安全な通行の確保

(1) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な処置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な施設及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(2) 鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の安全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生じる恐れのあるときは、当該路線の監視に努める。

3 鉄軌道車両の安全の確保

鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育内容の充実に努める。

また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

a 市、鉄軌道事業者及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

b 市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ県の防災ヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話を利用した画

像電送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

- a 鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するため無線設備又は災害時優先電話の整備に努める。
- b 市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- c 市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

- a 市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。
- b 市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておく。

(3) 救助・救急・医療及び消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

- a 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- b 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

イ 医療活動関係

- a 市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- b 市は、あらかじめ鉄軌道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

- a 市は、平常時より機関相互間の連携の強化を図る。
- b 鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、市との連携の強化に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

- ア 鉄軌道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のため緊急自動車の整備に努める。
- イ 市、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通

管理体制の整備に努める。

ウ 警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア 市及び放送事業者等は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

イ 市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

a 鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに県、市等の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

b 県、市、警察、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は相互に連携した訓練を実施する。

(6) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 市、警察、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等、実践的なものとなるよう工夫する。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

(7) 災害復旧への備え

ア 各種データの整備保全

鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

5 鉄軌道交通環境の整備

(1) 鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、路線防護施設の整備の促進に努める。

(2) 鉄軌道事業者は、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）高機能化等の運転保安設備の整備、充実に努める。

(3) 県、市、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進踏切道の改良に努める。

第2項 災害応急対策

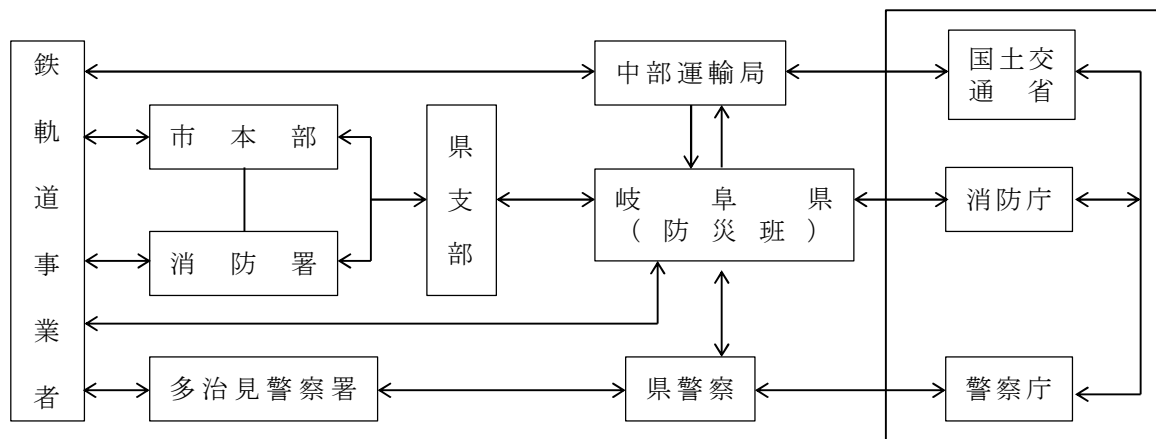
各 課 共 通

1 災害情報の収集、連絡体制及び通信の確保

(1) 災害時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。

なお、市、警察等が情報収集するに当たっては、必要に応じ県防災ヘリコプターの協力を得、目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努める。



(2) 応急対策活動情報の連絡

- ア 鉄軌道事業者は、国土交通省、県、市等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- イ 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
- ウ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 通信手段の確保

- ア 市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 電気通信事業者は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の活動体制

- ア 鉄軌道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等必要な処置を講ずる。
- イ 鉄軌道事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) その他防災関係機関の活動体制

- ア 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。
- イ 防災関係機関は、県及び市等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(4) 広域的な応援体制

市は、独自では、十分な応急活動が実施できない場合は、県支部に応援要請をするとともに、民間に応援を要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急処置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をす

るよう求める。

3 救助・救急・医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 鉄軌道事業者等、防災関係機関による救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県支部に応援を要請するとともに、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」及び消防相互応援協定等により他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(2) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

ア 市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護チームの派遣を要請する。

(3) 消火活動

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

イ 市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

ア 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

イ 警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、(一社)岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

ウ 交通規制に当たって、警察機関及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(3) 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

5 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

ア 市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

イ 市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、

相互に連絡をとりあう。

6 再発防止対策の実施

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、県、市、警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。
- (2) 鉄軌道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その結果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第3節 道路災害対策

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策については、本計画の定めるところによる。

第1項 災害予防計画

各 課 共 通

1 道路交通の安全のための情報の充実

- (1) 市及びその他防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。
- (2) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (3) 警察は、道路交通の安全のため情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (4) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図る。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

- a 市、道路管理者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- b 市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ県防災ヘリコプター、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像電送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

- a 市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- b 市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め

る。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

a 市、道路管理者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

b 市、道路管理者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市、道路管理者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(3) 救助・救急・医療及び消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

イ 医療活動関係

a 市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

b 市及び道路管理者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡、連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動

道路管理者及び市は、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

(4) 緊急輸送活動関係

ア 市、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

イ 警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

(5) 危険物等の流出時における防除活動関係

市及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

(6) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア 市及び放送事業者等は災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

イ 市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対する体制についてあらかじめ計画しておく。

(7) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

a 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

b 県、市、警察、道路管理者及びその他防災関係機関は、相互に連携した防災訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

a 県、市、警察、道路管理者及びその他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等、実戦的なものとなるよう工夫する。

b 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(8) 施設、設備の応急復旧活動関係

ア 道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

イ 道路管理者は、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておく。

(9) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所轄施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

4 防災知識の普及

市は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第2項 災害応急対策

各 課 共 通

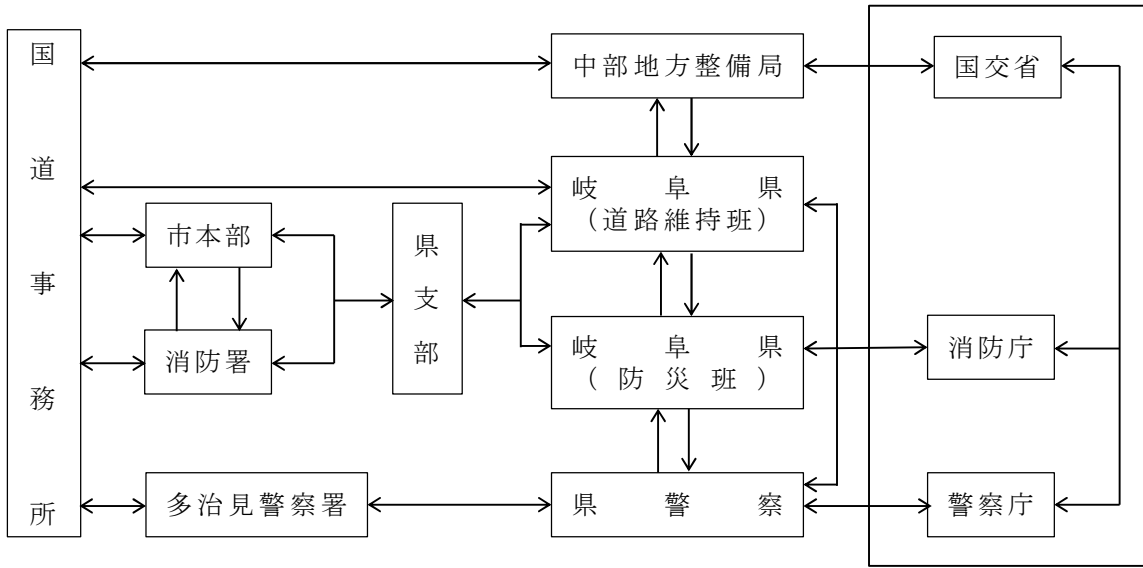
1 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

(1) 災害時の情報伝達系統

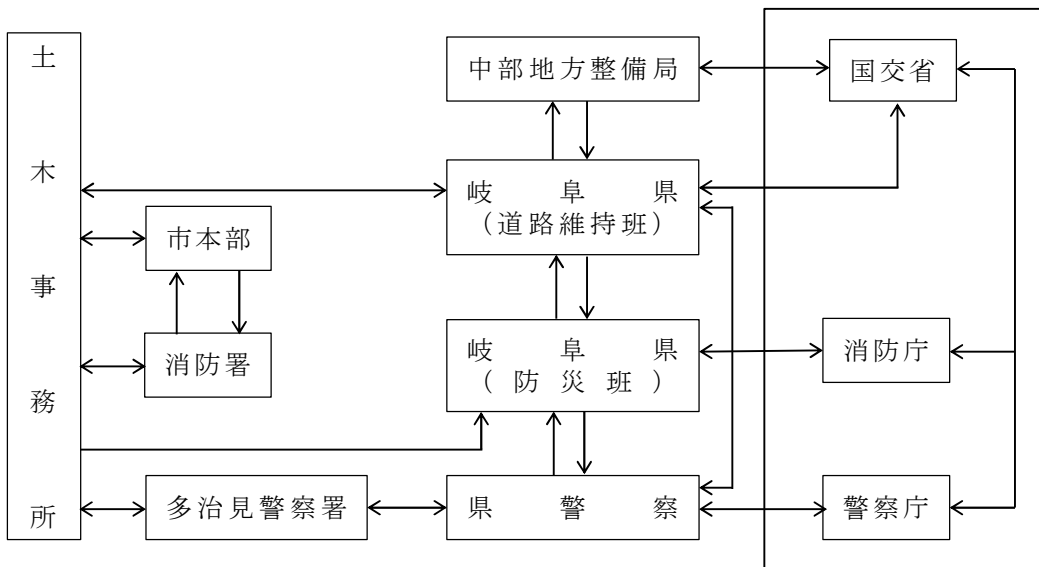
道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。

なお、市、警察が情報収集をするに当たっては、必要に応じ県防災ヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努める。

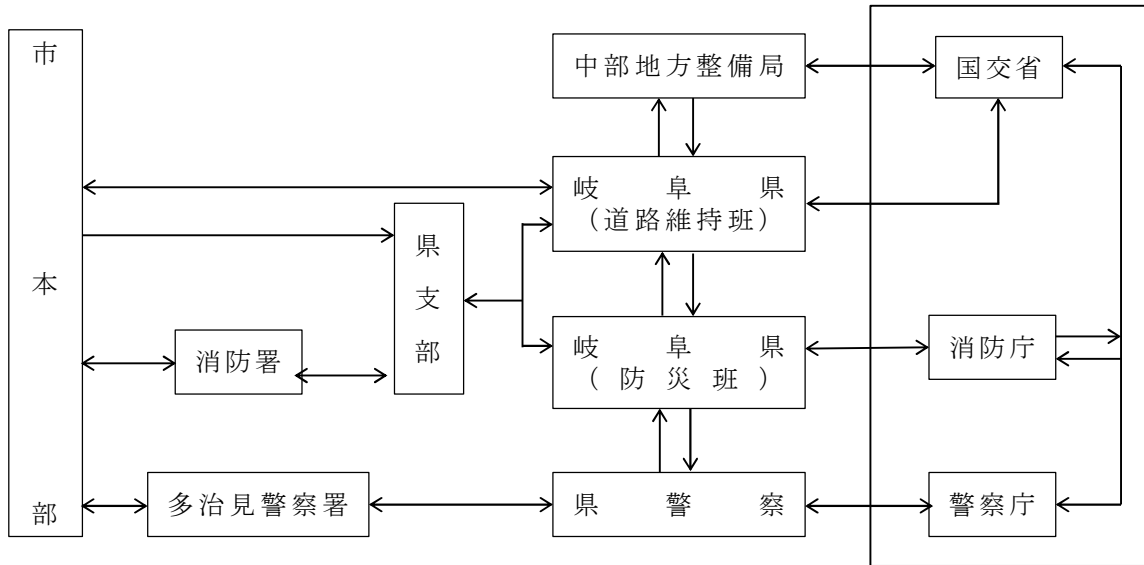
ア 国の管理する道路



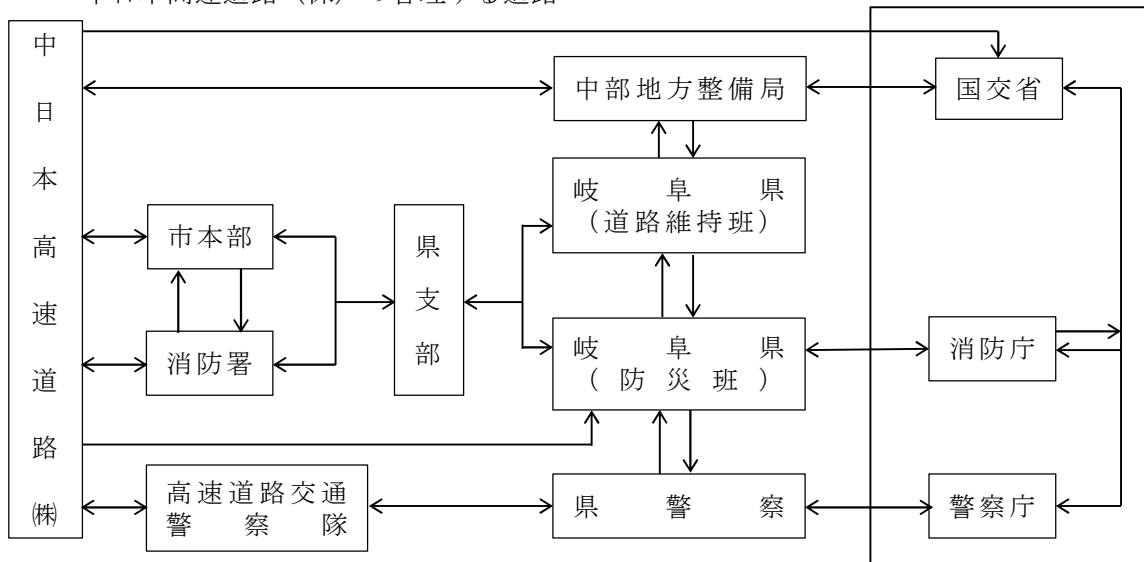
イ 県の管理する道路



ウ 市の管理する道路



エ 中日本高速道路（株）の管理する道路



(2) 応急対策活動情報の連絡

- ア 道路管理者は、国、県、市等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- イ 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
- ウ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 通信手段の確保

- ア 市及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 電気通信事業者は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 道路管理者の活動体制

- ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。
- イ 道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置

等必要な体制をとる。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 防災関係機関は、市等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(4) 広域的な応援体制

ア 市は、独自で十分な応援活動が実施できない場合は、県支部に応援を要請するとともに、隣接する市等への応援を要請する。

イ 市は、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をすよう求める。

3 救助・救急・医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 道路管理者等、防災関係機関による救助・救急活動

a 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

b 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ県支部に応援を要請するとともに、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

イ 市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護チームの派遣を要請する。

(3) 消火活動

ア 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

イ 市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

- ア 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- イ 警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、(一社)岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。
- ウ 交通規制に当たって、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

5 危険物の流出に対する応急対策

- (1) 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。
- (2) 市及び県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期道路交通の確保に努める。
- (2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (3) 警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な処置を講ずる。
- (4) 警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施する等、必要な措置を講ずる。

7 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

- ア 市及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況・安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- イ 市及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

8 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第4節 危険物等災害対策

危険物の漏洩・流出・火災・爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発による多数の死傷者等の発生、毒物劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者の発生、放射性物質の放射線障害の発生等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策については、本計画に定めるところによる。

なお、放射性物質による放射線障害の防止及び公共の安全確保については、国の省庁が所掌し、国の管理と事業者の責任において行われているが、本計画では、県及び市が地震、火災等による放射性物質の放射線障害の発生による災害についてとるべき対策について定めるものとし、原子力災害対策については、「原子力災害対策計画編」による。

第1項 災害予防計画

各 課 共 通

1 危険物等関係施設の安全性の確保

- (1) 危険物、高圧ガス、毒物劇物、火薬類及び放射性物質（以下、本項において「危険物等」という）の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、本項において「事業者」という）は、法令で定める技術基準を遵守する。また市は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。
- (2) 市、及び事業者は、自主保安規定等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。
- (3) 市、及び事業者団体は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図る。
 - ア 危険物
危険物取扱者保安講習
 - イ 高圧ガス
 - a 保安企画推進員講習
 - b 保安主任者講習
 - c 保安係員講習
 - d 液化石油ガス業務主任者講習
 - e 液化石油ガス設備士再講習
 - f 充てん作業員再講習
 - ウ 毒物劇物
毒物劇物営業者を対象とした毒物・劇物の取扱等に関する講習
 - エ 火薬類
 - a 保安手帳所持者及び従事者手帳保持者保安教育講習
 - b 発破技師講習

(4) 市及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

2 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む）

市は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防等について指導する。

3 高速道路上の危険物等事故対策

中央自動車道及び東海環状自動車道における危険物事故対策については、「岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等により対応する。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

a 市、事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。

その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

b 市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

a 市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

b 市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

a 市、事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

b 市、事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、事業者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関、事業者団体相互において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。また、事業者は資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

ウ ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、消防機関及び県警察等関係機関で市に必要な応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体

制、初期出動体制及び避難体制の整備を図り、保安の確立を推進する。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

イ 医療活動関係

a 市及び日本赤十字社岐阜県支部は負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄、調達体制の整備及び在庫量の把握に努める。

b 市及び事業者は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

a 市は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

b 市は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

c 市及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

市及び県警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制を整備する。

(5) 危険物等の流出時における防除活動関係

ア 市は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 市は、危険物が流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

ウ 市は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 避難収容活動関係

ア 避難誘導

a 市は、避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

b 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

c 市は、高齢者、障がい者その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

イ 避難所

a 市は、都市公園、河川敷、公民館、学校、緑地等公共的施設等を対象に、避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

※参考資料編「非常災害時における相互連携対応に関する協定」参照

b 市は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

(7) 防災業務関係者の安全確保関係

市は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

(8) 被災者への的確な情報伝達活動関係

ア 市及び放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

イ 市は、住民等からの問い合わせ等に対する体制についてあらかじめ計画しておく。

(9) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

a 消防機関及び県警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

b 市、県警察、消防機関、自衛防災組織及び地域住民等は相互に連携した訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

a 市及び自衛防災組織等が訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等、実践的なものとなるよう工夫する。

b 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 災害復旧への備え

ア 各種データの整備保全

市及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 風水害への備え

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

6 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

ア 市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

a 危険物

危険物安全週間（毎年6月第2週の日曜日から土曜日の1週間）

危険物安全の日（毎月8日）

b 高圧ガス

高圧ガス危害防止週間（毎年10月下旬の1週間）

L Pガス消費者保安月間（毎年10月）

c 火薬類

火薬類危害予防週間（毎年6月上旬の1週間）

イ 市は、地域の防災的見地からのアセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配付するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

ウ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

エ 市等は、防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用する。

（2）防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2項 災害応急対策

各 課 共 通

1 災害直後の情報収集・連絡体制及び通信の確保

（1）災害情報の収集・伝達

ア 危険物等災害発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

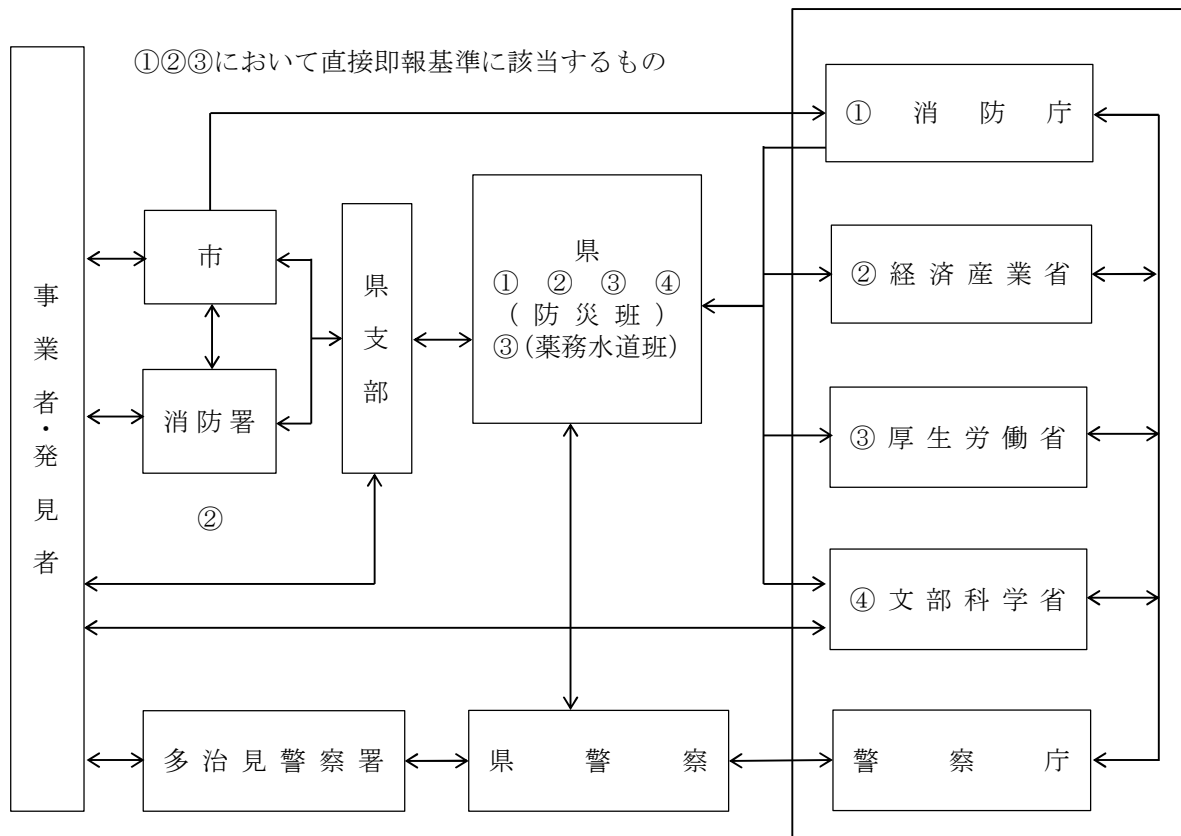
a 事業者は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市へ連絡する。

b 市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

なお、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づく「直接即報基準」に該当する危険物等に係る事故の場合には、直接消防庁にも連絡する。

(2) 災害時の情報伝達系統

危険物災害が発生した場合の災害発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次による。



①危険物、②火薬類、高圧ガス、③毒物劇物、④放射性物質による災害時②③④の場合にも必要に応じ、消防庁へ連絡する。また、河川等へ危険物等が流出した場合は、必要に応じ、県（環境管理班）へ連絡する。

(3) 応急対策情報の連絡

- ア 事業者は、市に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- イ 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- ウ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

- ア 市、事業者及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 電気通信事業者は、災害時における市等防災関係機関重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

- ア 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。
- イ 事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。
- ウ 事業者は、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 防災関係機関は、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(4) 広域的な応援体制

ア 市は、災害の規模に応じ「災害時相互応援協定」等に基づき、応援を要請する。

イ 事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の事業者により応援を要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をすよう求める。

(6) 防災業務関係者の安全確保

ア 市は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。

イ 市は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行う。

3 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置を講ずる。

市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、適切な応急対策を講ずる。

4 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 市、その他の各機関による救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、消防組織法第44条に基づく「緊急消防援助隊」及び「災害応援に関する協定書（9県1市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

イ 市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護チームの派遣を要請する。

(3) 消火活動

ア 消防機関及び自衛消防組織等による消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。
- (2) 消防機関は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行う。
- (3) 市は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用等、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。
- (4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

6 避難収容活動

- (1) 避難誘導の実施
 - ア 発災時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。
 - イ 避難誘導に当たっては、市は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (2) 避難所
 - ア 避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。
 - イ 避難所の運営管理
 - a 市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
 - b 市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。
 - c 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。
- (3) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

7 施設・設備の応急復旧活動

市は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

- (1) 市及び事業者は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関

する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

(2) 市及び事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第5節 林野火災対策

本市は林野面積が69%を占めている。森林は水源をかん養し、保健と休養の場となるものであるが、最近では観光登山、リクリエーション等住民等の利用が急速に増してきたこと等から林野の保全、特に林野火災に対する予防対策は急を要するところである。

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対する対策については、本計画に定めるところによる。

第1項 災害予防計画

各 課 共 通

1 林野火災に強い地域づくり

- (1) 市は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施する。
- (2) 市は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有（管理）者は、土岐市火災予防条例の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行う。
 - ア 山林、原野において火入れをしないこと。
 - イ 煙火を消費しないこと。
 - ウ 屋外においてたき火をしないこと。
 - エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
 - オ 残火（たばこの吸いがらを含む）、取灰又は火粉を始末すること。
 - カ 山小屋等において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。
- (3) 林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

2 林野の所有（管理）者の管理上の指導

市は、林野火災に関し、林野の所有（管理）者に対し必要な施業を行うよう指導するが、次の事項については特に積極的に行う。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入を図る。
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。
- (3) 林道構築に当たっては、必要に応じて林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。
- (4) 事業地には、防火処理を行う。
- (5) 火入れに当たっては、森林法に基づくほか消防機関と緊密な連絡を図る。
- (6) 火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りをを行う。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 情報の収集・連絡関係
 - ア 情報の収集・連絡体制の整備

- a 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- b 市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 情報の整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

ウ 通信手段の確保

- a 市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- b 市及びその他防災関係機関は、平常時より災害時の情報通信手段の確保に努める。なお、その際、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備に配慮する。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

- a 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。
- b 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

ア 救助・救急及び消火活動関係

市は、林野火災工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

イ 医療活動関係

- a 市及び日本赤十字社岐阜県支部土岐市地区は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療費機材等の備蓄、調達体制の整備及び在庫量の把握に努める。
- b 市は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

- a 市は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- b 市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、

消防体制の整備に努める。

- c 市及び林野の所有（管理）者は、林野火災用工作機械、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

市及び県警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制を整備する。

(5) 避難収容活動関係

ア 避難誘導

- a 市は、避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。
- b 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。
- c 市は、高齢者、障がい者その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

イ 避難所

- a 市は、公民館、学校及び公共施設等を対象に、避難所をその管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

※参考資料編「非常災害時における相互連携対応に関する協定」参照

- b 市は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

市は、それぞれの所管する公共施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

ア 市及び放送事業者等は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

イ 市は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

- a 消防機関は、様々な林野火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。
- b 市、消防機関、森林組合、民間企業及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

- a 市及び森林組合等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等、実践的なものとなるよう工夫する。
- b 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

ア 市は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱によるものであることにかんがみ、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等への啓発を実施する。

なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行う等、林野火災の発生傾向に十分

留意する。媒体については、おおむね次のものを利用する。

- a 展覧会、講演会開催等による方法
- b 映画、スライド等映写による方法
- c 標識板、ポスターの掲示、パンフレット等の配付による方法
- d 学校、諸団体等への宣伝委嘱の方法
- e 林業従事者等を対象とした講演会を行う方法
- f 林野火災の訓練、演習を通じて行う方法

イ 市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置する等、防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。

ウ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

エ 防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 保健休養林等の保全

市は、レクリエーション等住民の保健と、休養の場となっている「東海自然歩道」、「県民休養の森」、「生活環境保全林」「緑地環境保全地帯」等の場所については、特に自然環境を保持するため、森林愛護及び防火思想の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

(4) 住民の防災活動の環境整備

ア 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

イ 林野火災の予防活動については、地域住民や林業従事者等の協力が不可欠であるので、市は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長する。

第2項 災害応急対策

各 課 共 通

1 災害直後の情報収集・連絡体制及び通信の確保

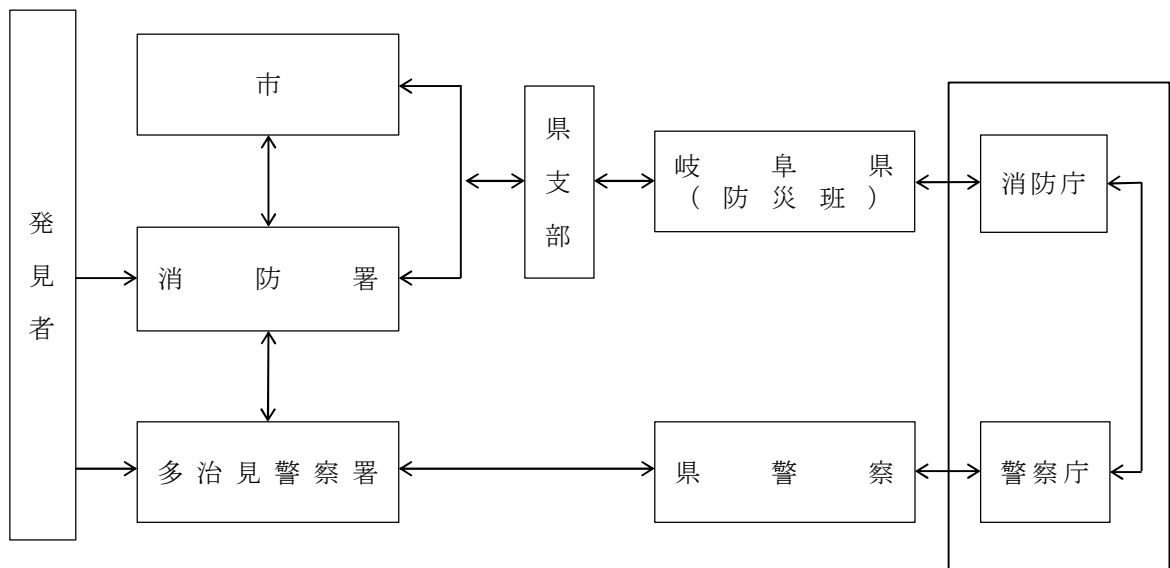
(1) 災害情報の収集・伝達

ア 林野火災発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(2) 災害時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

ア 市及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 電気通信事業者は、災害時における市の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び県警察との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 防災関係機関は、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をすよう求める。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 市、県及び国の各機関による救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、消防組織法第44条に基づく「緊急消防援助隊」及び「災害応援に関する協定書（9県1市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

イ 市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護チームの派遣を要請する。

ウ 県は、市から医薬品、衛生材料及び医療用具の確保について、応援要請を受けたときは、「災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書」等に基づき岐阜県医薬品卸協同組合等から調達するとともに、状況に応じ県立病院等が所有している医薬品等を活用する。

(3) 消火活動

ア 消防機関等による消火活動

a 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

b 住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

c 消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行う等、早期消火に努める。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

5 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

ア 発災時に市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たって市は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 避難所

ア 避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 避難所の運営管理

a 市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等

の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

b 市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。

c 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なよう努める。

(3) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

6 施設・設備の応急復旧活動

市は、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 市は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

(2) 市は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

8 二次災害の防止活動

(1) 市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生する恐れがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

(2) 市は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第6節 大規模な火事災害対策

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策については、本計画に定めるところによる。

第1項 災害予防計画

各 課 共 通

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等、骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化・水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ 市及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

a 市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行う等、適正な維持管理を行う。

b 市及び事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努める。

また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の推進を図る。

イ 建築物の防火管理体制

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

a 市は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

b 市及び事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防

火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

a 市、及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

b 市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した静止画像電送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

a 市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

b 市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

a 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

b 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及びその他防災関係機関は応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(3) 救助・救急・医療及び消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

イ 医療活動関係

a 市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

b 市は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

a 市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然

水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

- b 市は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- c 市は、大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備をする。

(5) 避難収容活動関係

ア 避難誘導

- a 市は、避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。
- b 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。
- c 市は、高齢者、障がい者その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

イ 避難所

- a 市は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難所及び避難ひろばをその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

※参考資料編「非常災害時における相互連携対応に関する協定」参照

- b 市は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

市及びその他防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

- ア 市は大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。
- イ 市は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

- a 消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。
- b 市は、県、県警察、事業者、その他防災関係機関及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

- a 市及びその他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等、実践的なものとなるよう工夫する。
- b 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(9) 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

- ア 市は、全国火災予防運動、防災週間を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。
- イ 市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。
- ウ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- エ 防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 防災関連設備等の普及

市は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努める。

(3) 防災訓練の実施、指導

- ア 市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。
- イ 市は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の大規模な火事発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2項 災害応急対策

各課共通

1 発災直後の収集・連絡及び通信の確保

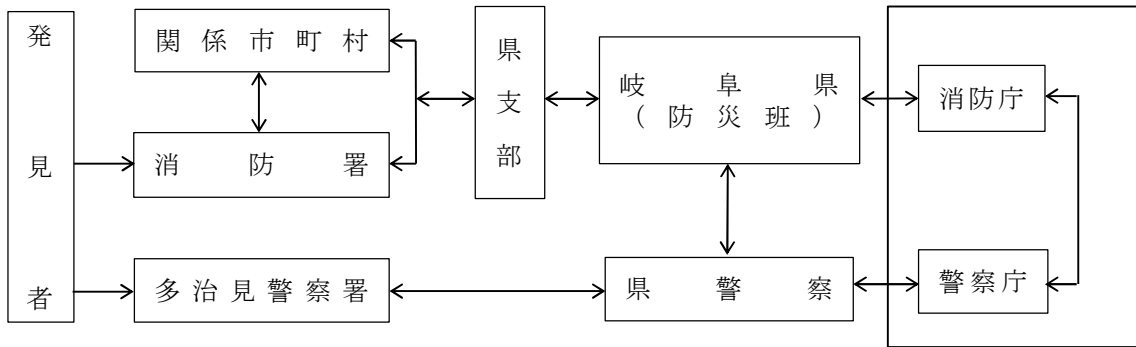
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模な火事発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(2) 災害時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(4) 通信手段の確保

市及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害現地との災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をすよう求める。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 市による救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、県に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

イ 市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護チームの派遣を要請する。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、状況に

よっては、ヘリコプターによる空中消火の実施を要請する。

4 緊急輸送の為の交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

5 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

ア 発災時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、市は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 避難所

ア 避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 避難所の運営管理

a 市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

b 市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。

c 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

d 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供により、避難所の早期解消に努める。

(3) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

ア 市及びその他防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

イ 市及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

ウ 市及びその他防災関係機関は、掲示板、広報紙、広報車等による情報伝達のほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を

随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努める。

7 施設・設備の応急復旧活動

市及びその他防災関係機関は、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。